

令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

実務者研修における外国人受講者の受入環境整備
に関する調査研究事業

報告書

令和7年3月



PwC コンサルティング合同会社

目次

0. 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の方法	3
1) 検討委員会の設置・開催	3
2) 先行研究調査	4
3) アンケート調査の実施	4
4) 事例集の作成	5
5) 出版社向けの意見交換会の実施	9
6) 手引き等の作成	9
I. 実務者研修にかかる先行研究調査結果	11
1. 調査の対象とした資料	13
2. 先行研究の整理	14
II. アンケート調査結果	15
1. 調査対象の概要	17
1) 回収率の詳細	17
2) 研修実施者概要	20
2. アンケート調査結果のまとめ	24
3. 調査結果のまとめ(詳細)	26
1) 実務者研修実施者基礎情報	26
2) 受講者(外国人受講者)への対応状況	37
3) 介護福祉士実務者研修の効果検証に関する対応状況	45
III. 研修実施者 事例集	55
1. 本事例集について	57
2. 事例一覧表	59
3. 研修事業者 事例	60
【事例 1-1】多数の分校を持つ強みを活かした取組	60
【事例 1-2】受講者所属施設の職員が教員を担当し、実務と繋げた研修を実施する取組	62
【事例 2-1】国家試験や受講資金貸付など周辺制度の案内や事務手続きを支援する取組	63
【事例 3-1】日本語能力・実務経験を事前確認する取組	65
IV. 送り出し機関(施設・事業所) 事例集	67
1. 本事例集について	69
2. 事例一覧表	70
3. 送り出し機関(施設・事業所) 事例	71
【事例 1-1】外国人職員のキャリア形成の中に実務者研修での学びを位置づける取組	71
【事例 1-2】業務マスターシートを活用し、実務者研修の成果を可視化する取組	74
【事例 2-1】計画的な介護福祉士国家資格取得を支援する取組	76
【事例 2-2】実務者研修の学習効果を高めるために初任者研修の受講を促す取組	78

V. 出版社向けの意見交換会実施結果	81
1. 意見交換会での調査項目	83
2. 意見交換会で収集できた意見	83
VI. 【研修実施者向け】外国人受講者に向けた介護福祉士実務者研修運営の手引き	85
VII. 【外国人受講者向け】介護福祉士実務者研修をより理解するために読む本	121
付属資料	155

0. 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

厚生労働省（2023）「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」で示された介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数によると、都道府県が推計した介護職員の必要数は、2019年度の約211万人に対し、2023年度では約233万人、2025年度では約243万人、2040年度では約280万人となり¹、将来的に上記必要数を満たすために、介護人材確保は喫緊の課題である。

このような中、外国人介護人材の確保・定着及び受入環境の整備を図ることも、同様に必要とされている²。現在、我が国においては、医療・福祉分野における外国人労働者数が増加傾向にあり、現存する4つの在留資格ごとのルートにおいて、すでに多くの外国人労働者が介護業界で就労している。

これらルートについては、それぞれの制度目的も異なり、該当者である外国人介護人材の入国目的もさまざまである。また、入国時の日本語要件も異なる中、多文化、かつ能力差が大きいことも想定されており、人材定着のためには、これらの状況を鑑みた人材育成が必要となってくる。

令和5年11月30日に取りまとめられた「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における「最終報告書」においても、以下の3点が制度見直しにおける「視点（ビジョン）」として挙げられており³、これらの考え方を根底に置いた外国人介護人材の人材育成の方策を検討していくことが重要と思われる。

- ① 外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること
- ② 外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること
- ③ 全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

このうち、「視点（ビジョン）」のうち②については、外国人介護人材が介護福祉士国家資格を取得し、資格取得後にどのようなキャリア構築をしていくかについての支援を検討していくことが重要と考えられる。また、在留資格「技能実習」及び在留資格「特定技能」の外国人介護人材が国家資格を取得するためには、介護福祉士実務者研修（以下、「実務者研修」という。）を受講し受験資格を得ることとなるが、以下を例として複数の指摘が挙げられている⁴。

- ・ 介護事業者や従事する職員（外国人介護人材を含む）に十分な情報提供がなされていない
- ・ 研修実施事業者（以下、「事業者」という。）リストの多言語対応が不十分
- ・ スクーリング受講が必須となる科目「介護過程Ⅲ」「医療的ケア」以外の通信受講が可能な科目について、母国語を日本語としない方が困ることがないよう、外国人向けの分かりやすいテキストの作成や、eラーニングなど自己学習を支援する教材の提供などの支援が必要

さらに、実務者研修実施者数は、ここ2023年までの10年間で事業者の数に3倍強の増加が見られ、新規事業者が多いことが想定されるほか、多くの研修実施において、使用テキストの実態やカリキュラム提示がホームページ上になされていないといった指摘⁵も見られることから、実施者による研修内容に違いがあることが想定されるもの、その実態は明らかとなっていない。

このため、本事業では、以下3点を目的とし、事業を実施した。

- 外国人介護人材が実務者研修を受講する際の課題の整理
 - ・ 実務者研修の実施実態について明らかにするため、実務者研修実施者向けのヒアリング調査を実施する。当該内容は先行研究調査を行ったうえで構成する。

1 厚生労働省（2023）『第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について』、参照先：厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/001274765.pdf>

2 厚生労働省（2023）『検討にあたっての考え方・検討事項』、第1回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 資料3。参照先：厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001123772.pdf>

3 法務省出入国在留管理庁（2023）『最終報告書』、実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議。参照先：法務省出入国在留管理庁、<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>

4 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2023）『外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業報告書』、令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）、p.15

5 小林 圭子ほか（2023）『介護福祉士養成における実務者研修（通信課程）の実態調査』、敬心・研究ジャーナル、2023年7巻2号、pp.67-74

- 実務者研修実施者・送り出し機関の取組事例集の作成
 - ・ 上記ヒアリング調査の結果を踏まえ、実務者研修実施者と実務者研修に職員を送り出す機関それぞれについて、工夫事例を取りまとめる。
- 実務者研修実施者・外国人受講者に向けた手引き（成果物）等の作成
 - ・ 実務者研修のテキスト作成を行う出版社との意見交換会を行い、外国人介護人材に向けた実務者研修補助教材のあり方の意見収集を行う。
 - ・ 上記ヒアリング調査と意見交換会で整理された情報を元に、下記の二者に向けた手引き等を作成する。
 - ◇ 実務者研修実施者、外国人受講者

【本報告書で使用する用語の定義】

用語	用語の意味や使用方法について
実務者研修実施者	・ 実務者研修を実施する事業者を指す。
送り出し機関 (介護施設・事業所)	・ 所属する職員が実務者研修を受講している、またはする予定の介護施設・事業所等の機関を指す
受講者	・ 実務者研修の受講者を指す。

2. 調査研究の方法

1) 検討委員会の設置・開催

当該分野に精通した有識者からなる検討委員会を設置し、その議論を踏まえて調査研究を進めた。
なお、検討委員会は3回開催した。

実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業 検討委員会 委員名簿

(50音順)

(検討委員会)

青井 恵里	国際交流&日本語支援 Y 日本語講師
浅野 幸子	日本介護福祉士会 副会長
委員長 小山 晶子	中部学院大学 講師／ 医療介護福祉政策研究フォーラム シニアアドバイザー
品川 智則	東京 YMCA 医療福祉専門学校 介護福祉科 副学科長
武田 卓也	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
田島 香代	奉優会 経営企画本部 理事／本部長
辻 泰代	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 非常勤講師
矢口 浩也	国際厚生事業団 外国人介護人材支援部 部長

(オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

(事務局)

PwC コンサルティング合同会社

安田 純子／岡田 泰治／岡田 有真

表: 検討委員会 開催日程及び議題

回数	日程	議題
第1回	2024 年8月 20 日(火) 19:00～21:00	○実務者研修の外国人受講に関する課題意見の聴取 ○事業の目的・内容(認識の共有) ○ヒアリング対象の選定 ○ヒアリング調査項目に関するディスカッション ○成果物骨子案の検討
第2回	2024 年 10 月 21 日(月) 18:30～20:30	○ヒアリング調査結果に関するディスカッション ○成果物骨子案(修正版)の確認
第3回	2025 年3月5日(水) 18:00～20:30	○成果物(案)に関するディスカッション

2) 先行研究調査

本調査・研究事業を実施するにあたり、先行研究で明らかになっていることを確認し、実務者研修に関する課題を整理することとした。先行研究調査の結果は、以下「3) アンケート調査の概要（調査設計）」での調査票作成の基礎資料として活用した。なお、先行研究調査結果は、後述「I. 実務者研修にかかる先行研究調査結果」で確認されたい。

(1) 先行研究調査の目的

実務者研修における外国人受講者の受入についての課題に特化した先行研究は多くないことが予想される一方、実務者研修全体については、実施者や教員によって研修の質に差があるという課題や、通常業務と並行して受講する場合、経済的・時間的に受講が難しい受講者が存在する等の課題が挙げられる場合があり、研修の質、研修の受けやすさの両面において改善点があることが想定された。

本調査・研究事業を実施するにあたり、先行研究で明らかになっていることを確認し、実務者研修全体の課題と、その中での外国人受講者の受入れにおける課題を整理することとした。

表: 先行研究調査の目的

目的
実務者研修に関わるステイクホルダー別の課題を整理し、外国人受講者の受入に関する課題の位置づけを明確化すること。

(2) 先行研究の検索方法

介護福祉士養成課程における現行カリキュラムの基となる、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（2017（平成 29）年 10 月 4 日）の公表をふまえ、2014 年 1 月から 2024 年 6 月までに発表された国内文献を対象に、医中誌 Web を用いて、2024 年 6 月 30 日に検索した。実務者研修に関連する「介護」「実務者研修」をキーワードに AND 検索を行ったところ、計 38 件が該当した。また、該当した論文の参考文献と Google Scholar における関連語の検索結果等から関連度の高いと思われる文献資料 23 件を追加で収集した。

なお、該当文献数が少なかったため、査読の有無は問わず収集した。

表: 文献検索結果

項目	内容
検索媒体	医学中央雑誌（医中誌 Web）
検索キーワード	「介護 AND 実務者研修」
検索日、抽出期間	検索日：2024. 06. 30、論文抽出期間：2014. 01. 01～2024. 06. 30
抽出結果	38 件（うち原著論文 6 件）

3) アンケート調査の実施

本事業とは別で実施した「実務者研修の実施把握に関する調査研究事業」検討委員会において、実務者研修運営・実施の実態を把握するため、全国の実務者研修実施者を対象としたアンケート調査を実施した。当該調査のアンケート項目には、本事業の主旨である外国人の受入環境に関する質問事項が含まれるため、本事業と共同で委員会（第 2 回検討委員会）を開催し、アンケート調査項目の検討を行った。上記の経緯から、当該アンケート調査結果内の外国人受講者にかかる箇所のみ、本報告書内に結果を掲載する。アンケート調査の概要については以下のとおりである。

(1) 調査設計

実務者研修運営・実施の実態を把握するため、全国の実務者研修実施者を対象としたアンケート調査を実施した。主な調査項目は下記の通りである。なお、アンケート調査結果は、後述「II. アンケート調査結果」で確認されたい。

- I. 実務者研修実施者の基礎情報
- II. 実務者研修の構成状況
- III. 受講者への対応状況
- IV. 実務者研修の効果検証に関する対応状況

(2) 調査対象

2024 年 4 月 1 日時点で指定済みであり、受講者募集を継続している全国の実務者養成施設すべての実施者に対して、指定済みの研修課程単位でのアンケート調査を実施した。(1,234 研修課程)

(3) 調査方法

アンケート調査票を郵送し、同封した返送用封筒にて調査票を回収した。

(4) 調査期間

令和 6 年 11 月 20 日（火）調査票発送、令和 6 年 12 月 13 日（金）到着分までを有効票とした。
(調査期間 24 日間)

(5) 回収状況

有効回答数 630、有効回答率 51.1%であった。

4) ヒアリング調査の実施

(1) ヒアリング調査の実施

委員会での推薦と協議をふまえ、実務者研修実施者 3 者と送り出し機関 2 者を選定し、半構造化インタビューによるヒアリング調査を実施した。調査対象者は、実務者研修実施者向けでは運営代表者と教員代表者の 2 名、送り出し機関向けでは介護職の取りまとめを行う役職者と人材育成担当の 2 名とした。ヒアリング時間はそれぞれ 1 時間～2 時間ずつ、オンライン（ビデオ通話）または対面で実施し（計 5 回）、事例集作成や検討委員会での議論が必要が生じた場合には、追加で確認のための聴き取りを行った。

表: 実務者研修実施者向け ヒアリング項目

研修実施者概要		・ 母体、研修実施の目的、実施することになった経緯、都道府県による独自要綱
研修の質に関する 実態／課題	1. 研修の構成内容に関する 実態／課題	・ カリキュラム設定に関する実態／課題 ✓ 外国人受講者に理解が難しい分野・科目 ✓ 外国人受講者向けに行っている配慮・研修支援 ➢ 外国人向けの個別対応 ➢ 外国人向けの補講・補助教材 ✓ 外国人含む受講者同士が助け合える環境づくりに関する工夫点・困りごと
	2. 講師の質に関する 実態／課題	・ 過去3か年の講師数、および講師属性(講師の修了研修等) ・ 講師要件の設定に関する実態／課題 ✓ 講師の外国人受講者対応経験 ✓ 講師が行う外国人受講者への研修理解促進対応に関する工夫点と困りごと ・ 講師選定に関する実態／課題 ✓ 外国人受講者対応に関わる講師間の連携(専任講師による非常勤講師のサポートなど)
	3. 受講者状況に関する 実態／課題	・ 外国人受講者の日本語能力に関する実態 ・ 日本人と比較した外国人受講者の実務経験、モチベーションの水準、研修理解度の水準
	4. 研修運営・指導・受講体制の 実態／課題	・ 外国人受講者を受け入れている他の実務者研修実施者との支援ネットワーク有無
	5. 研修の質担保のための対応 に関する実態／課題	・ スクーリング時のGW等における(コミュニケーションレベル等を考慮したうえで)工夫点と困りごと ・ 日本人と比較した外国人受講者の修了認定における達成水準、修了率
研修の受けやすさに関する 実態／課題	6. 受講促進に関する 実態／課題	・ 受講しやすさを担保するための工夫点と困りごと ✓ 受講料を受け取るタイミング(受講前／受講後) ・ 受講者確保に関する工夫点と困りごと
その他		受講者(送り出し施設)／都道府県／国に期待すること

表:送り出し機関(施設・事業所)向け ヒアリング項目

施設・事業所概要	- 職員状況 ✓ 外国人職員のうち介護福祉士の割合 ✓ 外国人職員のうち実務者研修修了者の割合 ✓ 外国人職員のうち技能実習、特定技能(実務者研修受講候補者)の割合 - 外国人職員受入の目的 - キャリアラダーの策定実態／課題 ✓ (在留資格の期限など一定の制限がある)外国人職員に特化した資格取得・研修受講支援制度の構築状況、及びキャリアラダーにおける実務者研修の位置づけ
施設・事業所の能力開発	1. 職員教育の実態／課題 - 職員本人における能力開発状況に関する実態／課題 ✓ 日本人職員と比較した外国人職員の実務者研修受講希望度、モチベーションの水準 - 教育担当としての教育訓練・能力開発推進に関する実態／課題 ✓ うち、実務者研修以外の外国人人材教育訓練・能力開発推進に関する工夫 - 職員教育に関する外国人介護人材特有の対応／課題 2. 実務者研修における対応実態／課題 - 監理団体(技能実習)、登録支援機関(特定技能)等との研修受講時の情報共有に関する工夫点と困りごと - 研修費用等サポート状況の実態／課題 - 研修受講に伴う事務手続き等サポートの実態／課題 - 受講先の選定を行っている場合、その選定理由 - 研修実施者／受講者との情報共有に関する工夫点と困りごと
その他	受講者(送り出し施設)／都道府県／国に期待すること

(2) 事例集の作成

ヒアリング内容から工夫された取組事例を抽出し、事例集を取りまとめた。1つのヒアリング対象から複数の工夫事例を作成している場合もある。ヒアリング調査対象先は、研修実施者3機関、送り出し機関（施設・事業所）2機関である。なお、事例集の詳細は、後述「Ⅲ．研修実施者 事例集」及び「Ⅳ．送り出し機関（施設・事業所） 事例集」で確認されたい。

表：研修実施者向けヒアリング調査の対象一覧

研修実施者の概要			
事例番号	実施者 1	実施者 2	実施者 3
法人種別	株式会社	公益社団法人	学校法人
所在地	神奈川県	新潟県	岐阜県
開始年	2022 年	2016 年	2019 年
教育課程	通信課程 (e ラーニング)	通信課程 (テキスト＋添削指導)	通信課程 (e ラーニング)
スクーリング時間	介護過程Ⅲ：45 時間（6 日） 医療的ケア演習：12 時間（2 日）	介護過程Ⅲ：45 時間（6 日） 医療的ケア演習：8.5 時間（1 日）	介護過程Ⅲ：45 時間（5 日） 医療的ケア演習：14 時間（2 日） ※別途オリエンテーション 2.5 時間
年間定員	1632 人 (35 会場 65 学級) ※1 学級定員は学級により異なる	24 名 (1 学級 24 名×1 学級)	200 名 (1 学級 50 名×年 4 回開講)
直近受講者数	2023 年 22 名	2023 年 23 名	2023 年 31 名
直近外国人 受講者数	2023 年 4 名（特定技能 4 名） 2024 年 19 名（特定技能 19 名）	2023 年 0 名 2024 年 1 名（特定技能 1 名）	2023 年 2 名 (特定技能 1 名、永住者 1 名)
受講料 (受講免除科目 がない場合※)	130,000 円（会員） 200,000 円（非会員）	97,000 円	120,000 円
教員数	専任 2 名、兼任 5 名 (兼任者は施設職員)	専任 5 名	専任 1 名、兼任 6 名 (兼任者は大学教員、非常勤講師)
研修時間数	450 時間 (科目「医療的ケア」における演習 12 時間を除く)	450 時間 (科目「医療的ケア」における演習 (通学 1 日) 除く)	450 時間 (科目「医療的ケア」における演習 14 時間を除く)

※ 修了済みの研修等によって科目の受講免除が行われるため、同実施者内でも受講科目数によって受講料金が異なる場合が多い。科目の受講を免除できる研修等としては「介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」「介護に関する入門的研修」「訪問介護員養成研修」「介護職員基礎研修」「喀痰吸引等基本研修」「看護師・准看護師資格」等が一般的である。

表:送り出し機関(施設・事業所)向けヒアリング調査の対象一覧

送り出し機関(施設・事業所)の概要		
事例番号	送り出し元機関 1	送り出し元機関 2
法人種別	社会福祉法人	株式会社
所在地	東京都	栃木県
設立年	1996 年	1996 年
介護職員数	常勤 63 名 非常勤 25 名 〈うち介護福祉士数〉常勤 49 名 非常勤 12 名	800 名 〈うち介護福祉士数〉305 名
外国人 介護職員数	23 名 (在留資格「介護」8 名、特定技能 6 名、留学 9 名)	14 名 (技能実習 6 名、特定技能 8 名)
実務者研修 受講者数	2021 年: 4 名 2022 年: 1 名 2023 年: 2 名(うち外国人 2 名 (特定技能))	2021 年: 6 名 (うち外国人 0 名) 2022 年: 15 名 (うち外国人 0 名) 2023 年: 20 名 (うち外国人 0 名) ※2024 年: 外国人 1 名 (特定技能)

5) 出版社向けの意見交換会の実施

実務者研修を受講する外国人介護人材に対する補助教材を作成する際の注意点等の意見を抽出するため、日本人向けの実務者研修教材を作成している出版社に対するグループインタビュー形式の意見交換会を実施した。なお、本意見交換会実施結果は、後述「Ⅴ. 出版社向けの意見交換会 実施結果」で確認されたい。

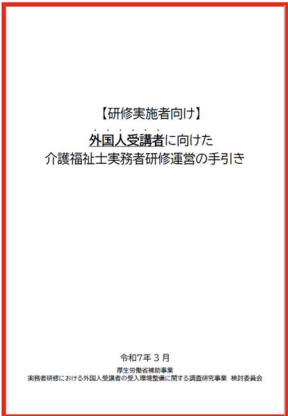
表：出版社向けの意見交換会 実施概要

項目	内容
調査先	令和6年度時点で実務者研修のテキストを作成している全出版社
調査件数	2機関（R6.7月時点） ※全6機関に依頼し、お受けいただいた2機関
調査回答対象	実務者研修のテキスト編集にかかわる編集者
調査スケジュール	令和7年1月に実施
調査手法	半構造化グループインタビュー形式（オンライン実施）

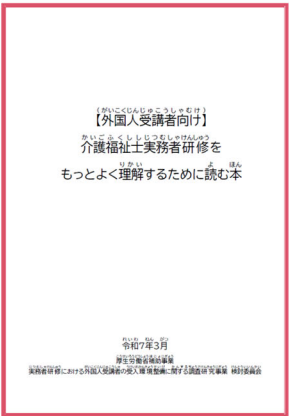
6) 手引き等の作成

前述の先行研究調査、アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、検討委員会での内容検討を経て、「【実施者向け】外国人受講者に向けた介護福祉士実務者研修運営の手引き」、「【外国人受講者向け】介護福祉士実務者研修をもっとよく理解するために読む本」を作成した。本手引き等は、後述は、Ⅵ章・Ⅶ章にそれぞれに記載している。

図：外国人受講者に向けた
介護福祉士実務者研修運営の手引き



図：介護福祉士実務者研修を
もっとよく理解するために読む本



作成趣旨	・ 研修実施者に向け、外国人受講者を研修に受け入れる際の準備・対応を伝達すること
主な読み手	・ 研修責任者、教務主任ほか研修を担当する教員
活用方法	・ 既に外国人受講者を受け入れている機関において対応方針等のチェック、またこれから受入れを想定している機関において準備・対応する際の参考資料としていただくこと

作成趣旨	・ 外国人受講者が、研修でどのような学びを得、キャリアの中で研修をどう活用するか、また効果的に学ぶための学習のポイントを伝達すること
主な読み手	・ 外国人受講者（日本語が母国語でなく、日本文化にも慣れ親しんでいない方）
活用方法	・ 研修受講前、受講時にお読みいただき、受講の受け方や課題の取り組み方などについて理解し、研修受講に役立てていただくことを想定

I．実務者研修にかかる先行研究調査結果

1. 調査の対象とした資料

検索によって収集した 61 文献のうち、前述の目的「実務者研修の課題」について触れている文献は 20 件であった。

【原著論文】

1. 小林桂子, 清水絵理(2023), 「介護福祉士養成における実務者研修(通信課程)の実態調査」『敬心・研究ジャーナル』 7-2, p. 67-74
2. 小林桂子(2020), 「介護福祉士実務者研修通信課程における介護過程教育の課題」『国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科博士論文』
3. 秋山恵美子(2017), 「実務者研修通信課程『医療的ケア』基本研修における視覚教材導入の有用性」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』 15, p. 65-80
4. 中村秀一, 森永牧子, 塚本真由美, 河村陽子, 中野清隆, 田中悠(2017), 「介護職員における資格取得の実態と課題」『九州大谷研究紀要』 43, p. 122-189
5. 馬淵敦士(2017), 「現職介護従事者の意識に関する一考察—資格取得に対する意識調査を通して—」『四天王寺大学大学院 研究論集』 11, p. 115-138
6. 高橋幸裕(2016), 「介護職の職業的課題が与える人材確保問題に関する研究」『尚美学園大学総合政策論集』 22, p. 23-41

【資料（研究ノート、雑誌記事等）】

7. 内田千恵子(2016), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】介護福祉士養成に関する課題 実務者研修について」『地域ケアリング』 19-9, p. 84-87
8. 石川秀志(2014), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】実務者研修のデメリットをメリットへ」『地域ケアリング』 16-13, p. 30-36
9. 内田千恵子(2014), 「介護現場をマネジメントできる介護福祉士の必要性について 介護職の教育と認定介護福祉士」『地域ケアリング』 16-13, p. 8-11
10. 尾台安子(2014), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】実務者研修 450 時間における「医療的ケア」の通信教育の課題」『地域ケアリング』 16-13, p. 37-41
11. 櫻井恵美(2014), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】介護実務者研修の意義と課題」『地域ケアリング』 16-13, p. 12-18
12. 布施千草(2014), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】介護実務者研修に込める思い」『地域ケアリング』 16-13, p. 24-29
13. 横山孝子(2014), 「【介護実務者研修を取り巻く検討課題】実務者研修教員講習会の現状と課題」『地域ケアリング』 16-13, p. 19-23

【資料（調査報告書）】

14. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2024), 「外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業」
15. 一般財団法人 長寿社会開発センター(2024), 「介護員養成研修のあり方に関する調査研究事業」
16. グローバルカイゴ検定協会(2024), 「外国人介護人材キャリア育成手法の現場実践による効果性に関する調査研究事業」
17. 日本介護福祉士会(2024), 「在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業」
18. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2023), 「外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業」
19. 国際厚生事業団(2023), 「EPA に基づく外国人介護福祉士候補者が受入れ施設で習得する介護技術の統一的な評価方法を確立するための調査研究事業」
20. 日本介護福祉士養成施設協会(2022), 「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」

2. 先行研究の整理

先行研究で明らかになっている実務者研修における課題について、課題の種別の観点から整理した表を作成した。整理は、「研修全般に関する課題」、「実施者」、「送り出し機関（施設・事業所）」、「受講者」の区分で整理した。外国人受講者の受入に関わる課題は行頭の記号を四角形として区別している。また、実務者研修における課題の論点が一覧化できるよう、本表の中には、本事業委員会の中で委員から提示された課題の仮説を下線、ヒアリング調査の中で提示された課題を斜め文字で追加記載している。

表:実務者研修にかかるステイクホルダー別 課題整理表

実務者研修の課題					
		実務者研修の課題			
		全般	研修実施者	送り出し機関 (施設・事業所)	受講者
研修の質に関する課題	1. 研修の構成内容に関する課題	【カリキュラム設定】 - 学習内容の不足 - 通信課程における学習の質が低い - 自主学習用副教材の整備が必要 - 学習時間数の不足 - 介護福祉士との体系的、連続性の分かりづらさ - 初任者研修→実務者研修→国家資格の学習体系化が不明瞭 □ 技能実習計画との関係性の整理が必要【支援教材】 □ 外国人受講者向けの支援教材が不足	【カリキュラム設定】 実技指導の時間が不足	【カリキュラム設定】 - 実務と研修のつながりが理解しづらい - 自施設以外のサービス種別でも通用する共通的な能力取得ができない	【カリキュラム設定】 - 実務と研修のつながりが理解しづらい - 介護福祉士の制度体系が理解できず、日本でのキャリアイメージができない
	2. 講師の質に関する課題	【講師能力】 - 適切な能力のある講師の養成不足 - 個別支援対応が不十分	【講師要件】 医療的ケアの教員要件が厳しく確保が困難	【講師能力】 各実施者の講師の質が不明	【講師能力】 各実施者の講師の質が不明
	3. 受講者状況に関する課題	【受講者能力】 - 受講者の知識・経験不足 - 初任者研修未修了の受講者が多い - 外国人受講者の語学力不足 - 専門用語の理解、文章作成に課題 【受講者の研修受講意欲】 - 手段の目的化	【受講者能力】 - 介護技術が不足、研修内での技術伝達が困難 - 多様な受講者層に対応した研修設定が困難 【受講者の研修受講意欲】 - 受講者の意欲が低く、能力伝達が困難	【受講者の研修受講意欲】 質の高い研修実施者の研修を受講してほしいが、受講料で選択する職員が多い	【受講者能力】 - 研修内容が理解できない 【受講者の研修受講意欲】 - 受講意欲と無関係に研修に輩出される - 研修の目的が分からず、主体的に学べない
	4. 研修運営・指導・受講体制に関する課題	※該当する先行研究、委員意見、ヒアリング結果なし	【実施者負担】 研修を充実するほど負担が増える	※該当する先行研究、委員意見、ヒアリング結果なし	※該当する先行研究、委員意見、ヒアリング結果なし
	5. 研修の質担保のための対応に関する課題	【修了要件】 - 到達目標確認の実施有無が不明瞭 - 到達目標確認の実施方法が不明瞭 - 介護実技の到達度を厳格に評価する枠組みが必要 【修了後の知識定着、フォローアップ】 - 研修受講後の実践がはかれない場合がある - 修了後の成果(介護現場での実践/国試合格状況)の確認状況が不明	【修了要件】 適切な修了要件の設定ができない	【修了要件】 - 修了者の変化が見えにくく、職員評価に反映できない 【修了後の知識定着、フォローアップ】 - 研修後の継続した学びにつなげさせることができない - フォローアップの手厚さに実施者間の差が大きい	【修了要件】 - 研修を通じて身につけた能力が可視化できない 【修了後の知識定着、フォローアップ】 - 研修から継続した学びの積み重ねがしづらい
研修の受けやすさに関する課題	6. 受講動機に関する課題	【受講意向】 - 非資格保有者(受講候補者)の受講動機の弱さ 【情報提供】 - 介護実施者や職員への十分な情報提供がなされていない		【情報提供】 外国人職員の実務者研修の修了意義に対する、指導者の理解が不十分	【情報提供】 実務者研修について十分な知識を持っていない
	7. 経済的負担に関する課題	【受講支援】 - 自治体間の受講促進施策に差異がある - 施設・事業所の受講促進施策に差異がある		【受講支援】 研修受講後の離職リスクがあり、資金援助をしづらい	【受講支援】 受講料が支払えない
	8. 時間的負担に関する課題	【通信学習の拡大】 - オンライン・オンデマンドの授業形態導入の余地がある 【科目免除】 - 所属・経験年数・業務内容の証明提出による実技演習日数短縮の余地がある	【通信学習の拡大】 オンライン・オンデマンド形式を活用したいが制度的な限界がある	【福祉人材不足の影響】 - 施策・事業所で研修受講に職員を輩出する余裕がない場合がある - 受講職員の補充要因の調整が負担 - 受講時間の確保が難しい	【福祉人材不足の影響】 - 人員不足で業務時間を調整できない 【受講者の手軽さ】 - 通常の業務、日本語の勉強との並行は時間的・体力的負担が大きい

Ⅱ．アンケート調査結果

1. 調査対象の概要

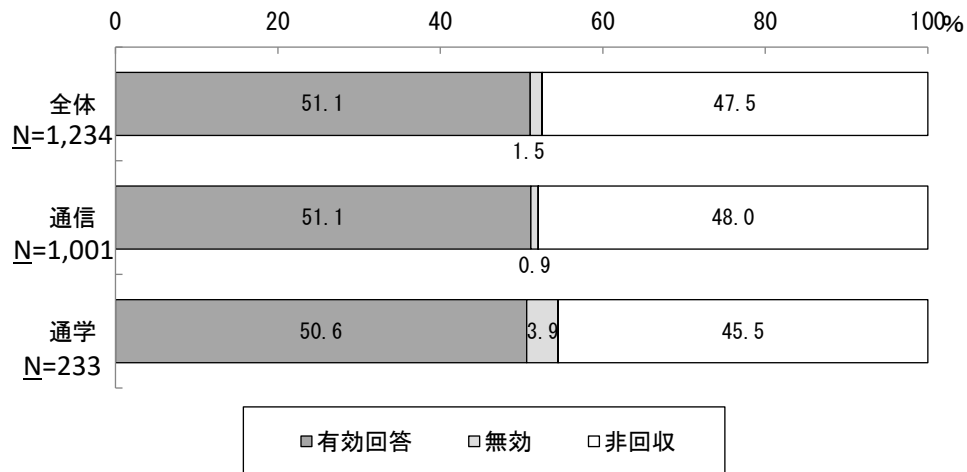
ここでは実務者研修実施者による設置申請に基づく情報を整理する。「(1) 回収率」については全ての実務者研修を対象とし、その他の項目については、本アンケート調査に回答した研修を対象としたグラフを掲載する。

※ 以降、「全体」、「通信課程」、「通学課程」の3軸でグラフを作成している。

1) 回収率の詳細

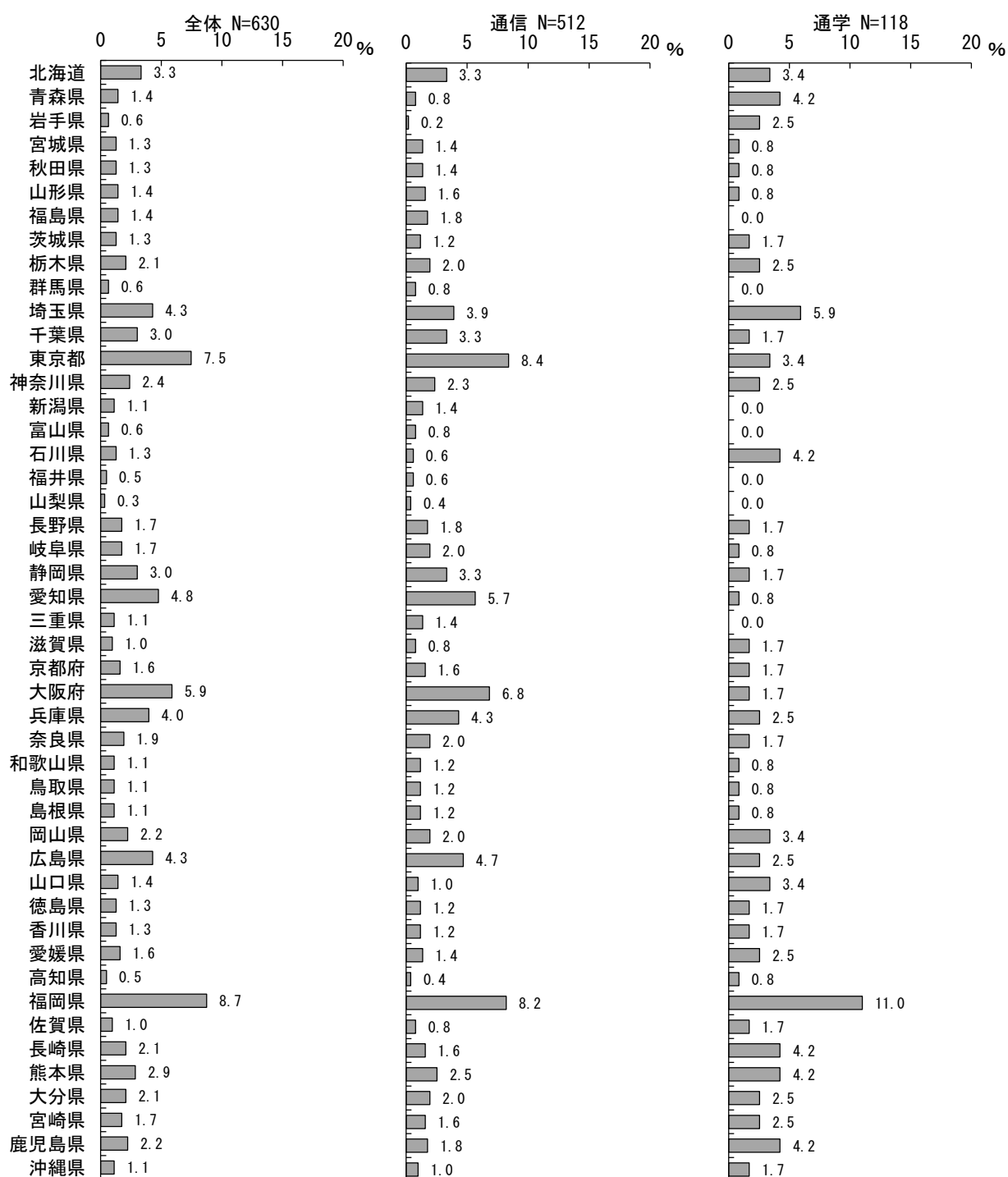
(1) 回収率

- ・ 全体では51.1%、通信課程で51.1%、通学課程で50.6%の実施者から回答があった。



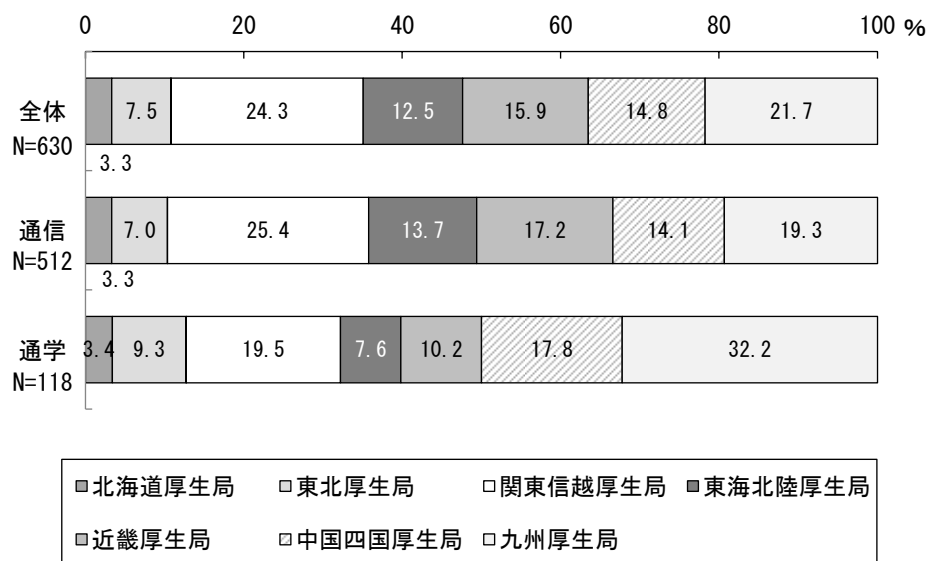
(2) 都道府県分布

- ・ 全体では、割合が最も高いのは「福岡県」、次いで「東京都」「大阪府」「愛知県」であった。
- ・ 通学課程については、7 都道府県において調査に回答した実施者がなかった。



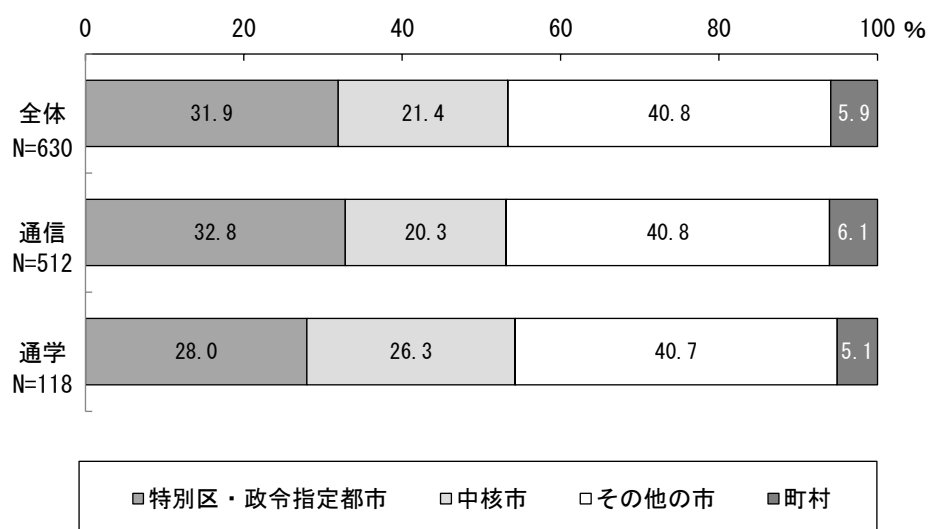
(3) 地方分布

- 全体では、「関東信越厚生局」が最も多く 24.3%、次いで「九州厚生局」で 21.7%であった。



(4) 都市区分分布

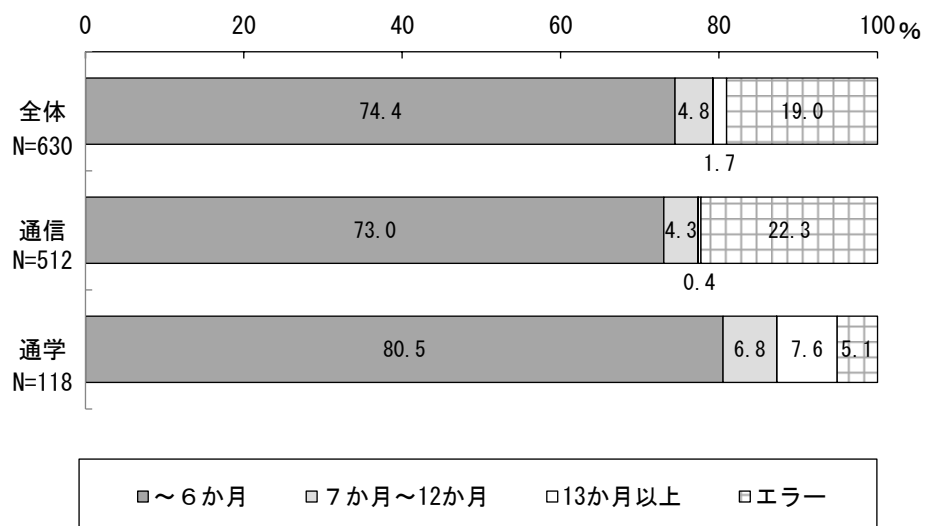
- 全体として、「その他の市」が最も多く 40.8%、次いで「特別区・政令指定都市」が 31.9%、「中核市」が 21.4%、「町村」が 5.9%であった。



2) 研修実施者概要

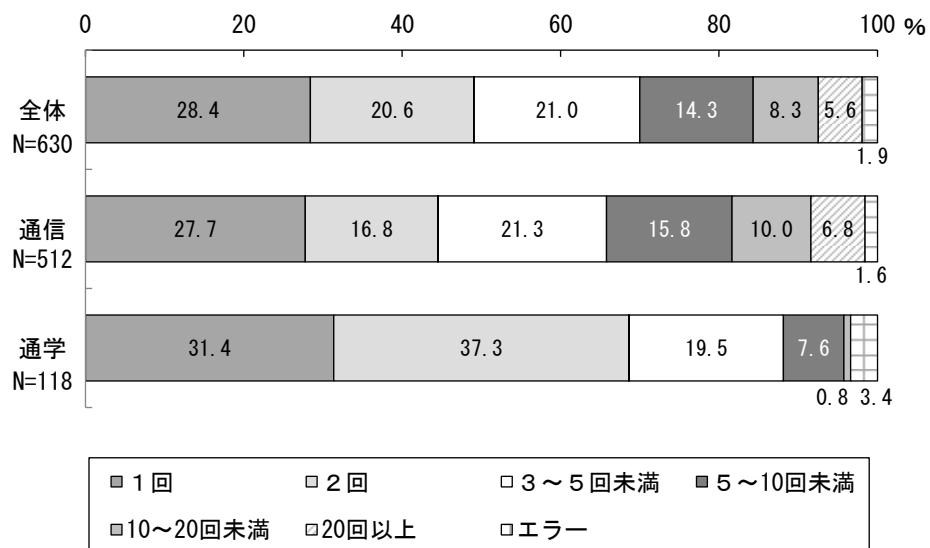
(1) 修業年限

- 全体では、「～6か月」が最も多く74.4%、次いで「7か月～12か月」が4.8%、「13か月以上」が1.7%であった。



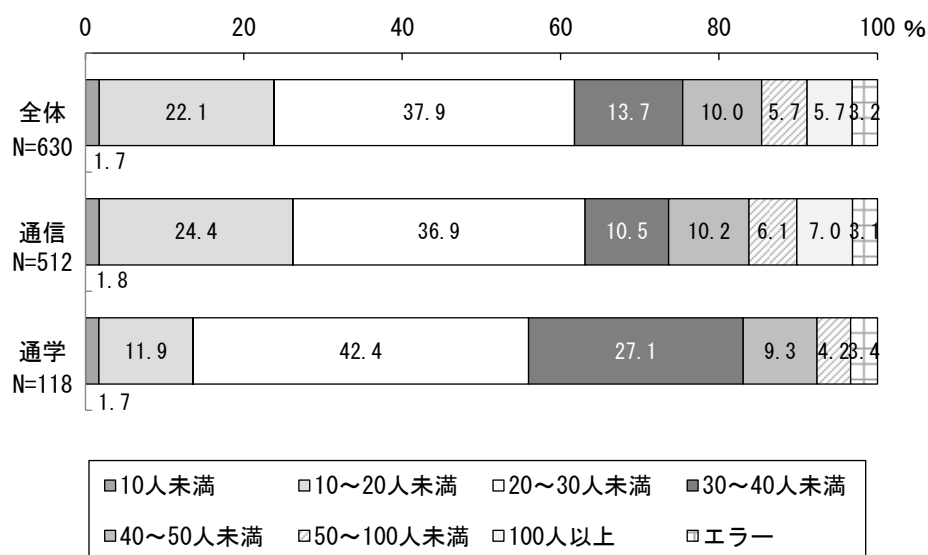
(2) 年間開講数

- 全体では、「1回」が最も多く28.4%、次いで「3～5回未満」が21.0%、「2回」が20.6%と続いた。



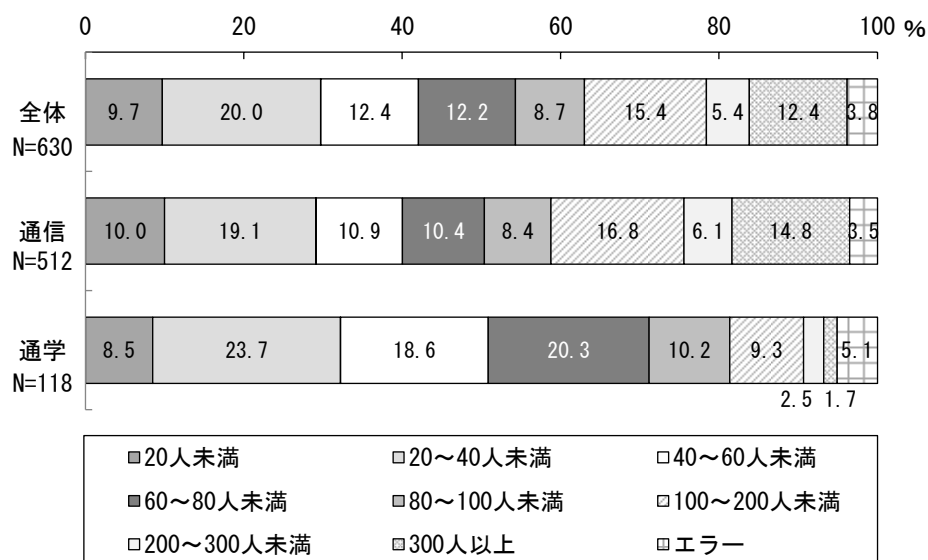
(3) 1 講座あたり定員

- 全体では、「20～30 人未満」が最も多く 37.9%、次いで「10～20 人未満」が 22.1%、「30～40 人未満」が 13.7%と続いた。



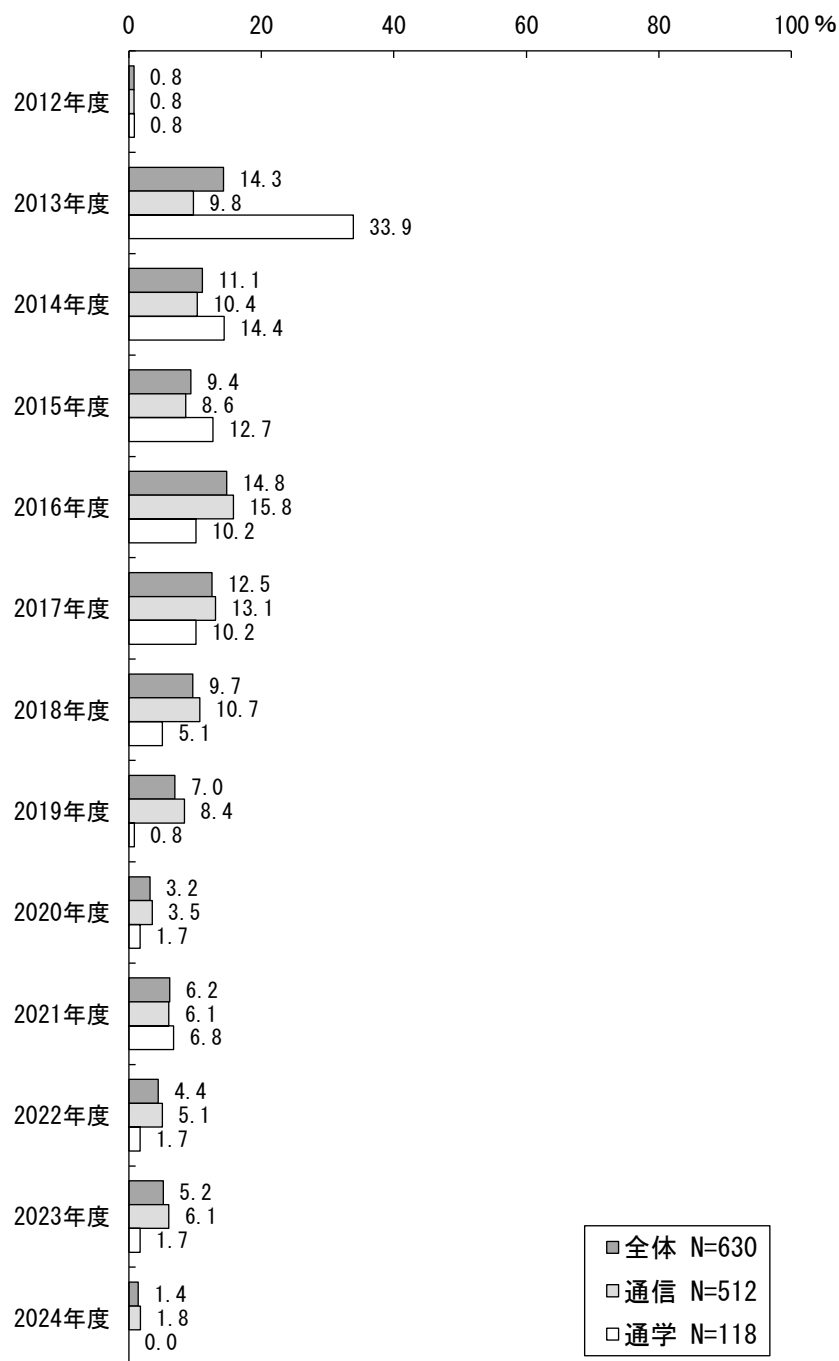
(4) 年間総定員

- 全体では、「20～40 人未満」が最も多く 20.0%、次いで「100～200 人未満」が 15.4%、「40～60 人未満」と「300 人以上」が 12.4%と続いた。
- 通信課程では、「100 人以上」の割合を足し合わせると 37.7%だが、通学課程では 13.5%だった。



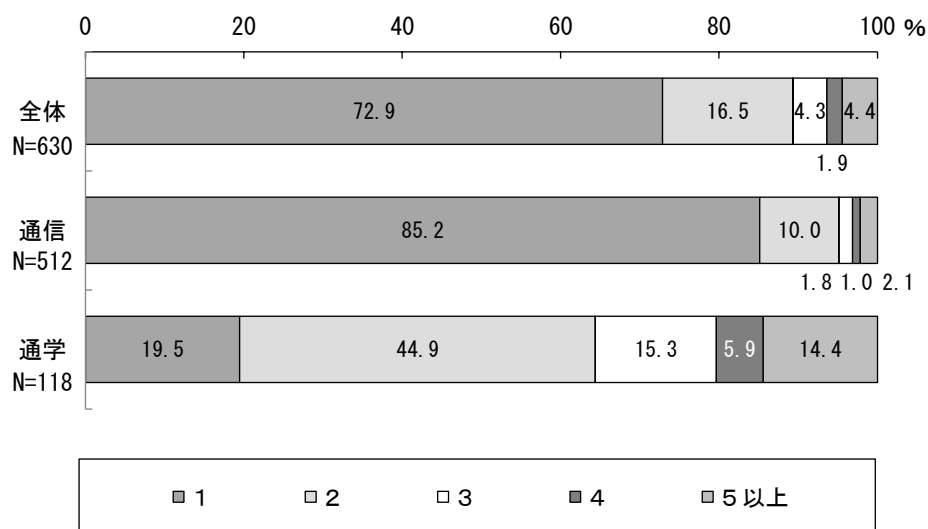
(5) 実務者研修開始年度

- ・ 全体では、「2016年度」が最も多く14.8%、次いで「2013年度」が14.3%、「2017年度」が12.5%と続いた。
- ・ 通信課程では、割合が高い順に「2016年度」「2017年度」「2018年度」であるのに対し、通学課程では、割合が高い順に「2013年度」「2014年度」「2015年度」であった。



(6) 同一設置者による研修数

- ・ 全体では、「1」が最も多く 72.9%、次いで「2」が 16.5%、「5 以上」が 4.4%と続いた。



2. アンケート調査結果のまとめ

1) 実務者研修実施者基礎情報

- 2023 年度の受講者数は、「10～20 人未満」が 24.1%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 14.4%、「0 人」が 13.0%と続き、「平均値」は 76.6 人、「中央値」は 13.0 人であった。
- 2023 年度の外国人受講者数は、「0 人」が 58.7%で最も多く、次いで「1 人」が 10.0%、「3～5 人未満」が 8.1%と続き、「平均値」は 4.6 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 外国人受講者数を受講者数で割り、外国人受講者の比率を算出したところ、「0%」が 50.0%で最も多く、次いで「5%未満」が 10.9%、「10～20%未満」が 9.5%と続き、「平均値」は 8.8%、「中央値」は 0.0%であった。
- 特定科目を修了できず追加受講が必要な受講者数は、「0 人」が 80.8%で最も多く、次いで「3 人未満」が 10.5%、「5 人以上」が 2.9%と続き、「平均値」は 3.0 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 特定科目を修了できず追加受講が必要な外国人受講者数は、「0 人」が 94.4%、「1 人以上」が 2.5%、「平均値」は 0.1 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 受講者数（年間）のうち、途中退校者数は、「0 人」が 72.7%で最も多く、次いで「3 人未満」が 15.6%、「5 人以上」が 4.6%と続き、「平均値」は 1.8 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 途中退校者数のうち外国人受講者数は、「0 人」が 94.0%、「1 人以上」が 2.1%であった。
- 受講者数から、追加受講が必要な受講者数と途中退校者数を引いた数を受講者数で割り、受講期間内修了率を算出したところ、「100%」が 58.0%で最も多く、次いで「90～95%未満」が 10.4%、「95～100%未満」が 10.2%と続き、「平均値」は 95.1%、「中央値」は 100.0%であった。
- 外国人受講者の受講期間内修了率は、「100%」が 79.2%で最も多く、次いで「80%未満」が 3.5%であり、「平均値」は 97.6%、「中央値」は 100.0%であった。

2) 受講者(外国人)への対応状況

- 外国人受講者受入れ実績については、全体では、「受け入れたことがある」が 60.6%、通信課程では、「受け入れたことがある」が 63.7%、通学課程では、「受け入れたことがある」が 47.5%であった。
- 受け入れたことのある外国人受講者の在留資格については、「その他（身分による在留資格（「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等）」が 56.8%で最も多く、次いで「特定技能」が 44.2%、「技能実習」が 37.2%と続いた。
- 外国人受講者のみを対象とした実務者研修の実施については、外国人受講者のみを対象とした実務者研修は開講していない」が 83.0%で最も多く、「外国人受講者のみを対象とした講座を開講（全科目対象）」が 10.7%、「EPA ルートを対象とした「科目：介護過程Ⅲ」を開講」が 2.9%であった。
- 日本語に関する受講要件については、「特に日本語に関する要件は設けていない」が 75.1%で最も多く、次いで「日本語能力試験 N3 相当以上」が 10.7%と続いた。
- 外国人受講者に対する学習をサポートのための実施事項は、「ルビ付きの教材配布」が 86.6%で最も多く、次いで「グループワーク時のグループ構成への配慮」が 57.3%であった。
- 外国人受講者に対するサポートのための提携機関は、「特に提携している機関はない」が 79.8%で最も多く、次いで「近隣の病院・介護施設・事業所」が 7.3%、「外国人を扱っている紹介会社」が 5.2%であった。
- 外国人受講者指導上の課題は、「医療・介護の用語の説明」が 51.3%で最も多く、次いで「日本語全般に関する説明」が 43.5%、「介護に関する法律、サービスについての説明」が 42.4%、

「疾患、障害等の症状・状況等の説明」が 39.0%であった。

3) 介護福祉士実務者研修の効果検証に関する対応状況

- 研修効果把握のための実施事項は、「受講者からの評価（アンケート等）の活用」が 70.6%で最も多く、次いで「事務局や教員による内容の振り返り（ミーティング）の活用」が 46.8%、「介護福祉士国家試験合格者数の把握」が 43.3%と続いた
- 国試受験者数は、「1～5 人未満」が 24.2%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 21.2%、「10～20 人」が 17.9%と続き、「平均値」は 56.1 人、「中央値」は 6.0 人であった。
- 外国人受講者の国試受験者数は、「0 人」が 64.1%で最も多く、次いで「2～4 人未満」が 10.3%、「1 人」が 7.3%と続き、「平均値」は 2.6 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 国試合格者数は、「1～5 人未満」が 26.4%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 19.0%、「10～20 人」が 15.8%と続き、「平均値」は 52.6 人、「中央値」は 6.0 人であった。
- 外国人受講者の国試合格者数は、「0 人」が 73.6%で最も多く、次いで「1 人」が 9.9%、「2～4 人」が 5.1%と続き、「平均値」は 1.3 人、「中央値」は 0.0 人であった。
- 国試受験者数を年間受講者数で割り、国試受験者割合を算出したところ、「40～60%未満」が 21.7%で最も多く、次いで「60～80%未満」が 15.5%、「80～100%未満」が 13.6%と続き、「平均値」は 57.0%、「中央値」は 57.1%であった。
- 外国人受講者の国試受験者割合は、「100%」が 24.0%で最も多く、次いで「0%未満」が 23.1%、「40～60%未満」が 9.9%と続き、「平均値」は 49.3%、「中央値」は 47.3%であった。
- 国家試験合格者数を国家試験受験者数で割り、国試合格率を算出したところ、「100%」が 39.2%で最も多く、次いで「80～100%未満」が 27.8%、「60～80%未満」が 13.9%と続き、「平均値」は 86.4%、「中央値」は 94.7%であった。
- 外国人受講者の国試合格率は、全体では、「100%」が 22.8%で最も多いが、次いで多いのは「0%」の 20.7%であり、「40～60%未満」が 13.0%「20～40%未満」が 10.9%と続き、「平均値」は 48.3%、「中央値」は 50.0%であった。

3. 調査結果のまとめ(詳細)

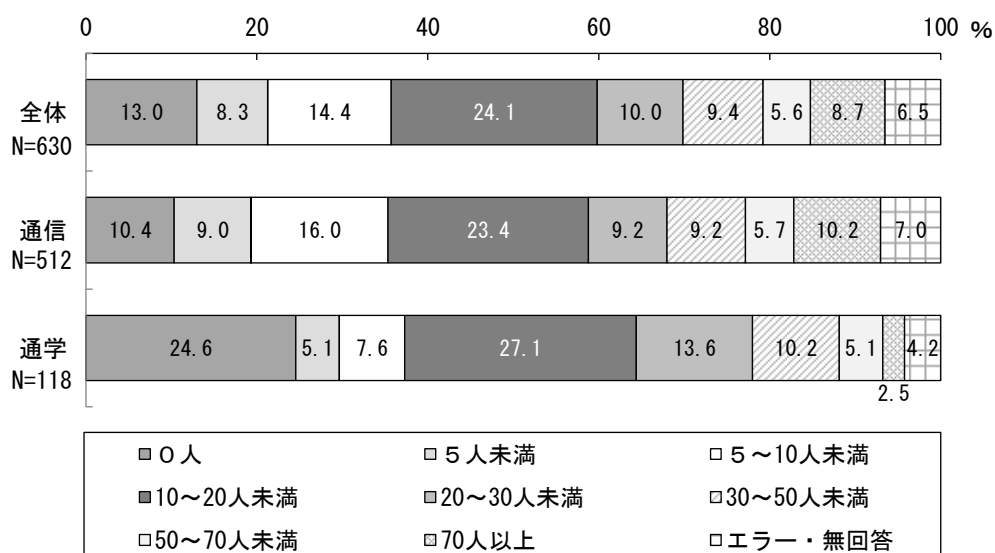
1)実務者研修実施者基礎情報

(1) 受講者数

①-1 2023 年度受講者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。①開始時の受講者数(開講時、申し込みをした全員の人数)※申し込みをお断りした方を除く。

- ・ 全体では、「10～20 人未満」が 24.1%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 14.4%、「0 人」が 13.0%と続き、「平均値」は 76.6 人、「中央値」は 13.0 人、上位下位 2.5%を除いた「平均値」は 24.5 人であった。
- ・ 受講者数「0 人」の割合は、通信課程では 10.4%であるのに対して、通学課程では 24.6%であった。また、「最大値」は通信課程では 20,458 人であるのに対して、通学課程では 121 人であった。

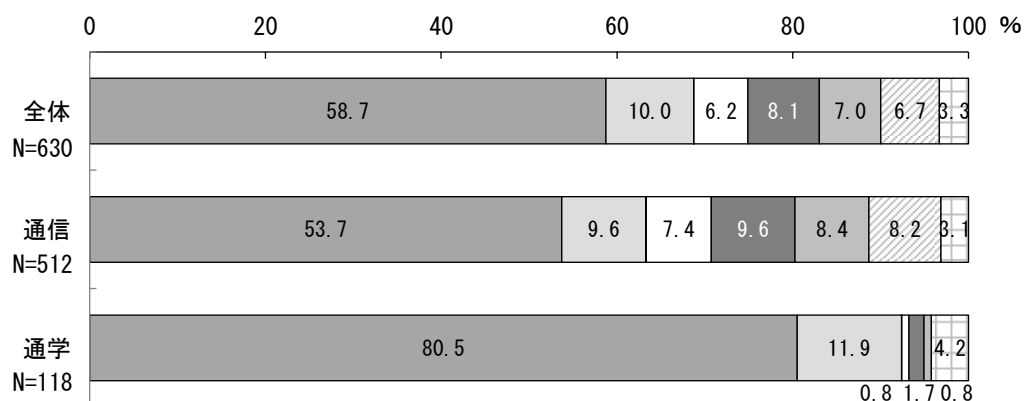


	件数		
	全体	通信	通学
0 人	82	53	29
5 人未満	52	46	6
5 ～10人未満	91	82	9
10～20人未満	152	120	32
20～30人未満	63	47	16
30～50人未満	59	47	12
50～70人未満	35	29	6
70人以上	55	52	3
エラー・無回答	41	36	5
全 体	630	512	118
	N=589	N=476	N=113
0を含む平均(人)	76.6	90.6	17.7
0を含まない平均(人)	89.0	102.0	23.8
0を含む中央(人)	13.0	14.0	13.0
0を含まない中央(人)	15.0	15.0	16.5
最小(人)	0	0	0
最大(人)	20,458	20,458	121
	N=559	N=449	N=109
上下2.5%カット0を含む平均 (人)	24.5	26.0	18.3
上下2.5%カット0を含まない平均 (人)	27.8	28.7	23.8

①-2 2023 年度外国人受講者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。①開始時の受講者数(開講時、申し込みをした全員の人数)※申し込みをお断りした方を除く。うち外国人受講者数。

- ・ 全体では、「0人」が58.7%で最も多く、次いで「1人」が10.0%、「3～5人未満」が8.1%と続き、「平均値」は4.6人、「中央値」は0.0人、上位下位2.5%を除いた「平均値」は1.9人であった。
- ・ 外国人受講者数が「0人」の割合は、通信課程では53.7%であるのに対して、通学課程では80.5%であった。



■ 0人 □ 1人 □ 2人 ■ 3～5人未満 ■ 5～10人未満 □ 10人以上 □ 無回答

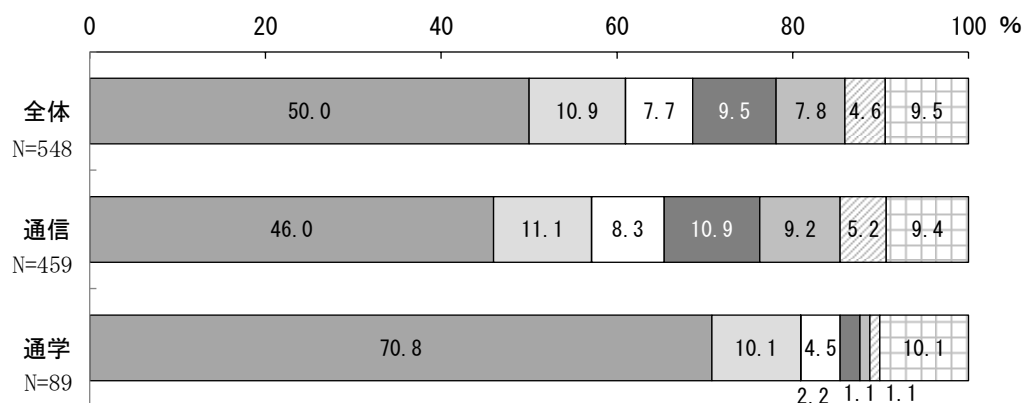
	件数		
	全体	通信	通学
0人	370	275	95
1人	63	49	14
2人	39	38	1
3～5人未満	51	49	2
5～10人未満	44	43	1
10人以上	42	42	0
無回答	21	16	5
全 体	630	512	118
	N=609	N=496	N=113
0を含む平均(人)	4.6	5.6	0.3
0を含まない平均(人)	11.8	12.6	1.8
0を含む中央(人)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(人)	3.0	3.0	1.0
最小(人)	0	0	0
最大(人)	844	844	9
	N=579	N=470	N=109
上下2.5%カット0を含む平均(人)	1.9	2.2	0.3
上下2.5%カット0を含まない平均(人)	4.8	5.1	1.8

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ2.5%の値を除いた平均値も算出している。

①-3 外国人受講者比率

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。①開始時の受講者数(開講時、申し込みをした全員の人数)※申し込みをお断りした方を除く。うち外国人受講者数。

- 外国人受講者数を受講者数で割り、外国人受講者の比率を算出したところ、全体では、「0%」が 50.0%で最も多く、次いで「5%未満」が 10.9%、「10～20%未満」が 9.5%と続き、「平均値」は 8.8%、「中央値」は 0.0%であった。
- 外国人受講者比率が「0%」の割合は通信課程では 46.0%であったのに対して、通学課程では 70.8%であった。



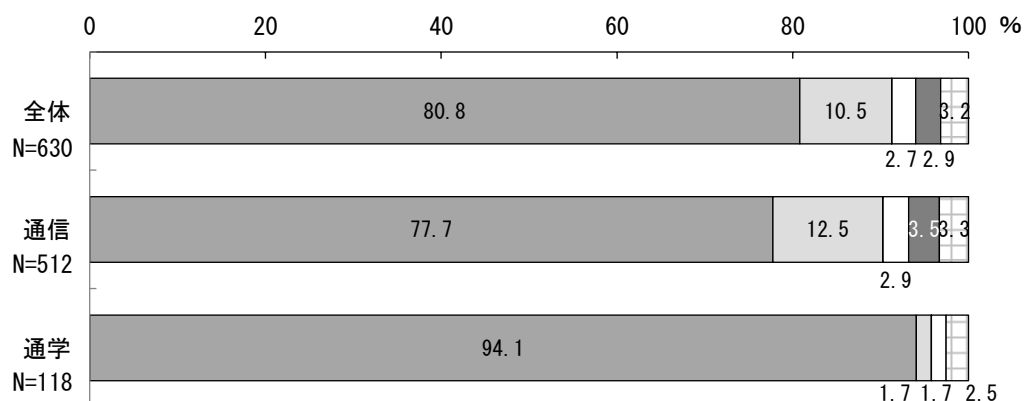
■ 0 % □ 5 %未満 □ 5 ～10%未満 ■ 10～20%未満
 □ 20～50%未満 □ 50%以上 □ エラー・無回答

	件数		
	全体	通信	通学
0 %	274	211	63
5 %未満	60	51	9
5 ～10%未満	42	38	4
10～20%未満	52	50	2
20～50%未満	43	42	1
50%以上	25	24	1
エラー・無回答	52	43	9
全 体	548	459	89
	N=496	N=416	N=80
0を含む平均(%)	8.8	9.9	2.7
0を含まない平均(%)	19.6	20.2	12.6
0を含む中央(%)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(%)	11.1	11.4	4.5
最小(%)	0.0	0.0	0.0
最大(%)	100.0	100.0	100.0

②-1 特定科目を修了できず追加受講が必要な受講者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。②受講者数のうち特定科目を修了できず、2024 年度で追加受講が必要である方の数。

- ・ 全体では、「0 人」が 80.8%で最も多く、次いで「3 人未満」が 10.5%、「5 人以上」が 2.9%と続き、「平均値」は 3.0 人、「中央値」は 0.0 人、上位下位 2.5%を除いた「平均値」は 0.3 人であった。
- ・ 追加受講が必要な受講者の数が「0 人」の割合は、通信課程では 77.7%であるのに対して、通学課程では 94.1%であった。



■ 0 人 □ 3 人未満 □ 3～5 人未満 ■ 5 人以上 □ 無回答

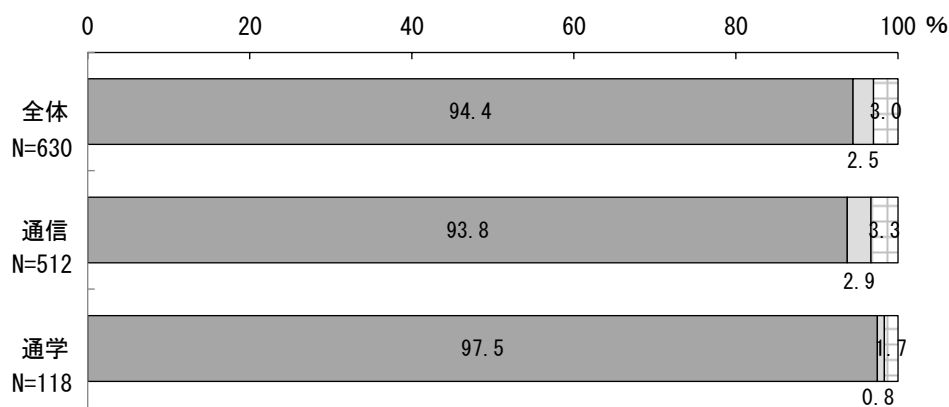
	件数		
	全体	通信	通学
0 人	509	398	111
3 人未満	66	64	2
3～5 人未満	17	15	2
5 人以上	18	18	0
無回答	20	17	3
全 体	630	512	118
	N=610	N=495	N=115
0を含む平均(人)	3.0	3.7	0.1
0を含まない平均(人)	18.3	19.0	2.3
0を含む中央(人)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(人)	2.0	2.0	2.0
最小(人)	0	0	0
最大(人)	1,144	1,144	4
	N=580	N=469	N=111
上下2.5%カット0を含む平均(人)	0.3	0.3	0.1
上下2.5%カット0を含まない平均(人)	1.8	1.8	2.3

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ 2.5%の値を除いた平均値も算出している。

②-2 特定科目を修了できず追加受講が必要な受講者のうち外国人受講者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。②受講者数のうち特定科目を修了できず、2024 年度で追加受講が必要である方の数。

- 全体では、「0 人」が 94.4%、「1 人以上」が 2.5%、「平均値」は 0.1 人、「中央値」は 0.0 人であった。



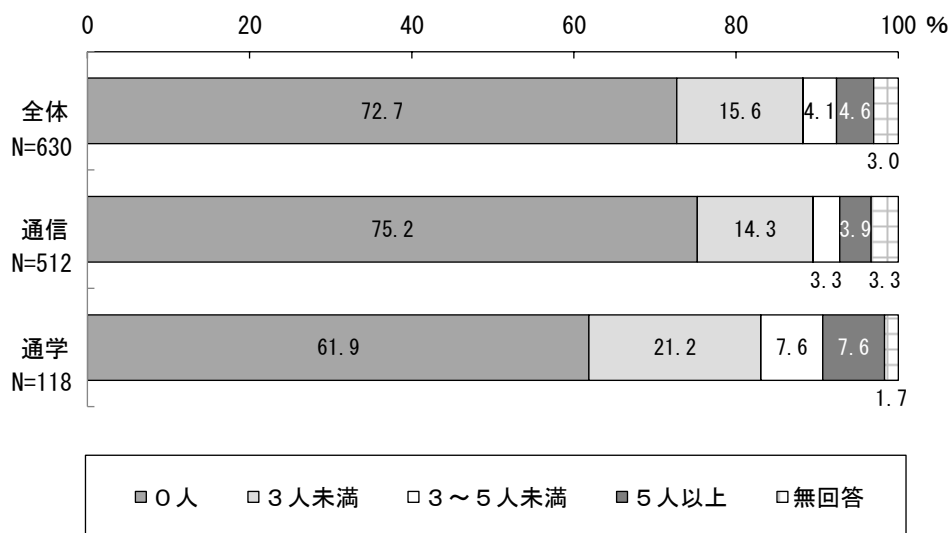
■ 0 人 □ 1 人以上 □ 無回答

	件数		
	全体	通信	通学
0 人	595	480	115
1 人以上	16	15	1
無回答	19	17	2
全 体	630	512	118
	N=611	N=495	N=116
0を含む平均(人)	0.1	0.1	0.0
0を含まない平均(人)	4.3	4.4	3.0
0を含む中央(人)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(人)	1.0	1.0	3.0
最小(人)	0	0	0
最大(人)	18	18	3

③-1 受講者数のうち、途中退校者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。③受講者数のうち途中退校者数。

- ・ 全体では、「0人」が72.7%で最も多く、次いで「3人未満」が15.6%、「5人以上」が4.6%と続き、「平均値」は1.8人、「中央値」は0.0人、上位下位2.5%を除いた「平均値」は0.5人であった。
- ・ 追加受講が必要な受講者の数が「0人」の割合は、通信課程では75.2%であるのに対して、通学課程では61.9%であった。



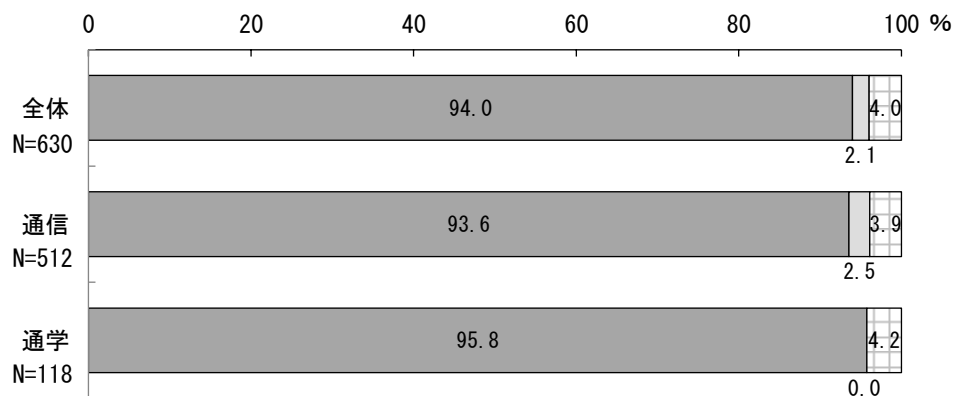
	件数		
	全体	通信	通学
0人	458	385	73
3人未満	98	73	25
3～5人未満	26	17	9
5人以上	29	20	9
無回答	19	17	2
全 体	630	512	118
	N=611	N=495	N=116
0を含む平均(人)	1.8	2.0	1.1
0を含まない平均(人)	7.3	9.0	2.9
0を含む中央(人)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(人)	2.0	1.0	2.0
最小(人)	0	0	0
最大(人)	455	455	9
	N=581	N=469	N=112
上下2.5%カット0を含む平均(人)	0.5	0.4	0.9
上下2.5%カット0を含まない平均(人)	2.1	1.9	2.6

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ2.5%の値を除いた平均値も算出している。

③-2 途中退校者数のうち外国人受講者数

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。③受講者数のうち途中退校者数。

・ 全体では、「0人」が94.0%、「1人以上」が2.1%であった。



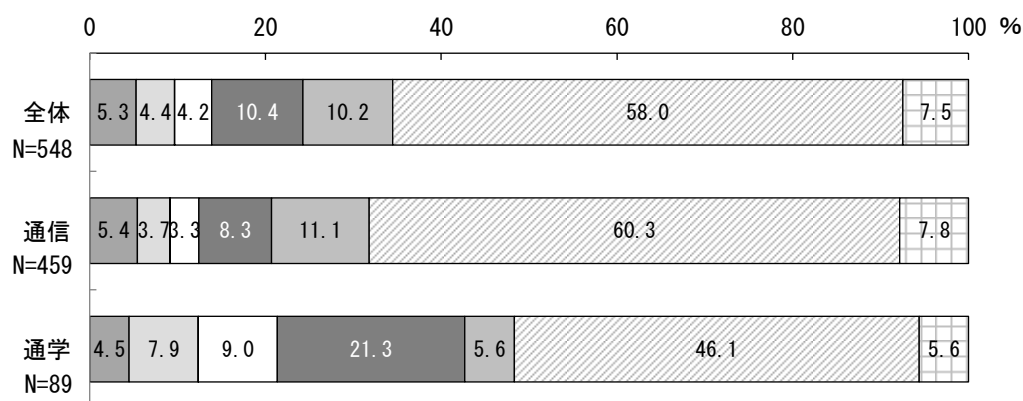
■ 0人 □ 1人以上 □ 無回答

	件数		
	全体	通信	通学
0人	592	479	113
1人以上	13	13	0
無回答	25	20	5
全 体	630	512	118
	N=605	N=492	N=113
0を含む平均(人)	0.1	0.1	0.0
0を含まない平均(人)	3.6	3.6	—
0を含む中央(人)	0.0	0.0	0.0
0を含まない中央(人)	1.0	1.0	—
最小(人)	0	0	0
最大(人)	23	23	0

④-1 受講期間内修了率-全体

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。

- ・ 受講者数から、追加受講が必要な受講者数と途中退校者数を引いた数を受講者数で割り、受講期間内修了率を算出したところ、全体では、「100%」が 58.0%で最も多く、次いで「90～95%未満」が 10.4%、「95～100%未満」が 10.2%と続き、「平均値」は 95.1%、「中央値」は 100.0%であった。
- ・ 受講期間内に実務者研修を修了した受講者の割合が「100%」の割合は、通信課程では 60.3%であるのに対して、通学課程では 46.1%であった。
- ・ 受講期間内に実務者研修を修了した受講者の割合の平均値は、通信課程で 95.5%、通学課程で 93.0%であった。



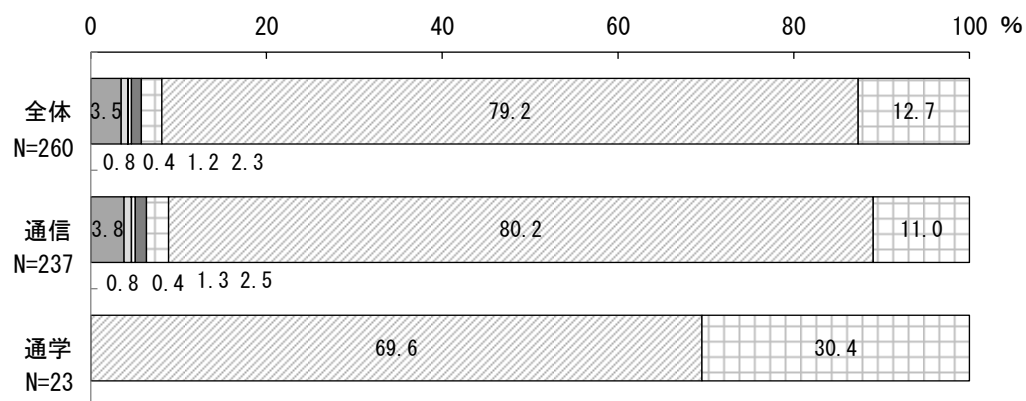
80%未満	80～85%未満	85～90%未満	90～95%未満
95～100%未満	100%	エラー・無回答	

	件数		
	全体	通信	通学
80%未満	29	25	4
80～85%未満	24	17	7
85～90%未満	23	15	8
90～95%未満	57	38	19
95～100%未満	56	51	5
100%	318	277	41
エラー・無回答	41	36	5
全 体	548	459	89
	N=507	N=423	N=84
0を含む平均(%)	95.1	95.5	93.0
0を含まない平均(%)	95.8	96.2	94.1
0を含む中央(%)	100.0	100.0	96.6
0を含まない中央(%)	100.0	100.0	96.7
最小(%)	0.0	0.0	0.0
最大(%)	100.0	100.0	100.0

④-2 受講期間内修了率-外国人

問 6. 2023 年度(2023 年4月～2024 年3月の1年間)で終了した実務者研修の受講者数について、教えてください。

- ・ 全体では、「100%」が 79.2%で最も多く、次いで「80%未満」が 3.5%であり、「平均値」は 97.6%、「中央値」は 100.0%であった。



☐ 80%未満 ☐ 80～85%未満 ☐ 85～90%未満 ☐ 90～95%未満
☐ 95～100%未満 ☐ 100% ☐ エラー・無回答

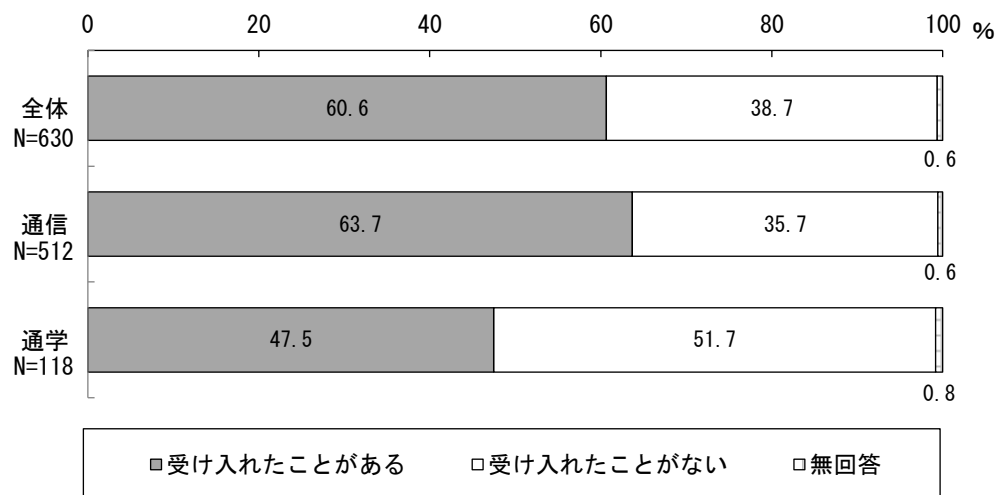
	件数		
	全体	通信	通学
80%未満	9	9	0
80～85%未満	2	2	0
85～90%未満	1	1	0
90～95%未満	3	3	0
95～100%未満	6	6	0
100%	206	190	16
エラー・無回答	33	26	7
全 体	260	237	23
	N=227	N=211	N=16
0を含む平均(%)	97.6	97.4	100.0
0を含まない平均(%)	98.5	98.3	100.0
0を含む中央(%)	100.0	100.0	100.0
0を含まない中央(%)	100.0	100.0	100.0
最小(%)	0.0	0.0	100.0
最大(%)	100.0	100.0	100.0

2)受講者(外国人受講者)への対応状況

(1) 外国人受講者の受入れ実績

問 26. これまで実務者研修に外国人受講者を受け入れたことがあるかを教えてください。

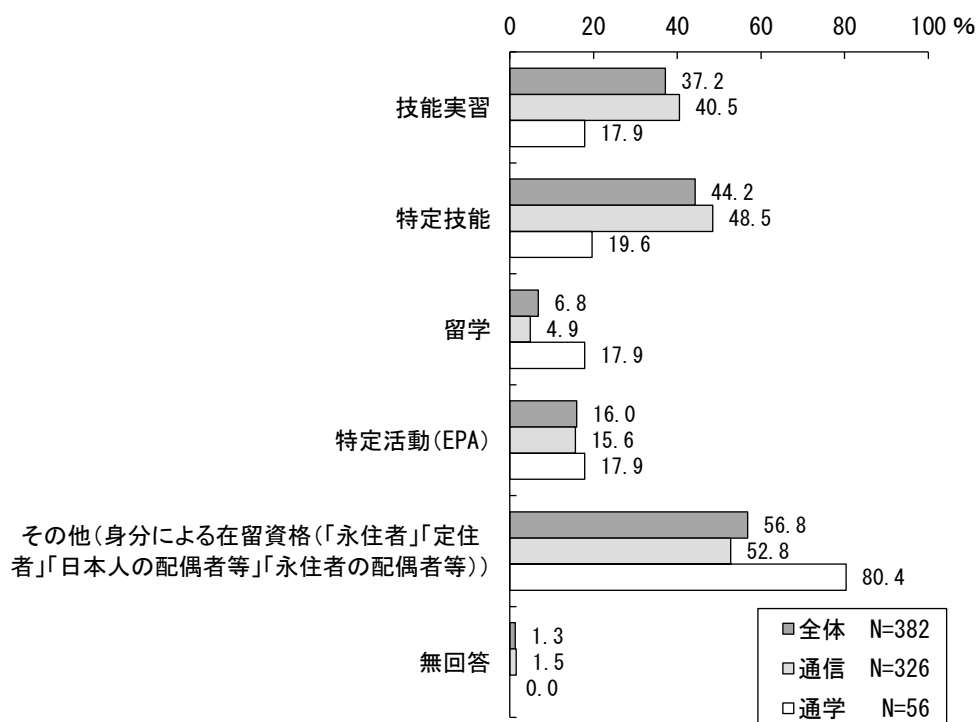
- ・ 全体では、「受け入れたことがある」が 60.6%、「受け入れたことがない」が 38.7%であった。
- ・ 通信課程では、「受け入れたことがある」が 63.7%、「受け入れたことがない」が 35.7%であった。
- ・ 通学課程では、「受け入れたことがある」が 47.5%、「受け入れたことがない」が 51.7%であった。



(2) 受け入れたことのある外国人受講者の在留資格

問 27. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】受け入れたことのある外国人受講者の在留資格を教えてください。

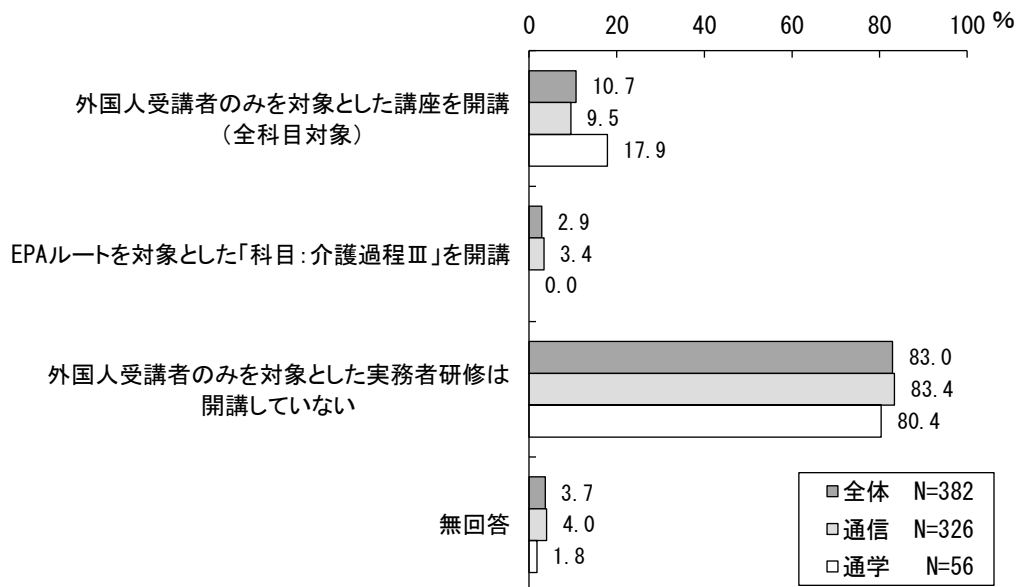
- ・ 全体では、「その他（身分による在留資格（「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等）」が 56.8%で最も多く、次いで「特定技能」が 44.2%、「技能実習」が 37.2%と続いた。
- ・ 「技能実習」は通信課程では 40.5%であるのに対して、通学課程では 17.9%、「特定技能」は通信課程では 48.5%であるのに対して、通学課程では 19.6%、「留学」は通信課程では 4.9%であるのに対して通学課程では 17.9%であった。



(3) 外国人受講者のみを対象とした実務者研修の実施

問 28. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】外国人受講者のみを対象とした実務者研修を実施しているかを教えて下さい。

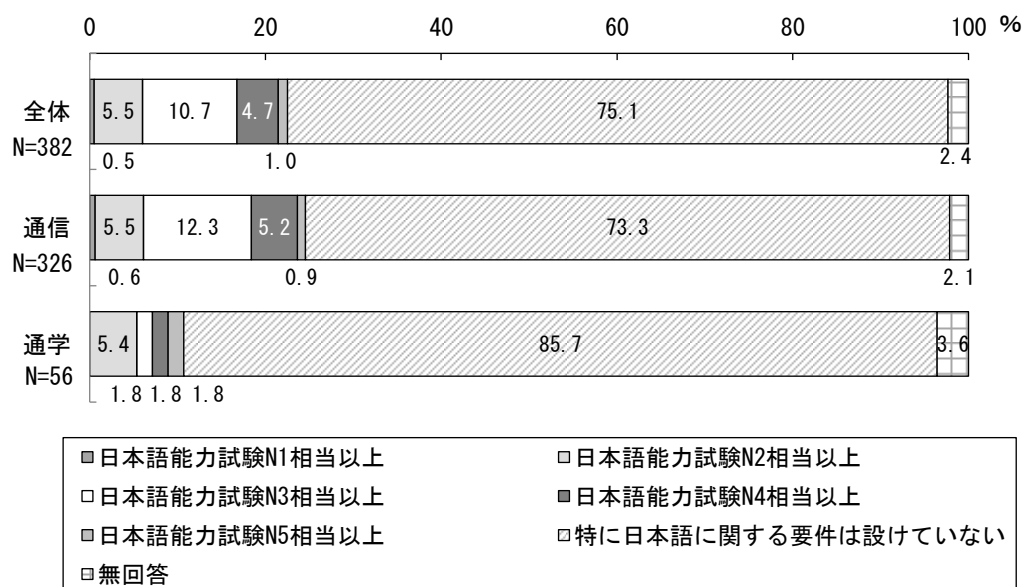
- ・ 全体では、「外国人受講者のみを対象とした実務者研修は開講していない」が 83.0%で最も多く、「外国人受講者のみを対象とした講座を開講（全科目対象）」が 10.7%、「EPA ルートを対象とした「科目：介護過程Ⅲ」を開講」が 2.9%であった。
- ・ 「外国人受講者のみを対象とした講座を開講（全科目対象）」は、通信課程では 9.5%であるのに対して、通学課程では 17.9%であった。



(4) 日本語に関する受講要件

問 29. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】外国人受講者に対し、受講にあたり日本語に関する要件を設けている場合、その基準を教えてください。

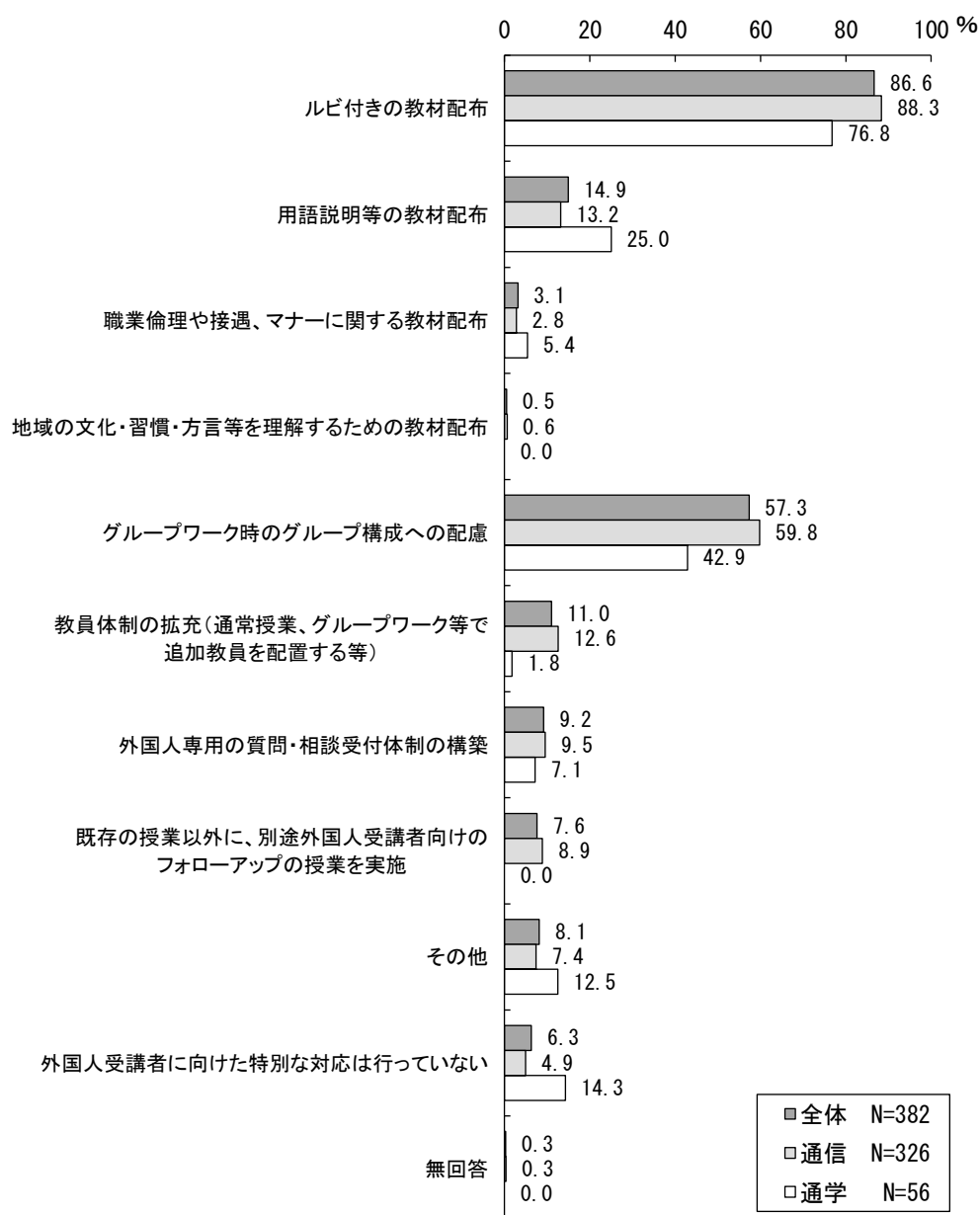
- ・ 全体では、「特に日本語に関する要件は設けていない」が 75.1%で最も多く、次いで「日本語能力試験 N3 相当以上」が 10.7%と続いた。
- ・ 「日本語能力試験 N3 相当以上」は通信課程では 12.3%であるのに対して、通学課程では 1.8%であった。



(5) 外国人受講者に対する学習サポートのための実施事項

問 30. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】外国人受講者に対し、学習をサポートするために行っている対応を教えてください。

- ・ 全体では、「ルビ付きの教材配布」が 86.6%で最も多く、次いで「グループワーク時のグループ構成への配慮」が 57.3%、「用語説明等の教材配布」が 14.9%と続いた。
- ・ 「ルビ付きの教材配布」は通信課程では 88.3%であるのに対して、通学課程では 76.8%、「グループワーク時のグループ構成への配慮」は通信課程では 59.8%であるのに対して、通学課程では 42.9%、「用語説明等の教材配布」は通信課程では 13.2%であるのに対して、通学課程では 25.0%であった。



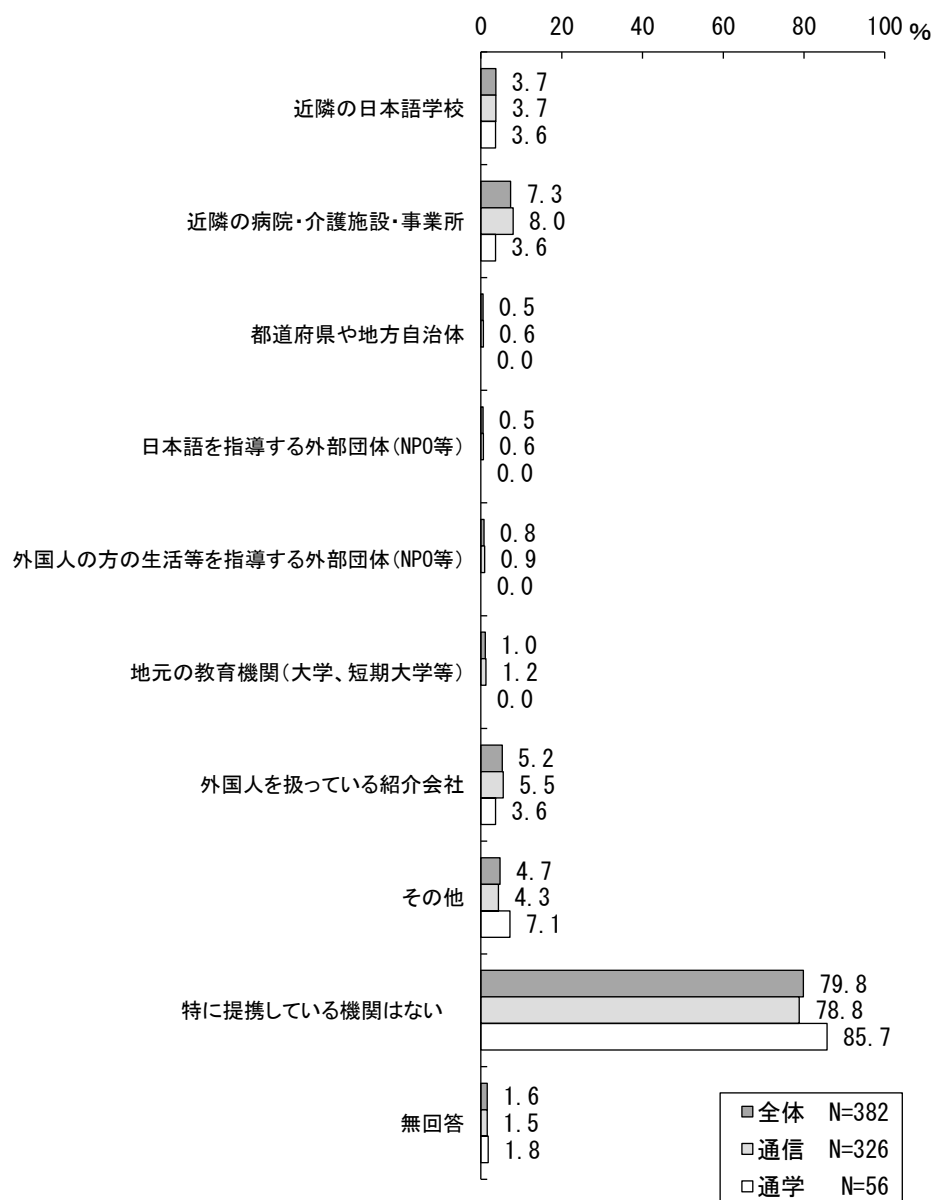
【「その他」の回答】

- ・ アシスタントを付けている
- ・ 翻訳機能付き機器、検索のためのスマートフォンの活用の許可
- ・ 用語、日本語の説明
- ・ 言葉の壁があるため、イメージで理解を深めている
- ・ 通訳者の配置
- ・ フォローアップの授業を実施
- ・ 受講時間を日本人クラスより長く設定
- ・ 講師による個別の支援
- ・ 介護過程Ⅲ前に日本語のリスニング対策の補講
- ・ 随時相談受付 等

(6) 外国人受講者に対するサポートのための提携機関

問 31. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】外国人受講者を指導するにあたり、提携している他機関を教えてください。

- ・ 全体では、「特に提携している機関はない」が 79.8%で最も多く、次いで「近隣の病院・介護施設・事業所」が 7.3%、「外国人を扱っている紹介会社」が 5.2%と続いた。



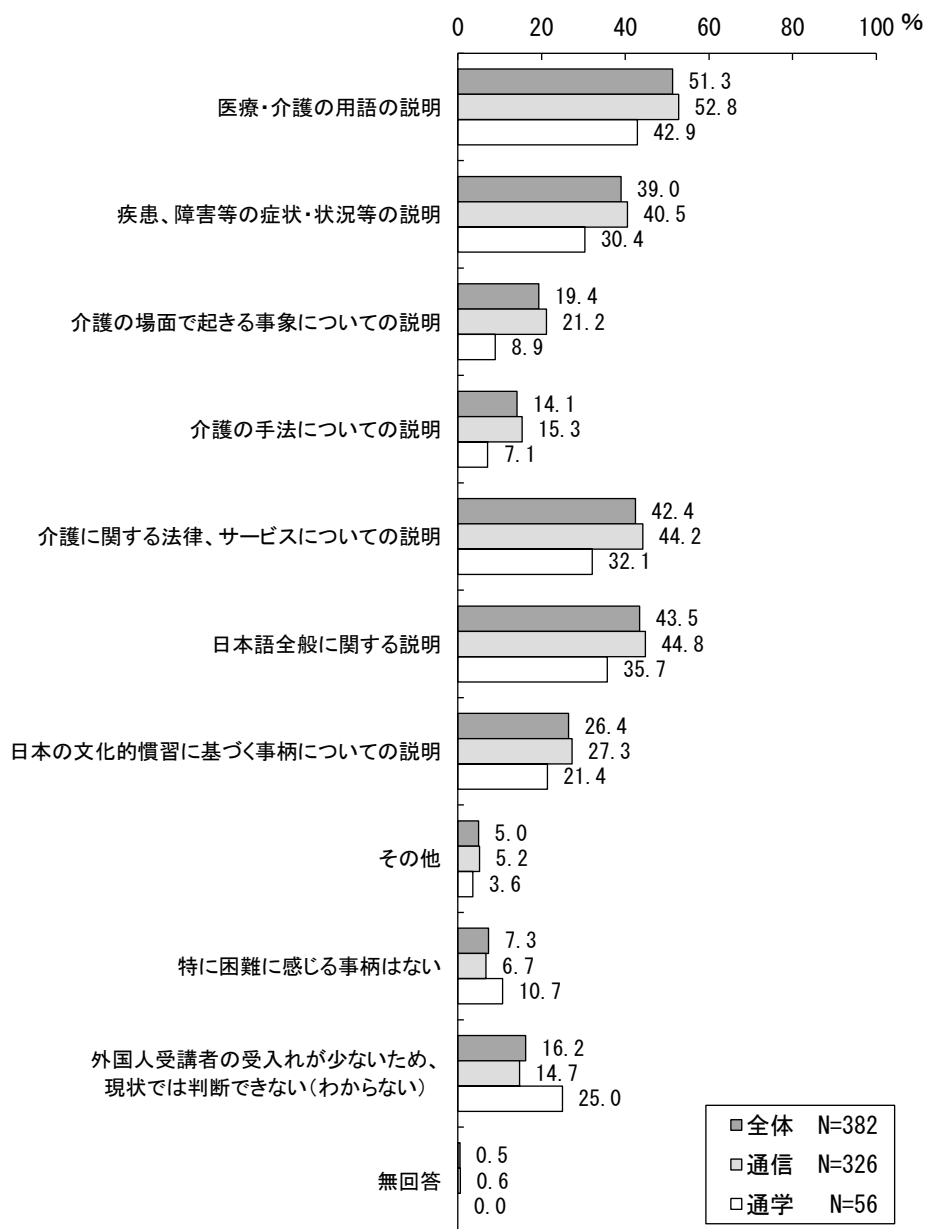
【「その他」の回答】

- ・ 養成校
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 国際厚生事業団
- ・ 入国を担う協同組合、管理団体
- ・ 職業訓練校、ハローワーク 等

(7) 外国人受講者指導上の課題

問 32. 【問 26 で「1. 受け入れたことがある」を選択した方】外国人受講者を指導するにあたり、困難に感じる事柄があれば教えてください。

- ・ 全体では、「医療・介護の用語の説明」が 51.3%で最も多く、次いで「日本語全般に関する説明」が 43.5%、「介護に関する法律、サービスについての説明」が 42.4%、「疾患、障害等の症状・状況等の説明」が 39.0%と続いた。



【「その他」の回答】

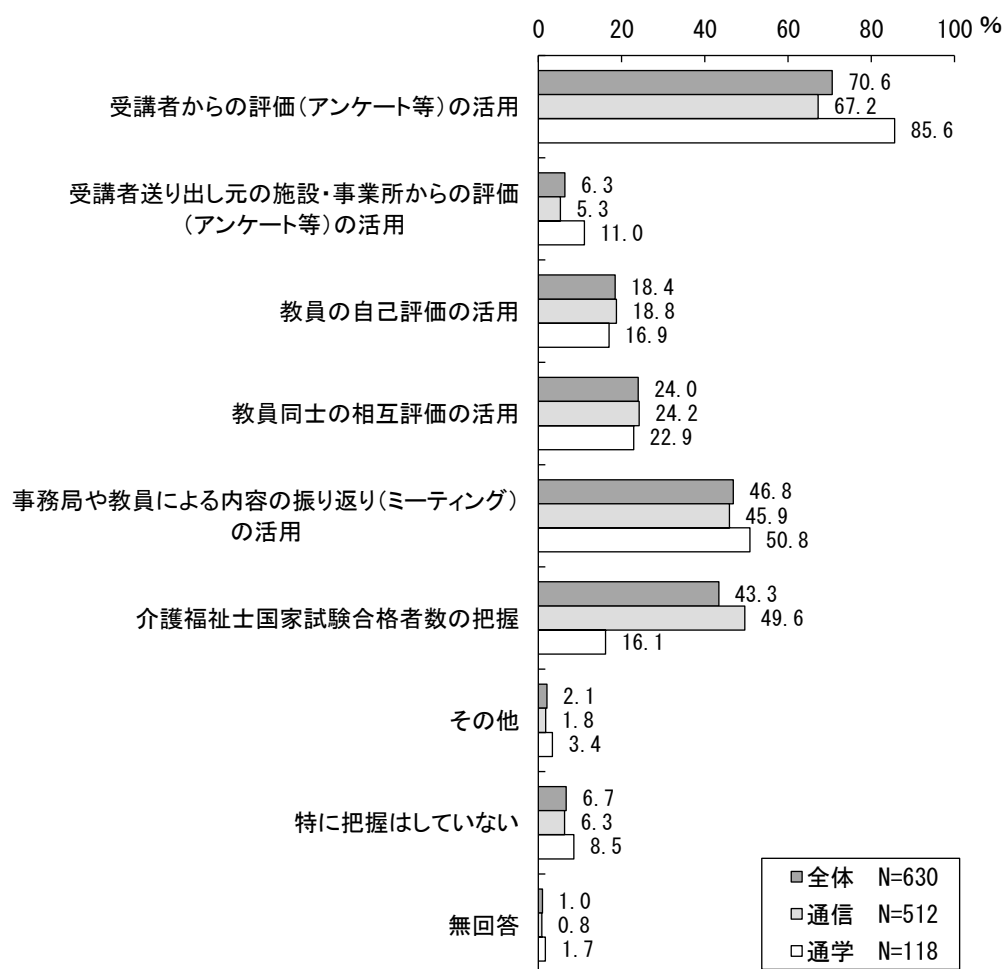
- ・ 日本語能力、特に介護計画書の作成、グループワークが難しい
- ・ 宗教的特徴、異文化による倫理の違い
- ・ 講義時、漢字、カタカナへのルビ振りが負担
- ・ 日本の文化、慣習や介護に関連する事項の理解
- ・ 個別指導が負担 等

3)介護福祉士実務者研修の効果検証に関する対応状況

(1) 研修効果の把握のための実施事項

問 24. 実務者研修の効果を把握するためにどのようなことを行っているか教えてください。

- ・ 全体では、「受講者からの評価（アンケート等）の活用」が 70.6%で最も多く、次いで「事務局や教員による内容の振り返り（ミーティング）の活用」が 46.8%、「介護福祉士国家試験合格者数の把握」が 43.3%と続いた。
- ・ 「受講者からの評価（アンケート等）の活用」は通信課程では 67.2%であるのに対して通学課程では、85.6%、「介護福祉士国家試験合格者数の把握」は通信課程では 49.6%であるのに対して、通学課程では 16.1%であった。



【「その他」の回答】

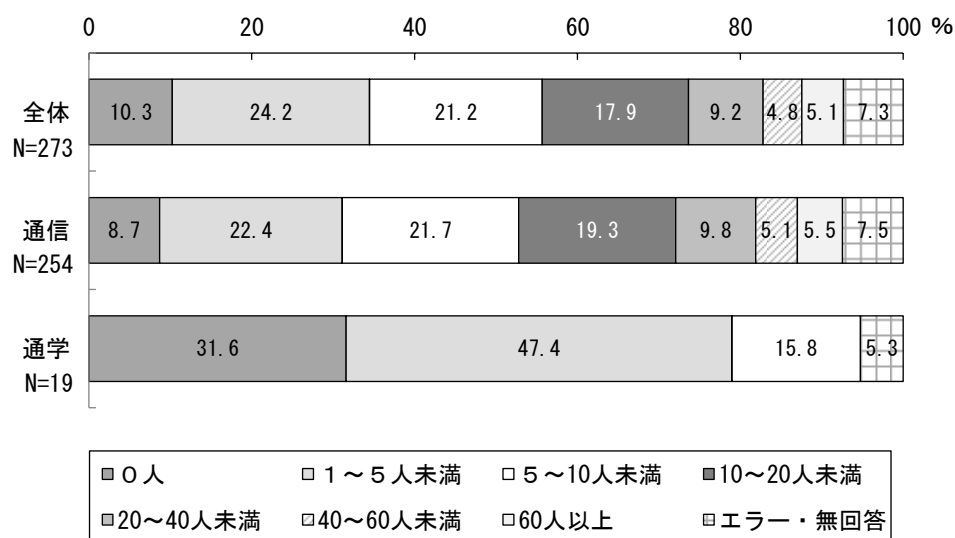
- ・ 就職先からの情報収集、施設実習時の個別評価
- ・ 就職支援および就職状況の把握
- ・ 模試での学習進度の把握
- ・ 受講生との会話等で参考になること等があれば、効果検証の情報に加える 等

(2) 研修効果の把握結果

① 国試受験者数

問 24-1. 【問 24 で「6. 国家試験合格者数の把握」を選択した方】2023 年度(2023 年4月～2024 年3 月の1年間)で終了した実務者研修の修了者のうち、第 36 回介護福祉士国家試験(2024 年1月実施)の受験者数、合格者数を教えて下さい。(2024 年度 11 月時点の把握数を記入)

- 全体では、「1～5 人未満」が 24.2%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 21.2%、「10～20 人」が 17.9%と続き、「平均値」は 56.1 人、「中央値」は 6.0 人、上位下位 2.5%を除いた「平均値」は 13.3 人であった。
- 国試受験者数が「0 人」の割合は、通信課程では 8.7%であるのに対して、通学課程では 31.6%、「1～5 人未満」の割合は、通信課程では 22.4%であるのに対して、通学課程では 47.4%であった。

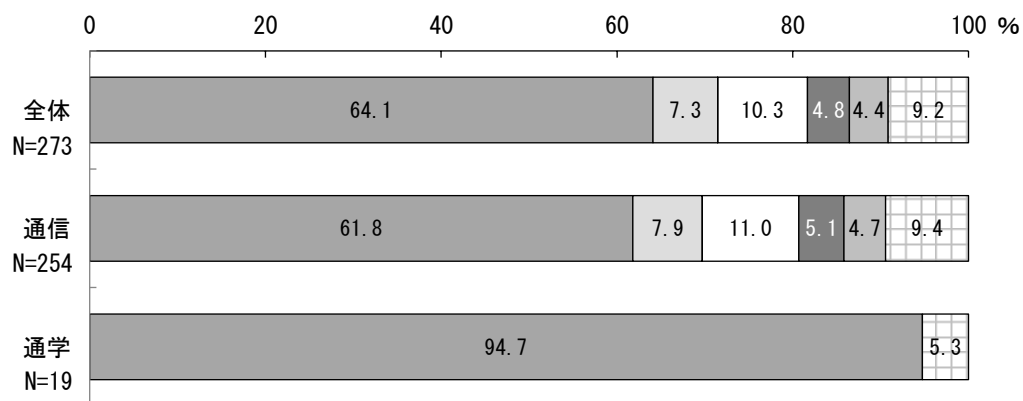


		0を含む平均 (人)	0を含まない平均 (人)	0を含む中央 (人)	0を含まない中央 (人)	最小 (人)	最大 (人)		上下2.5% カット 0を含む平均 (人)	上下2.5% カット 0を含まない平均 (人)
全体	N=253	56.1	63.1	6.0	8.0	0	9,790	N=241	13.3	14.6
通信	N=235	60.3	66.5	8.0	8.0	0	9,790	N=225	14.0	15.2
通学	N=18	2.2	3.3	2.0	3.0	0	8	N=16	2.4	3.3

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ 2.5%の値を除いた平均値も算出している。

② 外国人の国試受験者数

- 全体では、「0人」が64.1%で最も多く、次いで「2～4人未満」が10.3%、「1人」が7.3%と続き、「平均値」は2.6人、「中央値」は0.0人、上位下位2.5%を除いた「平均値」は0.8人であった。



☐ 0人
 ☐ 1人
 ☐ 2～4人未満
 ☐ 4～6人未満
 ☐ 6人以上
 ☐ エラー・無回答

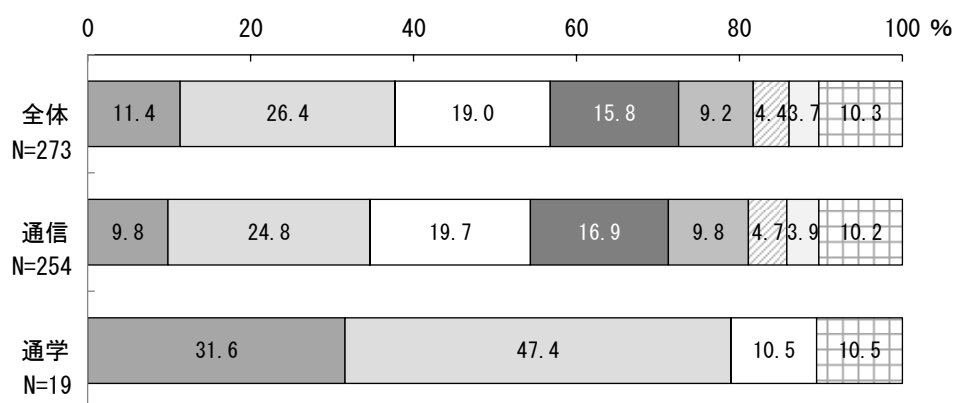
		0を含む平均 (人)	0を含まない 平均 (人)	0を含む中央 (人)	0を含まない 中央 (人)	最小 (人)	最大 (人)		上下2.5% カット 0を含む平均 (人)	上下2.5% カット 0を含まない 平均 (人)
全体	N=254	2.6	9.0	0.0	2.0	0	377	N=236	0.8	2.7
通信	N=235	2.8	9.0	0.0	2.0	0	377	N=219	0.8	2.7
通学	N=19	0.0	—	0.0	—	0	0	N=17	0.0	—

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ2.5%の値を除いた平均値も算出している。

③ 国試合格者数

問 24-1. 【問 24 で「6. 国家試験合格者数の把握」を選択した方】2023 年度(2023 年4月～2024 年3 月の1年間)で終了した実務者研修の修了者のうち、第 36 回介護福祉士国家試験(2024 年1月実施)の受験者数、合格者数を教えて下さい。(2024 年度 11 月時点の把握数を記入)

- ・ 全体では、「1～5 人未満」が 26.4%で最も多く、次いで「5～10 人未満」が 19.0%、「10～20 人」が 15.8%と続き、「平均値」は 52.6 人、「中央値」は 6.0 人、上位下位 2.5%を除いた「平均値」は 10.8 人であった。
- ・ 国試受験者数が「0 人」の割合は、通信課程では 9.8%であるのに対して、通学課程では 31.6%、「1～5 人未満」の割合は、通信課程では 24.8%であるのに対して、通学課程では 47.4%であった。



☐ 0人 ☐ 1～5人未満 ☐ 5～10人未満 ☐ 10～20人未満
☐ 20～40人未満 ☐ 40～60人未満 ☐ 60人以上 ☐ エラー・無回答

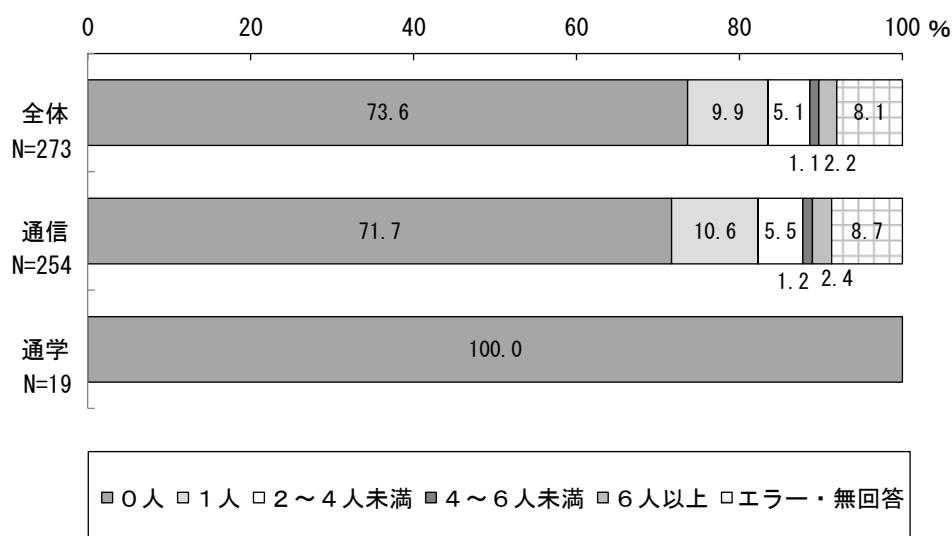
		0を含む平均 (人)	0を含まない平均 (人)	0を含む中央 (人)	0を含まない中央 (人)	最小 (人)	最大 (人)		上下2.5% カット 0を含む平均 (人)	上下2.5% カット 0を含まない平均 (人)
全体	N=245	52.6	60.3	6.0	7.0	0	9,191	N=230	10.8	12.1
通信	N=228	56.4	63.4	7.0	8.0	0	9,191	N=215	11.5	12.6
通学	N=17	1.7	2.6	1.0	2.0	0	6	N=15	1.9	2.6

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ 2.5%の値を除いた平均値も算出している。

④ 外国人の国試合格者数

問 24-1. 【問 24 で「6. 国家試験合格者数の把握」を選択した方】2023 年度（2023 年4月～2024 年3月の1年間）で終了した実務者研修の修了者のうち、第 36 回介護福祉士国家試験（2024 年1月実施）の受験者数、合格者数を教えて下さい。（2024 年度 11 月時点の把握数を記入）

- 全体では、「0 人」が 73.6%で最も多く、次いで「1 人」が 9.9%、「2～4 人」が 5.1%と続き、「平均値」は 1.3 人、「中央値」は 0.0 人、上位下位 2.5%を除いた「平均値」は 0.3 人であった。

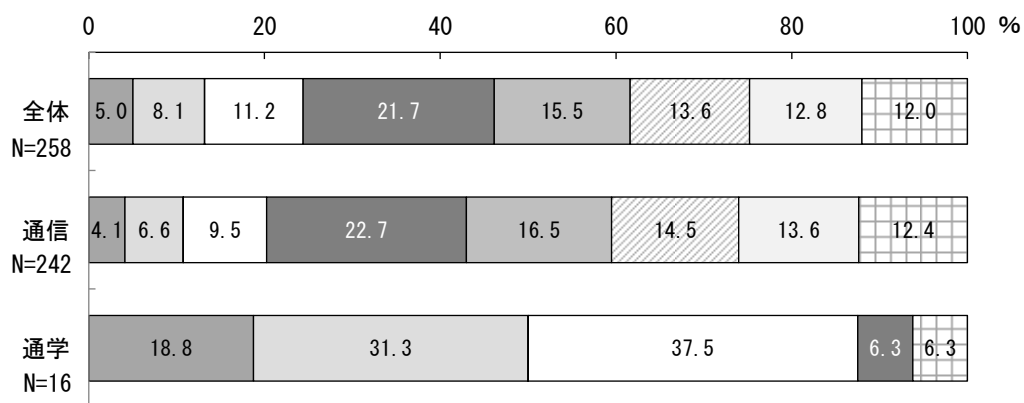


		0を含む平均 (人)	0を含まない平均 (人)	0を含む中央 (人)	0を含まない中央 (人)	最小 (人)	最大 (人)		上下2.5% カット 0を含む平均 (人)	上下2.5% カット 0を含まない平均 (人)
全体	N=247	1.3	6.5	0.0	1.0	0	201	N=236	0.3	1.6
通信	N=229	1.4	6.5	0.0	1.0	0	201	N=219	0.3	1.6
通学	N=18	0.0	—	0.0	—	0	0	N=17	0.0	—

※ 本データについては、分散が大きかったことから、上位・下位それぞれ 2.5%の値を除いた平均値も算出している。

⑤ 国試受験者割合-全体

- ・ 国試受験者数を年間受講者数で割り、国試受験者割合を算出したところ、全体では、「40～60%未満」が21.7%で最も多く、次いで「60～80%未満」が15.5%、「80～100%未満」が13.6%と続き、「平均値」は57.0%、「中央値」は57.1%であった。
- ・ 国家試験を受験した受講者の割合が「40%未満」の割合を足し合わせると、通信課程では20.2%であるのに対して、通学課程では87.6%であった。

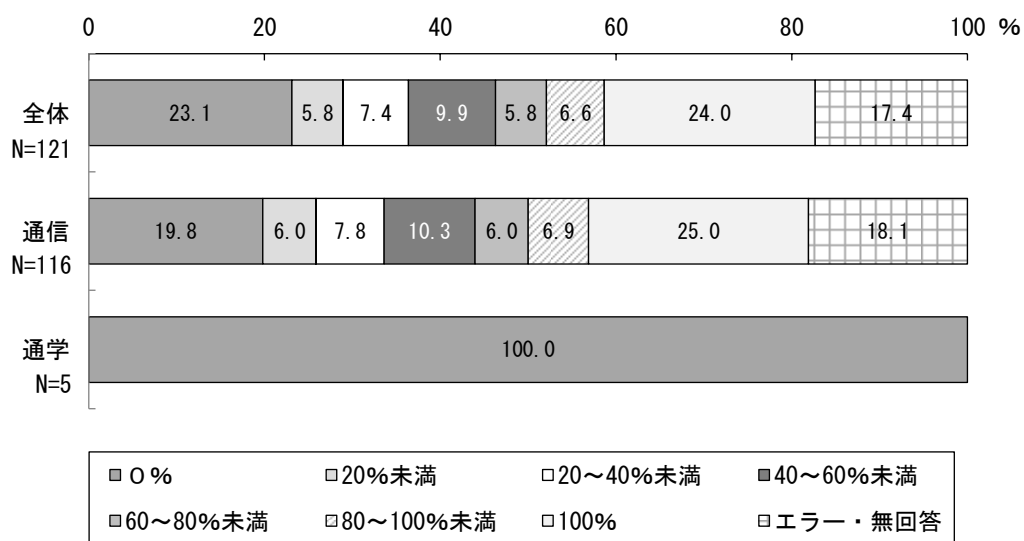


0%	20%未満	20～40%未満	40～60%未満
60～80%未満	80～100%未満	100%	エラー・無回答

全体		0を含む平均 (%)	0を含まない平均 (%)	0を含む中央 (%)	0を含まない中央 (%)	最小 (%)	最大 (%)
全体	N=227	57.0	60.4	57.1	60.0	0.0	100.0
通信	N=212	59.9	62.8	60.0	64.7	0.0	100.0
通学	N=15	15.7	19.7	10.7	21.2	0.0	41.7

⑥ 国試受験者割合-外国人

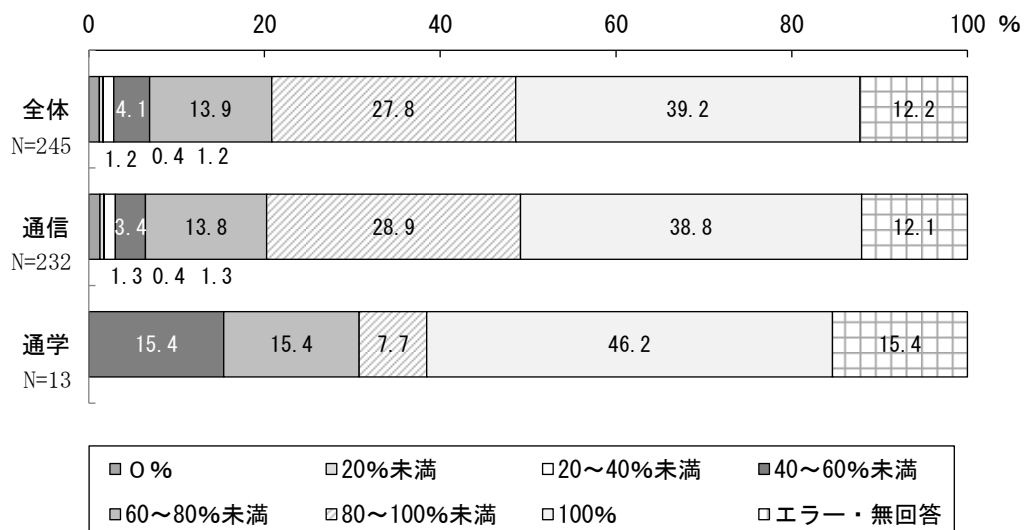
- 全体では、「100%」が24.0%で最も多く、次いで「0%未満」が23.1%、「40～60%未満」が9.9%と続き、「平均値」は49.3%、「中央値」は47.3%であった。



外国人		0を含む平均 (%)	0を含まない平均 (%)	0を含む中央 (%)	0を含まない中央 (%)	最小 (%)	最大 (%)
全体	N=100	49.3	68.5	47.3	80.0	0.0	100.0
通信	N=95	51.9	68.5	50.0	80.0	0.0	100.0
通学	N=5	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0

⑦ 国試合格率-全体

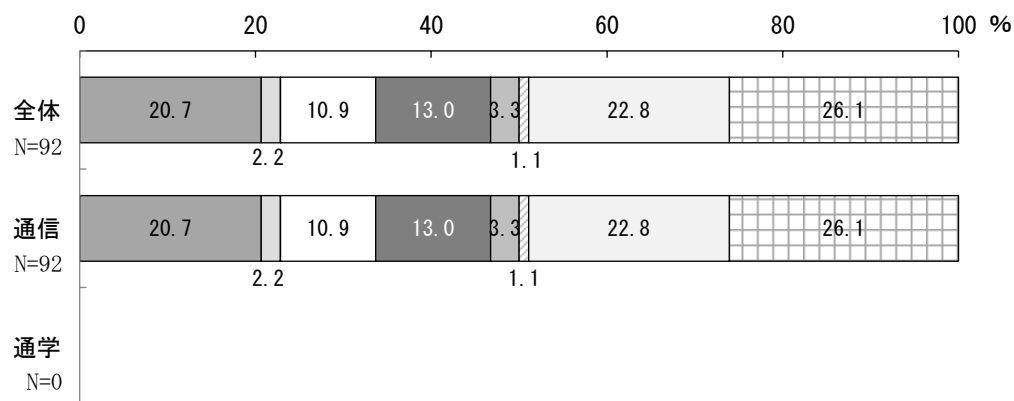
- ・ 国試合格者数を国試受験者数で割り、国試合格者を算出したところ、全体では、「100%」が39.2%で最も多く、次いで「80～100%未満」が27.8%、「60～80%未満」が13.9%と続き、「平均値」は86.4%、「中央値」は94.7%であった。



全体			0を含む平均 (%)	0を含まない平均 (%)	0を含む中央 (%)	0を含まない中央 (%)	最小 (%)	最大 (%)
全体	全体	N=215	86.4	87.6	94.7	94.9	0.0	100.0
	通信	N=204	86.5	87.8	94.6	94.7	0.0	100.0
	通学	N=11	83.8	83.8	100.0	100.0	50.0	100.0

⑧ 国試合格率-外国人

- 全体では、「100%」が22.8%で最も多いが、次いで多いのは「0%」の20.7%であり、「40～60%未満」が13.0%「20～40%未満」が10.9%と続き、「平均値」は48.3%、「中央値」は50.0%であった。



☐ 0% ☐ 20%未満 ☐ 20～40%未満 ☐ 40～60%未満
☐ 60～80%未満 ☐ 80～100%未満 ☐ 100% ☐ エラー・無回答

外国人			0を含む平均 (%)	0を含まない平均 (%)	0を含む中央 (%)	0を含まない中央 (%)	最小 (%)	最大 (%)
全体	全体	N=68	48.3	67.1	50.0	60.0	0.0	100.0
	通信	N=68	48.3	67.1	50.0	60.0	0.0	100.0
	通学	N=0	—	—	—	—	—	—

Ⅲ. 研修実施者 事例集

1. 本事例集について

本事例集は、前述のヒアリング調査結果より、工夫された取組事例を抽出し、取りまとめたものである。1つのヒアリング対象から複数の工夫事例を作成している場合もある。ヒアリング調査対象先は、研修実施者3機関である。

以下、「1. 本事例集について」でヒアリング調査対象先概要、「2. 事例一覧表」で作成した全事例概要、「3. 研修事業者 事例」で各事例を掲載する。

表:研修実施者向けヒアリング調査対象先一覧

研修実施者の概要			
事例番号	実施者1（事例1-1～1-2）	実施者2（事例2-1）	実施者3（事例3-1）
法人種別	株式会社	公益社団法人	学校法人
所在地	神奈川県	新潟県	岐阜県
開始年	2022年	2016年	2019年
教育課程	通信課程 (eラーニング)	通信課程 (テキスト+添削指導)	通信課程 (eラーニング)
スクーリング時間	介護過程Ⅲ：45時間（6日） 医療的ケア演習：12時間 （2日）	介護過程Ⅲ：45時間（6日） 医療的ケア演習：8.5時間 （1日）	介護過程Ⅲ：45時間（5日） 医療的ケア演習：14時間 （2日） ※別途オリエンテーション2.5時間
年間定員	1632人 （35会場65学級） ※1学級定員は会場により異なる	24名 （1学級24名×1学級）	200名 （1学級50名×年4回開講）
直近受講者数	2023年 22名	2023年 23名	2023年 31名
受講料 ※受講免除科目がない場合	200,000円 （会員・分校：130,000円）	97,000円	120,000円
直近外国人 受講者数	2023年 4名（特定技能4名） 2024年 19名（特定技能19名）	2023年 0名 2024年 1名（特定技能1名）	2023年 2名 （特定技能1名、永住者1名）
教員数	専任2名、兼任5名 （兼任者は分校の施設職員）	専任5名	専任1名、兼任14名 （兼任者は大学教員、非常勤講師）
研修時間数	450時間 ※科目「医療的ケア」における演習12時間を除く	450時間 ※科目「医療的ケア」における演習（通学1日）を除く	450時間 ※科目「医療的ケア」における演習14時間を除く

※ 修了済みの研修等によって科目の受講免除が行われるため、同実施者内でも受講科目数によって受講料金が異なる場合が多い。科目の受講を免除できる研修等としては「介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」「介護に関する入門的研修」「訪問介護員養成研修」「介護職員基礎研修」「喀痰吸引等基本研修」「看護師・准看護師資格」等が一般的である。

表：研修実施者向けヒアリング調査対象先別 課題

研修実施者の課題			
事例番号	実施者 1 （事例 1-1～1-2）	実施者 2 （事例 2-1）	実施者 3 （事例 3-1）
課題	【研修の質に関する課題】 ○研修の構成内容に関する課題 ・研修での学びと業務での実践のつながりを受講者が理解しにくい。 ・外国人受講者は専門用語の理解、筆記などに困難がある場合が多く、個別サポートや支援教材が必要である。 ○受講者に関する課題 ・外国人受講者の受け入れ実績や指導ノウハウが蓄積されていない。	【研修の質に関する課題】 ○受講者に関する課題 ・外国人受講者は、介護福祉士国家試験や、実務者研修の制度に対する理解度が低い場合がある。 【研修の受けやすさに関する課題】 ○経済的負担に関する課題 自治体による実務者研修受講資金貸付事業が整備されているが、受講者に制度の存在が浸透していない場合がある。	【研修の質に関する課題】 ○受講者に関する課題 ・外国人受講者の受け入れ実績や指導ノウハウが蓄積されていない。

2. 事例一覧表

表:研修実施者 事例 一覧

個別事例		事例段階			事例区分								掲載頁
		事前準備	研修実施	研修終了後	研修の質					研修の受けやすさ			
					カリキュラム改善	教員の質担保	受講者の理解促進	事務局と教員の連携	修了者のフォローアップ	送り出し機関連携	経済的配慮	時間的配慮	
1-1	多数の分校を持つ強みを活かした取組 ・多数の分校を持つ強みを活かし、外国人受講者の指導実績がある分校から意見や要望を募り、教員研修会で共有する。	○			○	○							60
1-2	受講者所属施設の職員が教員を担当し実務と繋げた研修を実施する取組 ・受講者所属施設の職員が教員を担当することで、受講者との円滑なコミュニケーションを可能にするほか、実務とのつながりを理解できる研修を実現する。		○				○						62
2-1	国家試験や受講資金貸付など周辺制度の案内や事務手続きを支援する取組 ・外国人受講者が特に課題を抱えやすい事務手続き面を丁寧にサポートすることで受講生の事務負担や経済的負担を軽減し、円滑な国家資格の取得を支援する。		○						○		○		63
3-1	日本語能力・実務経験を事前確認する取組 ・自校の教育体制に合った学びを提供できる受講者を事前に確認する。	○	○				○			○			65

3. 研修事業者 事例

【事例 1-1】多数の分校を持つ強みを活かした取組

<キーワード>

研修の質に関する取組:カリキュラム改善、受講者の理解促進

※ 本事例の研修実施者では、スクーリング会場となった施設・事業所を「分校」と呼称する。本校の指導ノウハウを伝達することを通じて、可能な限り施設・事業所職員も教員を担当することで、実務者研修の実施に加えて施設（分校）への本格的な教育機能の付加を目指すという意図を含むため、本研修実施者の事例では単純なスクーリング会場と区別して「分校」の用語を使用する。

1)取組の目的

- 外国人受講者が実務者研修の受講にあたって抱える課題を丁寧に把握し、研修の改善に結びつける。
- 外国人受講者が実務者研修の受講にあたって抱える言語的な困難を適切にサポートする。

2)取組の内容

- 分校制度を活用した外国人受講者受け入れ校へのノウハウ共有
 - ・ 本事例の研修実施者は、全国各地からスクーリングの会場・スクーリング担当教員を提供できる施設・事業所を募集し、分校（スクーリング会場）として指定、本校から実務者研修のノウハウを提供する取り組みを行っている。
 - ・ 外国人留学生の指導経験が豊富な本校教員を派遣する形で各分校をサポートしており、ベテラン教員の経験を最大限に共有、活用できるようにしている。
- 分校制度を活用した外国人受講者受け入れ校からのノウハウ共有
 - ・ 外国人受講者を受け入れた分校から聞き取りを行い、外国人受講者を受け入れる際の注意点や、指導、教材の改善点を集約することで、次年度以降の研修の改善につなげている。
 - ・ また、分校教員、本校教員の合同で教員講習会を年1回実施し、外国人受講者の受け入れ時の注意点、取組の工夫や課題を共有する体制をつくっている。
- 把握された外国人受講者の課題の傾向
 - ・ 外国人受講者は、総じて実務経験が少ない状態で入校することが多く、言語面では専門用語の理解や、筆記に困難を持つ場合が多い。結果的に、日本人受講者に比べ、同じ課題をクリアするのに時間がかかる傾向がある。
- 課題をふまえた外国人受講者への支援
 - ・ 提出課題については、最終的には自力での作成、提出を求めるが、提出期限を長めにとり一人一人の受講者に合わせた対応を行っている。
 - ・ スクーリングでは、用語の説明や筆記に関しては個別指導を手厚く実施することで基礎的な理解を促す。また、外国人受講者に対する問いかけを積極的に行い、受講者が考える機会を意図的に多く作ることで主体的な参加を促すとともに、現在の理解度や困難を抱えるポイントを把握する。
 - ・ グループワークでは、外国人受講者と良好なコミュニケーションが図れそうな日本人受講者を同じグループに配置し、発語の機会を多く持てるように配慮する。外国人受講者が複数いる場合は、グループごとの外国人受講者数に偏りがないよう配慮し、各グループの学習の質を高める。

- 課題をふまえた補助教材の作成と共有

- ・ 外国人受講者向けにルビ付きの補助教材を作成し、分校間で共有している。また言葉の意味が分からない場合、スマートフォンの辞書機能を活用することを許可するなど、言語の壁が学習の妨げにならないための支援を行っている。

3)まとめ

【研修の質に対する効果】

- ・ 外国人受講者の受入れ実績が少ない実施者が多いなかで、各分校(他の研修校)から情報を収集することで、外国人受講者受入れに伴う課題を効率的に把握することができている。
- ・ 外国人受講者向けの教材を作成・共有することで、外国人受講者が抱える学習上の困難を減らすことができている。
- ・ スクーリングではグループの構成を工夫し、発話の機会を与えることで、受講者の状況を把握しつつ個別最適なサポートを実施している。

本事例を参照する際のポイント ―検討委員会より―

- ・ ルビ付きの補助教材の提供などのほかにも、テキストの欄外に専門用語や難解な用語のみ母国語の翻訳を付けることでも理解を助けることができると考えられる。
- ・ 本事例で紹介した辞書機能活用に似たスマートフォンの活用方法として、カメラでテキストをスキャンすると翻訳文が表示される機能などが使われている例があるが、特に専門用語について翻訳の精度が高くない場合があるため、誤った理解を助長しないよう、スマートフォンの活用方法には注意する必要がある。

【事例 1-2】受講者所属施設の職員が教員を担当し、実務と繋げた研修を実施する取組

<キーワード>

研修の質に関する取組: 受講者の理解促進

1) 取組の目的

- 受講者の背景を理解した教員が学習をサポートすることで、実務者研修を通じて外国人受講者の職能を高める。

2) 取組の内容

- 所属施設・事業所職員が教員を担当
 - ・ 本事例実施者は、介護施設・事業所をスクーリング会場に設定した上で、介護施設・事業所の職員をスクーリング担当教員として募集し、分校とする取り組みを行っている。(事例 1-1 参照)
 - ・ その結果、受講者の実業務の OJT を担う施設職員が実務者研修を担当することが可能になる。
- 受講者所属施設・事業所の職員が教員を担当することで外国人受講者の状況を適切に把握
 - ・ 外国人受講者は介護職員としての経験年数も短い場合が多く、施設職員が OJT という形で日常の業務で指導している場合が多い。そのため、施設職員が教員を担当した場合、施設所属の外国人受講者とのコミュニケーションを円滑に行うことが期待できることに加え、外国人受講者の介護職員としての課題も把握できている場合が多い。
 - ◇ スクーリングでは、普段から関わりがある施設職員だからこそ、専門用語の理解、筆記、漢字など外国人受講者の個々の課題を把握でき、個別支援を実施することができる。また、どのような実業務に携わっているかをふまえ、実事例を引き合いに出すことを通じて考えを促すなど、研修が職員としての成長に直結する機会になるように工夫する。
 - ◇ 通信学習に遅れが出ている際には、実務者研修の教員であると同時に職場の先輩職員であるため、実業務の負担に配慮した声かけを行ったり、業務負担を調整したりできる。
 - ・ 施設・事業所の OJT と紐づけることで、現場での指導場面においても実務者研修での学びを前提とした指導や助言を行うことができる。
- 修了要件は日本人受講者同様に設定
 - ・ 学びの過程では多様性を認め、柔軟な対応を行う一方で、外国人受講者の介護職員としての資質・能力を保証するために、修了要件は日本人受講者同様に課すことをどの分校でも徹底している。

3) まとめ

【研修の質に対する効果】

- ・ 受講者の背景を理解した施設職員が実務者研修の教員を担当することで、外国人受講者とも円滑にコミュニケーションを行い、個々の課題に沿った研修を実施することができている。
- ・ 実業務上の課題等を把握しながら、実務者研修の学びを実業務に関連付けて研修を行うことで受講者が介護職員として成長を感じることができると考えられる。

【事例 2-1】国家試験や受講資金貸付など周辺制度の案内や事務手続きを支援する取組

＜キーワード＞

研修の質に関する取組:修了者のフォローアップ

研修の受けやすさに関する取組:経済的配慮

1)取組の目的

- 受講者の介護福祉士資格や実務者研修受講資金貸付事業などの周辺制度への理解を促進し、事務手続きのサポートを行うことで、実務者研修を中心に円滑な資格取得支援体制を作る。

2)取組の内容

- 介護福祉士国家試験情報の提供
 - ・ 受講者が介護福祉士国家資格や国家試験の受験に係る制度や事務手続きを十分理解できていない場合もあるため、スクーリング初日にオリエンテーションを行い、実務者研修の位置づけを含め、資格制度に関する基礎的な事項を丁寧に説明している。
 - ・ また、実務者研修の開講日程を、終了後に大きく機関を開けずに国家試験を受験できるよう調整するなど、国家資格取得までを視野に入れ、受講者任せにならない工夫を行っている。
- 介護福祉士国家試験の事務手続きサポート
 - ・ 国家試験の申込資料や手引きの取り寄せを研修実施者が一括して行い、スクーリングの度に国家試験の申込や日本介護福祉士会実施の模擬試験の申込を促すことで、受講者が円滑に資格取得に向かえるようサポートする。
- 実務者研修受講資金貸付事業制度の周知
 - ・ スクーリングの機会に、社会福祉協議会による実務者研修受講資金貸付事業を周知し、受講者が活用できるように支援する。
 - ・ 国家資格関連の申込手続きと合わせ、申込書類の不備確認などの窓口業務まで担い、受講者の事務負担を可能な限り軽減している。

3)まとめ

【研修の質に対する効果】

- ・ 介護福祉士国家資格や国家試験の受験に係る制度や事務手続きを十分理解できていない外国人受講者に対して基礎的な制度の理解を促し、国家試験や模試事務手続きのサポートができる体制を整備しており、外国人受講者の円滑な国家資格取得への貢献が期待できる。

【研修の受けやすさに対する効果】

- ・ 外国人受講者に対して実務者研修受講資金貸付事業を周知し、事務手続きの支援を行うことで、受講者の経済的負担、事務手続きの負担を軽減することが期待できる。

本事例を参照する際のポイント ー検討委員会よりー

- ・ 単なる国家試験の受験資格を得るための手段として実務者研修の受講を推奨され、受講している外国人受講者に対しては、実務者研修受講開始の時点で目的や学習内容等について説明を受けることで、その後の学習効果も高まるものと考えられる。

【事例 3-1】日本語能力・実務経験を事前確認する取組

＜キーワード＞

研修の質に関する取組:受講者の理解促進

研修の受けやすさに関する取組:送り出し機関連携

1)取組の目的

- 外国人受講者の受入れ実績、ノウハウが不足しているため、数名単位の外国人受講者を研修実施者の対応可能な範囲で受け入れ、研修の質を担保する。

2)取組の内容

- 受入れの前に外国人受講者の日本語能力・実務経験を確認
 - ・ 外国人受講者の日本語能力に課題があり、かつ実務も経験していない場合、研修での講義の理解が難しく、研修受講の効果が感じられにくいことが想定される。
 - ・ その中で効果的な研修を行うために、事前に受講者の所属する送り出し機関に対して照会を行い、送り出し機関とも相談しながら受講希望者の日本語の読み書き能力の水準、実務経験を確認し、現状のカリキュラムで他の受講生と同様に受け入れた場合に研修の質、効果が維持できるかを判断している。
- 送り出し機関と連携した事務連絡を実施
 - ・ 外国人受講者が一定の実務経験を持つ等、受講に際して特別の配慮を要さないケースであっても、研修実施者－受講者間の事務連絡にあたっては受講者の送り出し機関を介した連絡を行い、連絡漏れがないようする。
 - ◇ 本連絡の意義としては、送り出し機関に所属する外国人職員が実務者研修を受講者している旨の認識を持ってもらい、必要に応じた職場内でのサポートの必要性を理解してもらうこともある。
- 今後に向けた外国人受講者に対する支援の強化
 - ・ 本事例実施者において、外国人受講者は増加段階であり、現時点ではまとまった受け入れが必要な段階となっていないことから、外国人受講者への対応を事前の日本語能力・実務経験確認にとどめているが、外国人介護人材からの実務者研修受講需要が高まった際にも対応できるよう体制の整備を進めている。
 - ◇ また、市民向け公開講座として、外国人介護人材向けの介護福祉国家試験対策講座(全8回)の実施を計画しており、一定数の受講者が集まった際には開催できるよう準備を進めている。

3)まとめ

【研修の質に対する効果】

- ・ 受講者の実務経験や日本語能力を受講前に適切に把握することによって、実施者のキャパシティに合わせて研修の質や、修了者の質が担保できるように配慮できている。
- ・ 地域の外国人職員の需要に合わせ、公開講座の開催を予定しているなど、実務者研修後も継続的な支援機会を作り、外国人介護人材の介護福祉士資格取得の円滑化が期待できる。

IV. 送り出し機関（施設・事業所）事例集

1. 本事例集について

本事例集については、前述のヒアリング調査結果より、工夫された取組事例を抽出し、取りまとめたものである。作成した事例は、各ヒアリング対象先からケース事例として抽出し、1つのヒアリング対象から複数の工夫事例を作成している場合もある。ヒアリング調査対象先は、送り出し機関2者である。

以下、「1. 本事例集について」でヒアリング調査対象先の概要、「2. 事例一覧表」で作成した全事例の概要、「3. 研修事業者 事例」で各事例を掲載している。

表:ヒアリング調査の対象一覧

送り出し機関（施設・事業所）の概要		
事例番号	送り出し元機関 1（事例 1-1～1-2）	送り出し元機関（事例 2-1～2-2）
法人種別	社会福祉法人	株式会社
所在地	東京都	栃木県
設立年	1996 年	1996 年
介護職員数	常勤63名、非常勤25名（うち介護福祉士数：常勤49名、非常勤12名）	800 名（うち介護福祉士数：305 名）
外国人 介護職員数	23 名 （在留資格「介護」8 名、特定技能 6 名、留学 9 名）	14 名 （技能実習 6 名、特定技能 8 名）
実務者研修受 講者数	2021 年：4 名 2022 年：1 名 2023 年：2 名（うち外国人 2 名：特定技能）	2021 年：6 名（うち外国人 0 名） 2022 年：15 名（うち外国人 0 名） 2023 年：20 名（うち外国人 0 名） ※2024 年：外国人 1 名（特定技能）

表:ヒアリング調査の対象別 課題

送り出し機関（施設・事業所）の課題		
事例番号	送り出し元機関 1	送り出し元機関 2
課題	【研修の質に関する課題】 ○研修の構成内容に関する課題 ・実務者研修は国家試験受験の要件という側面が強く、送り出し施設、受講者ともに実務者研修自体による職能の成長を感じにくい。 ○受講者に関する課題 ・外国人職員が実務者研修を通じた資格取得や、介護職員としてのキャリアイメージを持てていない場合がある。	【研修の質に関する課題】 ○受講者に関する課題 ・外国人職員が実務者研修を通じた資格取得や、介護職員としてのキャリアイメージを持てていない場合がある。 ・介護職員としての経験が少ないなど、実務者研修の内容を十分に理解するための前提知識や技能が不足している場合がある。 ・介護職未経験者は初任者研修の受講により前提知識を補うことができるが、初任者研修を実務者研修以前に受講することが必ずしも定着していない場合がある。

2. 事例一覧表

表:ヒアリング調査の事例 一覧 送り出し元機関(施設・事業所)

個別事例		事例区分					掲載頁
		職員教育における 実務者研修の活用		受講促進支援			
		キャリア 形成上の 活用	実務での 活用	受講の 動機付け	経済的 支援	時間的 支援	
1-1	外国人職員のキャリア形成の中に 実務者研修での学びを位置づける取組 ・評価シートを用いて目標や到達度の管理を実施、実務者研修での学びの成果を可視化し、外国人職員はキャリアステップの一部として位置付ける。	○		○			71
1-2	業務マスターシートを活用し 実務者研修の成果を可視化する取組 ・実務で修得が必要な業務を一覧化することで、外国人職員と教育担当のチューターが成長状況を共有し、日ごろの指導に活かすことができる。		○				74
2-1	計画的な介護福祉士国家資格取得を支援する取組 ・日本への在留年限が限られる外国人職員向けに、入職後から介護福祉士国家資格取得までの年次の達成目安を提示することで計画的に研修を修了し、国家試験の学習を進めることができる。	○		○			76
2-2	実務者研修の学習効果を高めるために 初任者研修の受講を促す取組 ・外国人職員は介護職の経験が短い場合が多いため、実務者研修の効果的な受講のために、事前に初任者研修を修了することを推奨している。	○					78

3. 送り出し機関(施設・事業所) 事例

【事例 1-1】外国人職員のキャリア形成の中に実務者研修での学びを位置づける取組

<キーワード>

職員教育における実務者研修の活用:キャリア形成上の活用

受講促進支援:受講の動機付け

1)取組の目的

- 在留資格や希望に応じて、施設職員としてのキャリア形成の中に実務者研修の位置づけを行う。
- 目標や達成度を可視化することで、職員の自己成長を促す。

2)取り組みの内容

- 事例施設における職員教育
 - ・ 本事例施設は、養成校からの採用が安定して行われてきたこともあり、常勤職員 63 名の内、49 名が介護福祉士国家資格を保持している。その結果、施設内のリーダー以上の役職に就く職員は全員が国家資格を保有しており、介護福祉士資格の取得は施設内でのキャリアアップと実質的に紐づいているため、外国人職員が国家資格の取得を施設内でのキャリアステップとしてもイメージしやすい。
 - ・ 指定フォーマットの評価シートを用いた人事考課や、介護未経験職員 1 名に対して、身近な相談ができるチューターを1名配置するなど、体系的な職員育成体制を作っている。人事考課は年2回実施しており、介護長・主任・職員本人が、目標管理シート・考課表を元に、昨期の目標達成を確認、次期の目標設定を行う。職員自身が一次考課を実施、介護長・主任との面談を実施して最終的な考課を決定する。
- 人事考課における目標管理シート・考課表の活用
 - ・ 施設職員としての成長や成長意欲を積極的に評価するため、考課場面では評価シートを用い目標や到達度を可視化し、認識を共有することを重視している。目標管理シート・考課表のフォーマットを1～3年目、4～7年目、7年目以降用に意図的に分けることで、キャリア段階にあった役割や目標を持たせことができると同時に、職員がキャリアステップ上の現在地や未来像を理解しやすくしている。
 - ・ 目標管理シート・考課表は外部委託して作成したシートを施設内で独自に改善した。職員への期待が明確になるようにするため、考課表の評価項目については評価項目を10項目に絞り込んで作成した。意欲や態度に関する評価項目を中心に設定することで、職員の自己成長を促すことを狙いに行っている。

表：考課表の一部抜粋・改変

対象者	一次考課者	最終考課者	考課期間		評価基準		
評価項目			本人評価	1次評価	2次評価	点数	
チームの一員として自覚を持ち周囲と連携して業務に取り組んだか							
利用者への挨拶・声掛けの言葉遣い・マナーが適切だったか							
...			...	...	...	...	

表：目標管理シートの一部抜粋・改変

担当職務	達成目標	達成結果	本人評価	上司評価
利用者の生活支援	・ ・	・ ・	A B C A B C A B C	A B C A B C A B C
...	...	...	...	...

● 実務者研修の活用

- ・ 外国人職員の在留資格による滞在年限の違いに注意を払い、介護福祉士国家資格取得を希望する職員に対しては実務経験 3 年目を目安とした実務者研修の受講を推奨するなど、計画的な介護福祉士資格の取得ができるようにしている。
- ・ 資格の取得が施設内でのキャリアアップと紐づいていることや、段階化された目標管理シート・考課表を用いることにより、外国人職員は、キャリア上の現在地を把握し、介護職員としての目標を持つことができる。その結果、資格取得に向けた目的意識、介護職員としての成長のイメージ持ち、主体的な姿勢で実務者研修を受講できている。
- ・ また、実務者研修を受講した後は、学びや成長が次期の目標管理シート・考課表上の変化として可視化されることにより、職員は国家資格取得に向けたステップを進められているという実感だけでなく、介護職員としての自身の成長を実感することができる。
- ・ 外国人の職員は、特に施設からの評価を意識する傾向にあるため、体系的な人事評価や、詳細な到達状況の可視化が、成長が評価される安心感につながり、次のステップに向けた成長意欲を支えている。

3)まとめ:職員教育にもたらす効果

【職員教育に対する実務者研修の活用効果】

- ・ 実務者研修での学びが評価されることで、職員の実務者研修を通じた成長を実感することができる。

【受講促進に対する効果】

- ・ 外国人職員が在留資格や希望によって、資格取得を見据えた到達目標、中間目標を設定し、実務者研修の位置づけを明確化することができる。
- ・ 実務者研修を受講する外国人職員がキャリア上の現在地を把握したり、資格取得後の未来像をイメージしたりできることで主体的な意欲を持って研修を受講できる。

本事例を参照する際のポイント ー検討委員会よりー

- ・ 外国人職員が主体的に意欲を持ち研修を受講できるようにするためには、本事例のように実務者研修終了後の将来像をイメージできる支援を行うことが有効であると考えられる。

【事例 1-2】業務マスターシートを活用し、実務者研修の成果を可視化する取組

<キーワード>

職員教育における実務者研修の活用：実務での活用

1) 取組の目的

- 介護技術の習得状況を可視化することで、研修と実務の紐づけを行い職員の自己成長を促す。
- 介護技術の習得状況について施設内の上長やチューターと認識を共有することで、職員の研修を通じた成長を施設職員としての成長と結びつける。

2) 取組の内容

- 業務マスターシートを用いた介護技術の習得
 - ・ 本事例施設では、利用者の立場に立った、根拠ある介護ができる職員の育成を主眼に置いている。その第一歩として、介護未経験での入職職員に対しては、まず確実な介護技術習得を重視する。介護技術の習得にあたっては、業務マスターシートを用いることで個人の主観に依存しない技術の伝達を実施するとともに、習得状況を可視化している。
 - ・ 業務マスターシートは入職後1か月、3か月で活用する等、シートの運用について明文化し、体系的・客観的に評価可能な指導体制を敷いている。
- チューター制度を活用した職員のキャリア形成のフォローアップ
 - ・ 業務マスターシートの確認責任者（リーダー）のほかに、指導に適性がある職員をチューターとして職員1名に対して1名配置することで、介護技術に限らず、日常的な悩み事も相談できるような体制づくりを行い、実務経験の浅い職員の業務意欲や成長意欲を支えている。
 - ・ 身近なチューターが付くことで、外国人職員の在留資格や志向によるキャリア上の目標の違いに合わせて適切なフォローを行いやすい。
 - ・ 業務マスターシートを、フォローアップ面接を実施する際に活用しており、面接の場には上長とチューターが同席し、介護技術の習得状況について共通認識を作っている。施設としては3年程度在籍していれば実務者研修に送り出すには十分な技術を習得できるという目安を持っている。加えて身近なチューターが技術修得状況を確認できることで、実務者研修の受講に適切なタイミングについて助言することが可能である。

表：業務マスターシート一部抜粋・改変（「食事介助」ページ）

1か月	3か月	項目
☐	☐	・入居者の顔と名前が全員一致する
☐	☐	・道具（おしぼり・エプロン・食器）の準備ができる
☐	☐	・トロミアップまたは水分ゼリーを飲用している入居者がわかる
...	...	（食事のほか5つの介護分野について、全体で約 100 項目）

- 実務者研修の活用
 - ・ 介護技術の習得状況を可視化することによって、周りの職員とチューターが、職員にできていること、できていないことを理解した上で実務者研修を受講することができるため、目的意識を持って研修を受講することができる。また、チューターが職員の成長状況についての認識を共有していることで、実務者研修を通じた成長を適切に評価することができる。
 - ・ 介護技術を明文化、習得状況が明確化されているため、職員はこれまで修得してきた介護技術と、実務者研修受講を通じて学ぶ座学の知識や介護過程の実践を結びつけやすく、より効果的な研修受講が可能になる。

3)まとめ

【職員教育に対する実務者研修の活用効果】

- ・ 業務マスターシートの活用を通じて介護技術の習得状況を可視化することによって、キャリア上のステップアップを実感しつつ、また課題意識を持って実務者研修を受講することができている。
- ・ チューター制度を土台として、業務マスターシートによる技術習得状況に関する認識共有を行うことができるため、外国人職員の成長をチューターが確認・評価することが可能になると考えられる。

本事例を参照する際のポイント ー検討委員会よりー

- ・ 本事例では、シートを用いて「できること、できないこと」の可視化を行っていることで、外国人職員は身近な目標を持ちやすくなっていると考えられる。
- ・ 介護福祉士取得までの道筋は長丁場であり、次の目標を見失いがちな外国人職員も多いものと想定されるため、学習モチベーションを維持するためにも、身近な目標の設定をすることは効果的であると考えられる。

【事例 2-1】計画的な介護福祉士国家資格取得を支援する取組

<キーワード>

職員教育における実務者研修の活用:キャリア形成上の活用

受講促進支援:受講の動機付け

1)取組の目的

- 外国人職員を含め、新規入職者が長く介護職員として働くイメージがつけられるようにステップアップモデル事例を提示する。
- 在留資格 特定技能の職員が在留期間内に介護福祉士国家資格を取得できるように段階的にサポートする。

2)取組の内容

- 新規入職者向けにステップアップモデル事例を提示
 - ・ 本事例事業者は、介護職員が人材不足になる傾向がある中で、新規入職者に長く介護職員として活躍したいと思ってもらうためには、どのように介護職員としてキャリアを作っていけるかというイメージを持ってもらえることが非常に重要であると考え、在籍する職員が、未経験での入職以降どのように経験を積み、役職を変化させてきたかを段階で示したステップアップモデル事例を作成した。モデル事例を通じて、新入職員が専門性を高め、パートから正社員、現場の介護職員から管理的な役職へと変化していくことができるというイメージや、それに伴い待遇を向上していくことができるという将来像を提供している。
 - ・ ステップアップモデル事例によって、事業所内で長期的なキャリアをイメージしやすくなり、その過程での介護福祉士国家資格取得や、国家資格取得に向けた実務者研修の受講への動機付けを行うことができていると考えられる。

表:ステップアップモデル事例一部抜粋・改変(事例ページ)

1年目	2年目	4年目	5年目
介護未経験での入職 デイサービスセンター で研修	入居施設に異動	生活相談員に就任	施設管理者に就任

- 外国人職員には、在留年限に配慮した資格取得までの達成目安を提示
 - ・ 本事例の事業所では、家庭を持つパート職員が多いこともあり、職員のニーズに応じて勤務時間の調整を細かく行い、職員一人一人に合わせた雇用形態を提供している。そのため、資格の取得やそのペースについても事業所から主導するというよりは、基本的に職員の自主性を重んじている。
 - ・ 一方で、在留資格 特定技能の外国人職員については在留年限の制限があり、介護福祉士国家資格取得に向けて計画的に行動する必要があるため、在留年限内に資格が取得できるように年次ごとの達成目安を設定している。
 - ・ 具体的には、在籍1年目は日本での生活や職場になじむことを優先し、2年目に初任者研修を受講、3年目以降実務者研修を受講し、4、5年目で資格取得することを目安にしている。
 - ・ 特定技能の職員とは、職員教育責任者が必ず半年に1回以上の面談を実施しており、面談の場では職員の資格取得意向を確認するとともに、直近の目標や実務者研修の受講を含むアクションを積極的に示し、資格取得をサポートしている。

3)まとめ

【職員教育に対する実務者研修の活用効果】

- ・ ステップアップモデル事例を示すことで、外国人職員を含む新入職員に介護職員としての専門的なキャリアを築きながら長く活躍するイメージを持ってもらうことができている。

【受講促進に対する効果】

- ・ 特定技能の外国人職員に対しては介護福祉士国家資格取得までの年次ごとの目安を設定し、面談を通じて意向に応じた資格取得の推奨を行うことで実務者研修の受講を含む資格取得までのアクションを促すことができている。

本事例を参照する際のポイント ―検討委員会より―

- ・ 外国人職員が将来像を描くためのステップアップモデルは介護現場でのモチベーションにつながり、介護福祉士資格取得を主体的に目指すための明確なステップを作る取組にもなると考えられる。

【事例 2-2】実務者研修の学習効果を高めるために初任者研修の受講を促す取組

<キーワード>

職員教育における実務者研修の活用:キャリア形成上の活用

1)取組の目的

- 初任者研修を通じて介護職としての基本的な知識・技能を習得した状態で実務者研修を受講することで、内容の理解度・定着度を高める。

2)取組の内容

- 初任者研修の受講意向
 - ・ 本事例事業所では、とりわけ外国人職員において、介護福祉士国家資格に直結しないが経済的負担がある初任者研修の受講を敬遠する職員が見られた。
- 初任者研修のメリットと受講の推奨
 - ・ 職員が受講している実務者研修の多くは通信学習が中心となるため座学課程のほとんどを自学自習しなければならないが、自習を通じて学習内容を理解するためには、一定の前提知識を持っていることが重要である。一方で初任者研修では教員から直接介護知識を学べる時間が長いことから、介護の基本知識を丁寧に学習することができるとの考えから、初任者研修の受講が介護職員としての成長過程において重要であると本事例事業者は考えた。
 - ・ そこで、実務者研修を通じてより効果的に学習が進められるようにするためにも、特に介護職経験の短い場合が多い外国人職員の実務者研修受講希望者に対しては、初任者研修の事前受講を推奨している。
 - ・ 実際に、初任者研修を修了した職員は利用者目線に立った介護や、根拠を持った介護ができるようになっていくほか、事業所内でのより良い介護の在り方に関する意見を出すなど、介護の改善への意欲も高まっていると実感している。
- 初任者研修受講の課題と対応
 - ・ 事業者が初任者研修を重視し、受講を推奨する一方で、当該地域では初任者研修自体の開講数が減少し、受講がしづらくなっている状況があった。さらに、日本語がまだ十分に習得できていない外国人職員にとっては初任者研修の日本語の理解は難しいという声もあった。
 - ・ 本事例事業者は、実務者研修を効果的に受講してもらうためにも、初任者研修の受けやすさを向上する必要があると考え、事業所内で受講できる初任者研修を外部の研修提供機関と連携して開催している。
 - ・ また、介護未経験の外国人職員にとっては、日本語よりも介護の基礎知識を学んでもらうことの重要度が高いと判断し、やさしい日本語(非母語話者に理解しやすい日本語)を用いて初任者研修を事業所内で開催してくれる外部研修提供機関と連携するほか、通訳を雇用することで外国人職員が母国語で受けられる計画を進めている。現在ベトナム語の通訳を雇用したほか、英語の通訳を募集するなど調整を進めている。

3)まとめ

【職員教育に対する実務者研修の活用効果】

- ・ 実務経験が短い外国人職員には実務者研修以前に初任者研修を受けるように推奨することにより、基礎的な介護知識の定着と効果的な実務者研修の受講を推進することができている。

【受講促進に対する効果】

- ・ 実務者研修の前提となる初任者研修を職員が受講しやすくするため、通訳を雇用しての事業所内での初任者研修の開催を行えば、外国人職員が介護基礎知識・技能の習得するための負担を大幅に軽減することが期待できる。

本事例を参照する際のポイント ー検討委員会よりー

- ・ 本事例のように、初任者研修を通訳付きで受講できる環境を提供することは、外国人受講者の理解を助けると考えられる。
- ・ 一方で、日本語での介護知識の学習機会を持つことも重要であり、初任者研修の受講時期を調整することで、日本語が理解できるようになった段階で初任者研修を受講するなどの工夫も考えられる。

V. 出版社向けの意見交換会実施結果

1. 意見交換会での調査項目

実務者研修を受講する外国人介護人材に対する補助教材を作成する際の注意点等の意見を抽出するため、日本人向けの実務者研修教材を作成している出版社に対するグループインタビュー形式の意見交換会を実施した。意見交換会では、以下調査項目についての意見を収集した。

表：意見交換会の調査項目

項目	詳細項目
出版社の基礎情報	- 発行テキストの概要 - これまでのテキスト作成の方針
外国人介護人材の実務者研修受講の実態の把握状況	- 事業者からの情報 - 出版社独自で把握している情報
外国人介護人材に必要な学習のサポート	- 学習時つまづきやすいポイント - 教材の配慮 - 伝達時の配慮
今後の対応	- 情報収集 - 今後のテキスト発行方針

2. 意見交換会で収集できた意見

意見交換会で、以下意見を収集した。本意見については、前述の検討委員会（第3回）で内容の確認を行い、後述の成果物（「VI. 【受講者向け】介護福祉士実務者研修受講のポイント」、「VII. 【外国人受講者向け】介護福祉士実務者研修をより理解するために読む本」）作成時の基礎資料として活用した。

表：意見交換会で収集できた意見一覧

項目	頂いた示唆(カッコ内は主なご意見の発出元)	対応方針(案)
研修体系にかかる事柄	通信課程の在り方	特に通信課程を受講する外国人受講者の指導についてのポイントを掲載(実施者向け)
	修了評価	特に通信課程を受講する外国人受講者の指導についてのポイントを掲載(実施者向け)
	研修修了後の到達目標	実務と連動した知識を学ぶ研修である点を文章で強調する(実施者向け、受講者向け)
研修実施者の指導対応	通学で教えている実施者は、外国人向けだと言葉の意味の説明等に時間を取られる傾向にあり、規定の時間以上実施する必要を迫られているのではないか	実務と連動した知識を学ぶ研修である点を文章で強調する(実施者向け、受講者向け)
	テキストの内容を理解することが外国人には難しいという声は多い。例えば褥瘡という言葉は日本人でも理解できず、ルビを振るだけでは対応として不十分と感じている。過去、テキストを作成する際、ルビ振りせず、簡易な説明文で対応するテキストを作ろうとを試みたこともあるが、困難であり、断念した経緯あり	本事業成果物には、領域別の指導のポイント(実施者向け)、学習のポイント(受講者向け)が掲載されており、一定程度作成意義があることが想定される。作成後は幅広い周知を行う
現行の実務者研修テキスト	実務者研修テキストは、講義内容を理解するための一般的な日本語レベルを鑑み、N3レベルを前提に想定。N5を下回るレベルの方に読まれることは想定していない	左記と同様の考え方にに基づき、外国人受講者向け補助教材の対象読者はN3レベルを想定して作成する(受講者向け)
	用語の説明を索引として設けることは可能であるが、外国人向けに作成する場合、英語だけ作成しても十分ではないという問題等もあり、実際には取り掛かれていない	本事業成果物の用語説明が一定程度作成意義があることが想定される。作成後は幅広い周知を行う(受講者向け)
レポート課題	現状出版側として用意しているレポートだと、相当優秀な外国人受講者ではないと対応が難しいと思われる	レポートについての指導方法(実施者向け)、レポート作成方法(受講者向け)を丁寧に記載
外国人受講者向けのテキストに関する考え方	外国人受講者向けの教材を作成する際は、読み手のことを考えて文章の分量を少なくする方が良いという考えを持っているが、出版社としては、記載ボリュームが少ない場合、記載内容が限られ、十分な学習内容を記載したテキストを作成できないためジレンマである	本成果物(受講者向け)においても、記載ボリュームが過度に多くならないよう注意が必要
	外国人受講者向けには、各領域における日本における社会常識・文化風習の特徴が記載されていることが重要ではないか	領域別の指導のポイント(実施者向け)、学習のポイント(受講者向け)で、日本における介護の考え方などが明確にわかるように記載を工夫する

VI.【研修実施者向け】

外国人受講者に向けた 介護福祉士実務者研修運営の手引き

【研修実施者向け】
外国人受講者に向けた
介護福祉士実務者研修運営の手引き

令和 7 年 3 月

厚生労働省補助事業
実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業 検討委員会

内 容

はじめに	89
I. 介護福祉士実務者研修とは	90
1. 実務者研修受講現状	90
(1) 実務者研修の意義	90
(2) 実務者研修受講者の現状	90
2. 外国人受講者の実際	91
(1) 実務者研修を受講する外国人受講者について	91
(2) 外国人受講者のキャリアに関する意欲	91
(3) 実務者研修で外国人介護人材を指導するうえでの課題	92
II. 外国人受講者を受け入れる際の留意点	93
1. 受講者の個別性を踏まえた対応の必要性	93
2. 外国人受講者の日本語能力	94
(1) 日本語能力とは	94
(2) やさしい日本語とは	95
III. 外国人受講者への指導方法	98
1. 教材の工夫	98
(1) 目的を鑑みた補助教材の選択	98
(2) ルビ付き教材の必要性の検討	99
2. 自己学習時の指導のポイント	100
(1) 自己学習における指導とは	100
(2) レポート課題設定における工夫	101
3. 対面式講義における指導のポイント	103
(1) 指導時における工夫	103
(2) 演習の実施における工夫	105
IV. 研修の各領域に関する指導のポイント	107
1. 領域: 人間と社会	107
(1) 該当科目の種類	107
(2) 指導のポイント	107
2. 領域: 介護	109
(1) 該当科目の種類	109
(2) 指導のポイント	109
3. 領域: ところとからだのしくみ	111
(1) 該当科目の種類	111
(2) 指導のポイント	111
4. 領域: 医療的ケア	113
(1) 該当科目の種類	113
(2) 指導のポイント	113
参考資料	115
参考: 別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)	115
参考: 介護の勉強についての情報(2025年3月現在)	117

はじめに

現在、我が国においては、医療・福祉分野における外国人労働者数が増加傾向にあり、現存する4つのルートで、すでに多くの外国人労働者が介護業界で就労しています。これら複数の在留資格においては、制度目的が異なり、入国時の日本語要件も一律ではありません。現在では国籍も多様化し、言語、文化や習慣が異なることはもちろんのこと、介護に関する知識の保持状況は個人差が大きいことも想定されます。

一方、外国人介護人材を受け入れる制度創設から一定期間が過ぎ、在留資格「技能実習」や「特定技能」の外国人介護人材が介護福祉士実務者研修(以下、「実務者研修」という。)を受講し始め、今後は外国人受講者の増加が見込まれます。しかしながら、前述した在留資格別の要件、または外国人介護人材の個人差等を鑑みると、実務者研修においても外国人受講者⁶の個人差を鑑みた指導が求められているものの、実務者研修実施者(以下、「研修実施者」という。)に向けた外国人受講者の教育に特化した資料等はほとんど見られないのが現状です。

このため、本事業では、研修実施者の皆様に向けて、外国人受講者を実務者研修に受け入れるにあたっての研修の構成や教育時に参考にしていただきたいポイントを取りまとめることとしました。研修運営時、参考資料として、本手引きをご活用いただければ幸いです。

表:手引きの構成

章	内容
I. 介護福祉士実務者研修とは (P90～92)	【研修実施者 関係者全員向け】 ・ 実務者研修の意義や目的を説明しています。
II. 外国人受講者を 受け入れる際の留意点 (P93～97)	【研修実施者 関係者全員向け】 ・ 実務者研修を受講する外国人受講者のデータについて説明しています。
III. 外国人受講者への指導方法 (P98～106)	【研修実施者 講師向け】 ・ 指導時における工夫や注意点を説明しています。
IV. 研修の各領域に関する 指導のポイント (P107～114)	【研修実施者 講師向け】 ・ 領域別に、指導のポイントを説明しています。

厚生労働省補助事業「実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業」検討委員会

⁶ 本稿では、介護にかかる4つの在留資格を保持する方と、身分による在留資格等を保持する方等、日本生まれでなく、母国語も日本語でない方で、実務者研修を受講される方を「外国人受講者」と呼びます。また、「受講者」と記載する際は、国籍問わず実務者研修の受講者全員を指します。以下同様。

I. 介護福祉士実務者研修とは

1. 実務者研修受講現状

(1) 実務者研修の意義

2007(平成 19)年に行われた「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正では、介護福祉士の資格取得ルート⁷のうち、実務経験ルートについては、「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6か月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとすることが定められました。この6か月以上の養成課程については、介護福祉士養成課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されるものとされました。また、実務者研修は、多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に関する指針について」「別表 5(法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係)」)。参考資料<P115～116>)を規定し、基準化されました。このように、実務者研修は知識と技術の双方を学ぶ構成となっており、根拠ある介護の実践において、大変重要な研修であると言えます。

(2) 実務者研修受講者の現状

一方、実務者研修の受講者を対象にした調査では、受講目的として、スキルアップを目指して受講している者も一定程度いるものの、多くは、介護福祉士国家試験(以下、「国家試験」という。)受験のために受講している者が占めています。このように、受講者によって受講目的が異なるとの指摘が見られる⁸ほか、初任者研修を受験した上で実務者研修を受講する者とそうでない場合もあり、研修開始時点の介護の知識の保持状況に差があることも想定されます。また、今後は、外国人介護人材の受講者も増加することが想定されます。

研修実施者は、このような多様な受講者に対し、研修修了時に、一定以上の介護の知識、また介護技術の習得が担保できた状態を目指す必要があります。

7 介護福祉士の資格取得ルートには、以下の3つの方法があります。

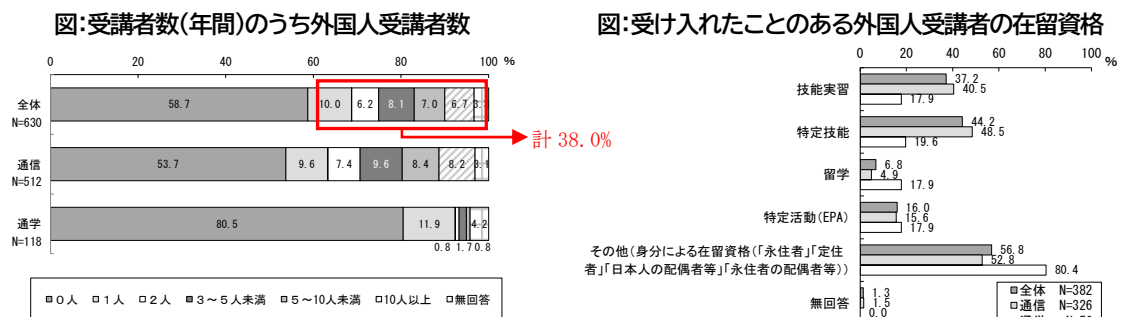
1. 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の習得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
2. 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
3. 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

8 馬淵敦士(2017). 現職介護従事者の意識に関する一考察-資格取得に対する意識調査を通して-. 四天王寺大学大学院研究論集第11号, pp.115-138

2. 外国人受講者の実際

(1) 実務者研修を受講する外国人受講者について

現在、わが国には外国人介護人材にかかる4つの在留資格があり、このうち、実務者研修の受講が想定される在留資格は在留資格「技能実習」、及び「特定技能」です。これらの在留資格は、創設された制度の趣旨目的や、入国時の日本語能力の要件が異なり、さらに、国籍や文化も様々です。2024年に厚生労働省補助事業で行なわれたアンケート調査(以下、「実務者研修実施者調査」という。)では、全国の研修実施者が実施した実務者研修において、2023年度(2023年4月～2024年3月の1年間)の研修修了者のうち外国人受講者が1名以上含まれた研修実施者が4割弱存在しました。また、これまで受け入れたことのある外国人受講者の在留資格で、「技能実習」や「特定技能」と回答した研修実施者も多く存在しました。この数は、今後更に増加していくことが予想されます。



出典:PwC コンサルティング合同会社(2025), 実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

(2) 外国人受講者のキャリアに関する意欲

介護職員には多様なキャリアが存在することは前述のとおりですが、一定の外国人介護人材は、介護福祉士の資格を取得して、日本の介護現場で長く働きたいという意向を持っています。

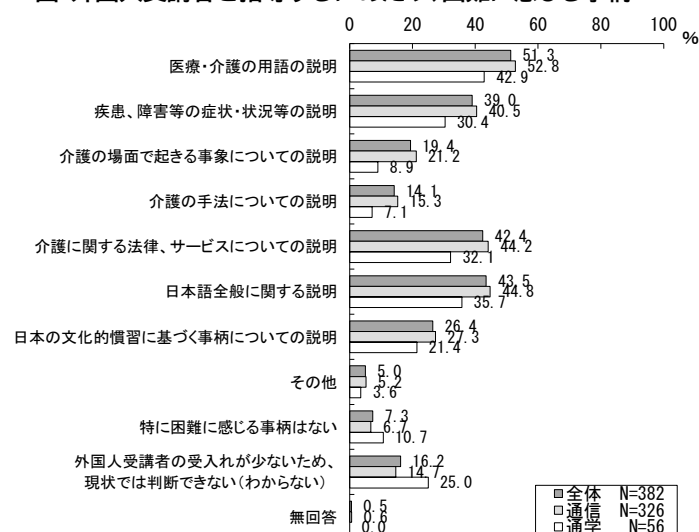
実務者研修を受講する外国人介護人材は、介護福祉士の資格を取得することを目指していることが想定され、高いキャリア志向を持ち、実務者研修に求める事柄も多くなることも想定されます。

(3) 実務者研修で外国人介護人材を指導するうえでの課題

実務者研修実施者調査にて、すでに外国人介護人材を研修で受け入れたことのある研修実施者に指導時の困難事項を尋ねたところ、「医療・介護の用語の説明」、「日本語全般に関する説明」、「介護に関する法律、サービスについての説明」などに困難を感じる研修実施者の割合が高いことが明らかになりました。

外国人受講者の多くは、日本語が母国語でなく、日本文化にも慣れ親しんでいません。日本語で、日本文化の考え方が密接にかかわる介護の専門知識を教授することの難しさがあることがうかがえます。

図：外国人受講者を指導するにあたり、困難に感じる事柄



出典：PwC コンサルティング合同会社(2025),
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

本稿では、外国人受講者に日本語で講義・指導をする際の注意事項や工夫点<P94～97>、また領域別の指導のポイント<P107～114>を掲載していますので、是非ご確認いただき、指導時の参考資料としていただければと思います。

Ⅱ. 外国人受講者を受け入れる際の留意点

1. 受講者の個別性を踏まえた対応の必要性

「Ⅰ. 介護福祉士実務者研修とはー2. 外国人受講者の実際」で述べた通り、外国人受講者の保持する介護に関する知識は一定ではありません。実務者研修では、受講要件に介護の経験年数を定めていないことから、外国人受講者の中には、入国後間もなく介護の知識をほとんど保持していない場合もあります。また、文化の違いにより介護の根拠にかかる考え方の理解が難しい場合も想定されます。日本介護福祉士養成施設協会(2022)⁹によると、国家試験科目のうち介護の根拠等を理解していることが求められる「介護過程」においては、日本人の得点率が高い一方、留学生の得点率が低いことが分かっています。さらに、本データにおいては、「社会の理解」、「障害の理解」などの科目は日本人・留学生ともに得点率が高い一方、前述の「介護過程」、「人間関係とコミュニケーション」といった科目は日本人が9割程度得点できているものの、留学生の得点率が低い傾向が見て取れます。

本報告書内のヒアリング調査では、留学生であっても暗記をすることが得意な方は「社会の理解」が得意科目になっているとの報告も挙げられているほか、日本語を母語としない方においては、“読む”・“書く”・“話す”・“聞く”のそれぞれで得意・不得意が存在し、日本語能力も一定ではありません。

表: 留学生と日本人学生の国家試験の科目別得点率

領域	科目群	R1 国家試験			R2 学力評価試験	
		日本人(※1)	留学生(※2)	留学生(※3)	日本人(※4)	留学生(※5)
人間と社会	人間の尊厳と自立	92.9%	79.0%	64.8%	89.9%	67.4%
	人間関係とコミュニケーション	88.0%	76.7%	65.3%	84.1%	52.7%
	社会の理解	51.7%	40.0%	47.7%	49.5%	30.5%
介護	介護の基本	76.2%	67.3%	55.5%	57.6%	39.6%
	コミュニケーション技術	73.5%	66.4%	53.9%	74.4%	42.3%
	生活支援技術	82.8%	65.6%	52.0%	73.9%	45.8%
	介護過程	91.0%	67.0%	54.1%	69.0%	40.2%
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	76.9%	60.9%	55.2%	53.9%	35.6%
	認知症の理解	76.8%	59.4%	49.6%	69.3%	47.4%
	障害の理解	59.4%	47.7%	44.4%	68.9%	43.6%
	こころとからだのしくみ	65.5%	49.6%	45.4%	63.4%	42.5%
医療的ケア	医療的ケア	92.4%	76.7%	62.9%	67.4%	47.8%
総合問題	総合問題	62.5%	49.9%	43.5%	49.4%	33.4%

出典: 日本介護福祉士養成施設協会(2022), 外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書

つまり、国籍問わず、個人個人がどのようなことを得意とし、苦手としているかを判断し、理解したうえで指導をしていくことが求められていると言えます。

⁹ 日本介護福祉士養成施設協会(2022). 外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業. 令和3年度老人保健健康増進等事業, pp.24

2. 外国人受講者の日本語能力

(1) 日本語能力とは

実務者研修を受講する外国人介護人材が知っている日本語とは、どのようなものなのでしょうか。日本語を母語としない彼らを指導する際に、まず考えるべきことは、「彼らが理解できる日本語で指導する」ということです。当然のことながら、受講者が知らない日本語を使っても、彼らは理解することができません。

現在の、外国人介護人材の来日ルートでは、技能実習や特定技能において、日本語能力試験（JLPT）の N4 取得が要件とされています（特定技能1号の場合、「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格することも同等の条件として認められています）。「N」は日本語能力試験を指し、その名の通り、日本語能力を測る試験です。日本語能力の目安は以下の通りです。

図：日本語能力試験 レベル別認定の目安



レベル	認定の目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

出典：日本語能力試験公式 WEB サイト(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>)を参考に
本事業検討委員会委員が作成

N4 は「基礎的な日本語を理解することができる」、N3 は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」となっていますが、これらの表現は抽象的で、実際に彼らがどのような言葉や文法を知っているかまではわかりません。日本語能力試験の公式問題集が発行されていますので、それを参照する事で、彼らが理解している日本語の範囲を把握する目安となるでしょう。しかし、日本語能力試験の合格基準は、N4の場合は180点満点の90点、N3の場合は95点で合格と設定されています。つまり、全体の約半分の得点で合格が可能であることから、公式問題集の内容のおよそ半分程度が彼らの知っている日本語であると捉えたほうがよいです。

外国人受講者の日本語レベルは、実際にはかなりの差異があると考えられます。彼らは来日したばかりではなく、少なくとも1年以上は日本で働いている人たちです。中には長期間日本に居住している人も含まれるでしょう。実際の日本語能力は、彼らがこれまでどのような日本語を学び、日本でどのように生活を送り仕事に取り組んできたのかによって異なると考えられます。指導の際

には、受講者との対話を通じて日本語能力を把握し、個々の能力に応じた対応をすることが彼らの日本語に対する理解を深める鍵となります。

また、受講者全員に共通している点は、彼らが介護現場で働いているということです。したがって、介護現場で使われる言葉については、ある程度理解していると考えてよいでしょう。

(2) やさしい日本語とは

介護専門知識の学習は覚えなければならない内容も多く、日本語を母語としない外国人介護人材にとって負担を感じることも多いと思います。彼らが日本語面で、できるだけ負担を感じず、効率よく学べるようにすることが大切だと考えています。

外国人受講者に日本語で講義をする際、どのような点に気を付ければよいかについて、以下にポイントをまとめました。講師をする皆様の指導の参考になれば幸いです。

① 話す速さ、ポーズ、イントネーション(抑揚)に注意する

外国人とコミュニケーションを取る際、「ゆっくり話す」「丁寧な言葉を使う」といった点に気を付けることが多いと思います。確かに日本語はゆっくり話すほうが外国人にとって聞き取りやすい場合があります。しかし、ゆっくり話せば必ずしも聞き取りやすいとは限りません。

例えば、「これから 午前中に 勉強した 介護の基本を 復習 します」とゆっくり話す場合、このように言葉の間に不自然なポーズを入れて話をする人も多いのではないのでしょうか。このように話すと、スピードは落ちますが、言葉が途切れ途切れになり、かえって聞き取りにくくなる場合があります。

受講者は来日したばかりの外国人ではありません。早口になり過ぎないように注意をする程度で、普段話している速さで構いません。また、文節ごとにポーズを取るのではなく、文と文の間で少しポーズを取り、息継ぎの間隔をやや長めにするとよいと思います。

さらに、内容をより伝わりやすくするためには、文のイントネーション(抑揚)を意識することが大切です。特に、文中で最も伝えたい言葉を高く発音することで、話の要点がより明確になり、相手に伝わりやすくなります。

② 標準語で話す必要性について

言葉のアクセントやイントネーション(抑揚)は地方によって違いがありますが、介護専門用語や説明に使う語彙が方言になっているわけではありません。受講者の多くが同じ地域で働いている場合、日常的に耳にしている言葉で説明すれば理解に問題はなく、あえて標準語を使う必要はありません。実際に、外国人介護人材の多くが地域の言葉を覚え、環境に順応し、方言などを聴き覚えてコミュニケーションをとっている事例が多くみられます。

③ 外国人が理解しにくいと感じる日本語

話す速さやポーズ、イントネーション(抑揚)などのほかに、外国人が理解しにくい要因として、以下が挙げられます。

● 長すぎる文は避ける

講義の説明では、一文が長くなると内容が複雑になり、何を伝えたいのかが不明瞭になる恐れがあります。短い文で話すように意識し、簡潔に伝えることが重要です。

● 文末を単純化する

文末は、敬語などの丁寧な表現は避けて、例のように簡潔にすると伝わりやすくなります。

- ・「～な人がいらっしゃると思います」→「～な人がいます」
- ・「～していただけたらと思います」→「～してください」
- ・「～してもよいのかと思います」→「～します」

● 接続詞・接続表現を減らす

「いいですか、皆さん、例えば、ここで何がしたいかというですね…」や、「つまり、皆さんがわかりやすいように簡単に言うと…」 「つまり、これがいちばん重要だということになる訳です」など、理解を高めようとこのような接続表現や冗長な言い回しを使うと、文はどんどん長くなってしまいます。外国人受講者に理解してもらうためには、出来るだけ表現を簡潔にしたほうがよいです。

● 指示代名詞は避ける

「この」「その」「あの」などの指示代名詞は、何を指しているのか正確に伝えるのが難しい場合があります。特に講義の説明を聞いている際、受講者には何を指しているか考える時間があります。指示代名詞を使う必要がある場合は受講者が理解しやすいように、具体的な言葉で説明するとよいです。

● 文と文の間に不要な言葉を入れない

「あの～」「ええと」などの言葉は、外国人受講者には何か意味のある言葉として受け取られることがあり、混乱を招く場合があります。講義中は内容に関係の無い言葉はできるだけ控えるように意識することが重要です。

④ (まとめ)介護専門の学習指導

外国人受講者が介護専門の教科書を読む際に難しいと感じる主な理由は、介護専門用語などの難しい語彙が多いからです。これらの言葉は日常生活ではあまり使用されないため、学習のハードルが高くなります。しかし、学習の目的は日本語の勉強ではなく、「介護の専門知識」を習得することです。介護の専門知識を身に付けるために、必要な言葉は理解してもらう工夫が必要です。専門用語を使う場合は、その意味を平易な日本語で説明したり(例:嚥下→食べ物や飲み物を飲み込むこと)、具体的な例を挙げて伝えるようにするとよいと思います。また、伝わりにくい言葉の意味は、図やイラスト、写真、動画など視覚的な教材を活用することも有効な方法です。

講義では外国人受講者がわからないことをそのままにしないよう、自由に質問ができる雰囲気を作り、受講者との対話を通じて理解度を確認しながら進めることが、効果的な学習指導につながります。

Ⅲ. 外国人受講者への指導方法

1. 教材の工夫

(1) 目的を鑑みた補助教材の選択

外国人受講者の理解促進のため、教科書以外の補助教材を活用し、指導することも方法のひとつです。ただし、科目や指導の内容によっても、適切な教材は異なります。例えば、体のつくりを理解するには、図で視覚的に理解することが効果的ですし、映像教材を活用することで理論の根拠が理解しやすいこともあるでしょう。外国人受講者にどのような理解をしてもらいたいのかとの点を踏まえ、何の教材が適切かを判断し、受講者の能力に合わせて選択する必要があります。

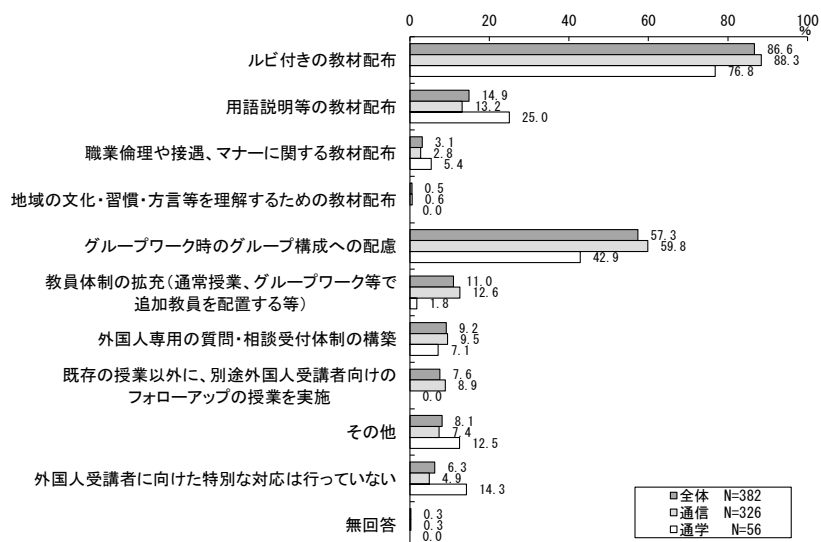
表：補助教材の例

教材区分	理解促進の内容、注意点等
ルビ付き教材	・ 漢字が読めない方への補助となるが、言葉の意味そのものが理解できていない場合、理解促進にはつながらない。
写真等、 視覚的に理解を図る教材	・ 視覚的に構造などを確認できることで、理解促進につながる。
母語や英語等が 併記された教材	・ 日本語の理解が難しい方にとって、 正確に専門知識が理解できる。
関連語句、重要語彙等の 一覧表が記載された教材	・ 重要なワードが一覧になっていることで、さまざまある 専門知識の中で優先的に理解すべき概念を端的に把握できる。
シュミレーター、 モデル人形などの教材	・ 実技とつなげて知識定着でき、理解促進につながる。
電子辞書等、 言葉の意味検索ができる教材	・ 不明単語を講義中即座に検索できることで、 講義内容の理解促進につながる。 ・ 外国人受講者の場合、講義中の分からない単語を即時に検索できるメリットもあり、特例で講義中の携帯電話の辞書アプリ等の使用を許可するの也不错である。
講義内容を簡略化等わかりやすく加工したパワーポイント等	・ 概念を視覚的にわかりやすく覚えることができ、 理解促進につながる。
ミニテスト	・ 自身の理解度を確認でき、復習すべきポイントを理解できる。
穴埋め式教材	・ 重要用語を書き記すことで、当該単語への重要性が理解でき、 記憶定着にもつながる。

(2) ルビ付き教材の必要性の検討

実務者研修実施者調査にて、すでに外国人介護人材を研修で受け入れたことのある研修実施者に外国人受講者に対し、学習をサポートするために行っている対応を尋ねたところ、9割弱の研修実施者で「ルビ付きの教材配布」の対応がされていました。国家試験でも、日本語が母国語でない方はルビ付きの問題文を選択することができます。しかしながら、日本語が一定程度読解できる外国人受講者の中には、ルビがついていることで却って文章が読みづらいつと感じる方もいます。可能であれば、受講開始前に受講者の日本語能力を確認するほか、本人に希望を聞くといった対応ができると良いでしょう。なお、外国人受講者が翻訳アプリ等を使用する際、ルビがあると適切に翻訳できないといった事象もあるようです。

図：日本語能力試験 レベル別認定の目安



出典：PwC コンサルティング合同会社(2025),
実務者研修の実態把握に関する調査研究事業報告書

2. 自己学習時の指導のポイント

(1) 自己学習における指導とは

① 学習の進捗管理

実務者研修では、教科書の読み込み、レポートなど、受講者は様々な方法で自己学習を行います。また、講義を受ける際の予習・復習も必要です。これら学習は、受講者自らが計画を立て、進捗を管理しながら進めていくことになります。

しかしながら、この自身での進捗管理が難しい受講者がいます。この場合は、研修実施者が、受講者の進捗管理を手助けし、学習が円滑に進むようサポートしていく必要があります。

② 受講者の学習能力把握と、学習の進捗に合わせた指導

自己学習を行うには、受講者に一定程度の学習能力があることが求められます。学び方を知らない受講者に自己学習を求めても、効果的な学習を実践することは難しいでしょう。自己学習を行っているかを測るため、適宜小テストを行い、その結果を確認すると良いでしょう。レポート作成・提出による確認も考えられますが、実務者研修のレポートにおいては、受講者が様々なサンプルをインターネット等で閲覧することが可能なため、これら能力を図ることが難しい場合もあるかもしれません。

研修実施者の皆様におかれては、受講者に自己学習を進める力があるか、また受講者がどのような学習方法をこれまで実践してきたかを確認いただきたいと思います。また、確認の結果、自己学習を進めることが難しい受講者が存在した場合、学び方に関する指導を行い、効果的な自己学習を進めてもらえるようサポートいただきたいと思います。

さらに、学習進捗が一定以上進んでいる受講者にとっては、別途発展的な課題を出すなど、さらなる学習をはかるためのサポートも重要です。

(2) レポート課題設定における工夫

レポート課題設定では、外国人受講者が課題に関する内容を正しく理解できるように“伝える”ことが重要となります。日本語に関する能力は外国人受講者一人ひとりに違いがあります。また、外国人の文化的背景や価値観などは、必ずしも日本人の一般的なそれと同じではありません。そのため、外国人受講者の学習に対する意識や取り組み方などについても一人ひとり違うことが考えられます。以上のことを踏まえ、レポート課題を設定することが大切となります。レポート課題設置におけるポイントは以下の通りです。

① 提出期限の通知・徹底

提出期限は、必ず守るように伝えます。提出期限を守ることは、評価基準の一つであることを明確に伝えることが大切となります。提出期限に遅れると評価にどのような影響があるのかなど具体的に説明するようにします。

② 作成書式や作成時の注意点の通知・徹底

レポート作成は、指定された書式や形式を守り提出するように伝えます。また、他者の内容をそのまま写したりしないように注意をします。近年では生成 AI など気軽に文章を作成することが可能です。一定のルールを伝え、自分で調べ記述することの重要性を説明します。

③ レポート課題と教科書等関連情報の明示

レポート課題には、関連する科目や教科書などに関する情報を明示するようにします。特に、研修初期の段階では、受講者は、どのようにレポートを作成したらよいかわからなかったり、何を参考にして考えたらよいかわからないといったことがあります。そのため、課題に関連する科目名や該当する教科書のページ番号、重要語句など具体的に示すようにします。外国人がスケジュール管理をしやすくするため、レポート作成で必要となる時間の目安をレポートごとに提示するなどの工夫も良いでしょう。目安となる時間を設定し、レポート作成にかかる時間の把握や、計画的に実施することの必要性について理解してもらうようにします。外国人受講者がレポート課題に取り組みやすい環境を整えるなどの工夫が大切となります。

④ レポート評価基準の明示

提出後の内容修正や再提出に関する指導では、レポートの評価基準をあらかじめ作成し効果的な指導につなげるようにします。評価基準を構成するうえで大切なことは、レポート課題そのものに関する評価と、日本語能力に関する評価を区別することです。内容修正や再提出に関する指導は、この評価基準に基づいて実施するようにします。例えば、レポート課題が、抽象的思考にもとづく内容を記述させるものであった場合、外国人受講者の中には適切な日本語を使用して表現することができない受講者もいるかもしれません。適切な日本語ではないから内容も不適切とし

てとらえるのではなく、不十分な日本語であっても、何を伝えようとしているのかについて読み取る努力をする必要があります。つまり、外国人受講者の日本語能力による応じた指導や再提出の指示をする必要があるということです。しかし、レポート課題によっては、正しい日本語で表記する必要がある課題もあります。例えば専門用語を正しく理解し記述するなどです。現場での実践力につなげることが研修の目的となっていますので、特に専門用語については、その用語の理解とともに正しい表記と読みができるようになることが望ましいといえます。このように、研修実施者は、レポートの課題の特性に応じた指導の視点を持つ必要があります。

3. 対面式講義における指導のポイント

(1) 指導時における工夫

① 理解度を確認しながらの指導

外国人受講者にとって、母国語でない日本語で行われる講義で「わからない」ことを積極的に発言することは困難です。このため、対面式講義においては、外国人受講者が講義の理解ができているかを、講師が確認しながら進めていくことが重要です。以下、確認の方法例を示しますので、参考にしてください。

表：理解度の確認方法(例)

確認方法	確認内容
顔色や反応の確認	・「わかりましたか」と質問しても、「わからない」と回答することを是としない文化圏出身の外国人受講者は、わかっていない場合も「わかりました」と回答することがある。このため、そのような質問形式のみに頼るのではなく、教員による口頭説明時、うなづきや反応があるかを確認する。 ・理解ができているそぶりが見られた場合は、質問して発表してもらうなど対応し、どの点が理解できないかを詳細に確認する。
文章の音読	・文章を音読する際、意味を理解していない場合、途中でつかえたり、行を飛ばして読む、機械的に平板に読むなどが想定される。
質問への回答	・「はい／いいえ」といった選択式回答でなく、意味を説明してもらうなど、内容理解を問う聞き方で質問することで、理解状況の確認が可能。
確認テスト等の実施	・重要な事柄は確認テストを実施し、理解度をチェックする。講義内に行わず、課題形式にした場合、理解していないにもかかわらず調べて回答している場合も想定される。講義中に教員が確認しながら対応するとよい。

② 重要なポイントの理解促進

外国人受講者にとって、母国語でない日本語で専門的な介護の知識を勉強するため、重要な単語を繰り返し説明する、教科書にアンダーラインを引いてもらうなど、講義の中で何が重要な論点か、教員が意識して伝達していく必要があります。特に、国家試験に頻出する概念については、実務を行う上でも重要な概念と考えられ、受講者の理解を促すため、強調して指導すると良いでしょう。

また、学習の定着を促進するため、受講者が講義を聞くだけにならない工夫も重要です。質問の投げかけ、調べて発表してもらうなどの対応が考えられます。

さらに、講義中に教科書の該当ページを参照して該当箇所を明示するなど、受講者が自己学習を行う際に効果的に学習ができるようなサポートを講義内で行っていくことも求められます。

③ 科目間連携を意識づけした教授

介護を必要とする人の理解は、実務者研修の各科目を単体で理解するだけでは不十分です。20科目全体を通して複合的に学習することで、介護を必要とする人の理解と、それがどのように介護として実践されていくかを理解することが大変重要です。このため、科目間のつながりを意識した教授をすることが必要です。

日本介護福祉士養成施設協会(2022)¹⁰によると、国家試験科目の「生活支援技術」で得点を取れている留学生は、その他の科目でも得点が取れていたとされています。「生活支援技術」は、その他科目の理解ができていることを前提に、どのような生活支援をしていくか具体的な方法を学ぶ科目です。その他の科目を理解し、そのうえで生活支援技術としてどのような介護が行われるかを理解できていないと得点できない科目であり、実際の国家試験データにおいても、体系的な習熟の重要性が示されたと言えます。

表：留学生の第33回介護福祉士国家試験 科目間の得点率の相関係数(高数値が赤、低数値が青)

	人間の尊厳と自立	人間関係とコミュニケーション	社会の理解	介護の基本	コミュニケーション技術	生活支援技術	介護過程	発達と老化の理解	認知症の理解	障害の理解	こころとからだのしくみ	医療的ケア	総合問題
人間の尊厳と自立	1.00	0.26	0.26	0.25	0.23	0.28	0.27	0.22	0.28	0.21	0.22	0.16	0.20
人間関係とコミュニケーション	0.26	1.00	0.31	0.26	0.16	0.34	0.25	0.30	0.29	0.26	0.31	0.18	0.27
社会の理解	0.26	0.31	1.00	0.58	0.52	0.61	0.53	0.57	0.56	0.49	0.55	0.46	0.50
介護の基本	0.25	0.26	0.58	1.00	0.52	0.60	0.50	0.52	0.48	0.44	0.47	0.45	0.43
コミュニケーション技術	0.23	0.16	0.52	0.52	1.00	0.66	0.61	0.54	0.57	0.55	0.53	0.52	0.54
生活支援技術	0.28	0.34	0.61	0.60	0.66	1.00	0.66	0.65	0.64	0.63	0.65	0.54	0.62
介護過程	0.27	0.25	0.53	0.50	0.61	0.66	1.00	0.59	0.57	0.56	0.58	0.50	0.58
発達と老化の理解	0.22	0.30	0.57	0.52	0.54	0.65	0.59	1.00	0.64	0.56	0.62	0.51	0.56
認知症の理解	0.28	0.29	0.56	0.48	0.57	0.64	0.57	0.64	1.00	0.57	0.64	0.49	0.60
障害の理解	0.21	0.26	0.49	0.44	0.55	0.63	0.56	0.56	0.57	1.00	0.56	0.49	0.54
こころとからだのしくみ	0.22	0.31	0.55	0.47	0.53	0.65	0.58	0.62	0.64	0.56	1.00	0.57	0.59
医療的ケア	0.16	0.18	0.46	0.45	0.52	0.54	0.50	0.51	0.49	0.49	0.57	1.00	0.49
総合問題	0.20	0.27	0.50	0.43	0.54	0.62	0.58	0.56	0.60	0.54	0.59	0.49	1.00

- ※ 相関係数= 0.7~1 かなり強い相関がある
- ※ 相関係数= 0.4~0.7 相関あり
- ※ 相関係数= 0.2~0.4 弱い相関あり
- ※ 相関係数= 0~0.2 ほとんど相関なし

出典：日本介護福祉士養成施設協会(2022)、外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書

方法として、複数科目を担当する教員同士で講義の情報共有を行い、講義内容の連続性を持たせるといった対応が考えられます。また、学習箇所に合わせて、該当する教科書を複数示し、科目のつながりを意識できる工夫もできます。

例えば、「生活支援技術」の食事の介護では、「こころとからだのしくみ」の摂食・嚥下機能の箇所を確認できるように示すなどです。

10 日本介護福祉士養成施設協会(2022)、外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業、令和3年度老人保健健康増進等事業、pp.24

(2) 演習の実施における工夫

外国人受講者にとって、普段とは異なる場所(スクーリング教室)で、慣れない仲間と一緒に演習をすることは容易なことではありません。講義内容一つとっても、『生活支援技術』などなじみのあるものもあれば、『医療的ケア』や『介護過程Ⅲ』などは、日々の介護実践の中で見たことがないと思っているかもしれません。実務者研修受講時の理解度は、日本人受講者であっても自身の勤務先での経験により多種多様であるといえます。特に、外国人受講者であればなおさらです。そのため、演習形式での講義では、講義形式の講義よりも、より臨機応変な指導が求められます。次に、演習の工夫について示しますので、参考にしてみてください。

① 演習開始前の準備における留意点

特に初回講義時には、注意が必要です。全員が指定された場所(スクーリング教室)に、指定の時間に遅れず、事前に指示された教材などの持ち物を忘れずに持ってこられるとは限りません。もしかしたら理解出来ていない受講者もいるかもしれないという位の気持ちで、丁寧な事前準備を行うとよいでしょう。

講義前に、オリエンテーションなどでスクーリング講義の日時や場所、持ち物を外国人受講者に理解出来るように伝えましょう。教室については、フロアマップを事前に示したり、最寄り駅から研修施設までの道順を動画や画像で示すなど、可能な限り文字情報だけでなく、視覚情報に変換出来ると混乱が少なくなるでしょう。演習に必要な持ち物も、『〇〇教科書第1巻』などと文字で伝えるだけでなく、教科書の表紙写真を一緒に添付しておくことで準備しやすいでしょう。また、実技系講義では、「胸元が広すぎないTシャツ」、「ズボンの裾を外側に折り曲げないこと」という伝え方では、わかりにくいこともあります。演習着としてふさわしい服装の見本を、イラストや写真付きの資料として準備したり、実際にオリエンテーションで教員講師が着用して示すなどするとわかりやすいでしょう。講義開始時間についても、それぞれのお国柄も影響しているのかもしれませんが、着替えの時間を逆算せずに、講義開始の数分前に教室についていればよいと認識している場合があります。演習では、演習着に着替え終わり、講義開始時間にすぐに演習が始められるように臨む必要があることを伝えておきましょう。

② 演習開始時における留意点

講義開始時には、冒頭で本日の講義の到達目標(ゴール)を示しておくといよいでしょう。設定している1コマの中で、何をねらいとしているのかを伝え、おおまかなタイムスケジュールも伝えておきましょう。外国人受講者が、この講義を通して、何を学ぶことができるのか、何をどこまで出来ることが求められているのかについて、事前に理解が出来ていると演習への積極的な参加が期待でき、理解度も高まります。

③ 演習実施中における留意点

外国人受講者の日本語の理解度などの能力も踏まえ、グループ分けをしていきます。慣れないうちは、同じ勤務先同士で組んだり、登下校や休憩時間に一緒に話している受講者を同じグループにしてみるのもよいでしょう。事前に他の演習を終えているような場合には、その講義の担当講師と情報共有し、グループ分けのヒントをもらうことも出来るでしょう。日本人受講者と外国人受講者の割合も意識しながら、外国人受講者のみでグループ化した方が演習が進みそうなのか、日本人受講者と外国人受講者を一緒にグループ化した方がよいかなどを踏まえて検討しましょう。日本人受講者がどんどんと先に進めてしまい、外国人受講者が何をしたらよいかわからず取り残されてしまうような状況にならないよう、演習中も机間巡視を行い、適宜声かけをしていくようにしましょう。講師から「わかりましたか？」と聞かれると、あまりわかっていなくても「はい、わかりました」と答えることもありますので、分かった内容について外国人受講者から引き出すような声かけがよいと言えます。

IV. 研修の各領域に関する指導のポイント

1. 領域：人間と社会

以下、それぞれの領域における「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を記載していますので、参考になさってください。

(1) 該当科目の種類

「人間と尊厳の自立」、「社会の理解Ⅰ」、「社会の理解Ⅱ」

(2) 指導のポイント

領域『人間と社会』は、領域『介護』『こころとからだのしくみ』『医療的ケア』と比べると、制度や歴史に関する用語が多く、文字だけでは理解しにくく、苦手意識を持つ受講者が多いかもしれません。領域『介護』を支える基盤となる領域として位置付けられているため、介護福祉士として利用者の尊厳を守り、自立を支援するための基礎的な知識をしっかりと理解できるようにする必要があります。文字情報だけではイメージしにくい事項については、受講者のことに引き寄せて考えられるようにしたり、可能な限り視覚情報も併用しながら説明できると理解がしやすくなるでしょう。

① 概念理解を促す教材の選択

尊厳の保持を理解できるようにするために、例えば、尊厳が保たれていない状態の事例などを活用しながら、この場面でどこが不適切なのかを受講者に考えてもらい、その後グループワークを行うなどで意見の相違や共通点を共有してみるのもよいでしょう。実務者研修受講中の外国人受講者がおそらく見たことがないであろう、車いすの Y 字型拘束帯やつなぎ服など、わが国で身体拘束が行われていた過去の写真等の映像資料をもとに、身体拘束がなぜいけないのか、身体的・精神的・社会的にどのような弊害をもたらすのかをディスカッションし、演習を通じ学ぶこともできるでしょう。

② 外国人受講者に伝わる表現を用いる

外国人受講者は、同じ音の響きである「自立」と「自律」の区別がつかないかもしれません。「自は、自ら」という意味でどちらにも共通して使われています。立つは、立ち上がるという意味なので、一人立ちという使われ方もしますが、自分の力で立つ、他の助けをかりずに自分自身で生活することを意味します。一方で律は、律するという意味で、自分である基準にあてはめて判断したりコントロールする、自分で決めたことをやるということの意味します。」というように、漢字の意味を解説しながら違いを伝えると用語の理解がしやすくなるかもしれません。その上で、利用者の自立支援

を考える時には、他の助けを借りずに生活できることを自立として目指すのではなく、利用者が持つ能力を最大限に活用していただきながら、利用者が自律できるようにし、ご自身だけで困難な部分は、介護や介助を受けながら生活していくことを支援するという視点を持つことが必要なことを理解できるように伝えます。

③ 関連づけながら学びを促す

時代の変化とともに、社会のあり方も変化し、私達の生活も変化しています。女性の社会進出の拡大、少子高齢化、雇用形態の変化などは、それぞれ独立した問題というよりも、時代の流れの中で互いに影響し合い、現在に至っていると理解する方がわかりやすいでしょう。このことが他のこのことと繋がっているというように、関連づけて学習出来るような講義の組み立てを工夫してみるとよいでしょう。家族と世帯の変容についても、世帯構造がどのように変化してきたのかということと、変化したことでのどのような影響が考えられるかなど、受講者自身が自身の家族のことと関連づけて理解出来るとわかりやすいでしょう。日本における状況と、外国人受講者それぞれの国の状況を比較することで、より身近な問題として関心が高まるかもしれませんので、事前や事後の課題としてそれぞれの国を比較してまとめてもらうのも一つの方法です。

社会の理解では、それぞれの制度を理解し、区別して覚えることが求められますが、この範囲の学習においては漢字も多く、外国人受講者にとってはさらに難しいと感じる部分かもしれません。少しでも共通する部分や関連する部分があれば、その都度解説をしていくと理解が進むでしょう。例えば、「介護保険制度の要介護認定では、要支援1～要介護5までの7区分にわけられますが、障害者総合支援法では、障害支援区分は区分1～区分6の6区分にわけられます。どちらも、数字が大きい方が必要とされる支援の度合いが高いことは共通点です。」というように、類似点や相違点をその都度復習しながら理解できると、知識の定着に繋がるでしょう。

2. 領域：介護

以下、それぞれの領域における「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を記載していますので、参考になさってください。

(1) 該当科目の種類

「介護の基本Ⅰ～Ⅱ」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術Ⅰ～Ⅱ」、「介護過程Ⅰ～Ⅲ」

(2) 指導のポイント

① 外国人と日本人の価値観の違いについての理解

介護実践では、介護における「理念価値」や「実践価値」を学び、その考え方をどのように介護の現場で活かしていくかが大切となります。しかし、「理念価値」や「実践価値」などの概念は目に見えず、人々の価値観の違いによって解釈が異なる可能性があります。そのため、介護の実践を通じて求められる考え方を理解することが重要となります。生活支援技術の講義(特に演習)では、日本人の価値観や文化を理解する貴重な機会が多くあります。以下の行為は、活動における一連の動作に含まれる行為です。このような行為を含め、「生活支援技術」として考える必要があります。これらの行為には、日本人と外国人の価値観や文化の違いが反映されることを外国人受講者に理解してもらう必要があります。しかし、私たちの価値観を一方的に伝えるのではなく、外国人受講者が持つ価値観と介護の価値観を調整することも重要です。

表：身体に触れる技術に連続して行う行為

行為の例
・ 脱いだ靴の揃え方 ・ サイドレールを開けるときの動かし方、車いすを持ってくる時の丁寧さ ・ 布団の掛け方 ・ 身だしなみの整え方

② 専門用語の適切な使用について

「介護」領域では、似ているが意味が異なる言葉(例：「介護」と「介助」、「支援」と「援助」など)が頻繁に使用されます。これらの言葉は介護の考え方やあり方を示しており、講義では正しく理解し使い分けることが求められます。また、外国人受講者は、介護現場で日常的に使用されている言葉(短縮して表現された言葉)との違いなどで混乱するケースもあります。例えば、ケアマネジャーとケアマネ、食事介助と食介、陰部洗浄と陰洗などです。そのため、外国人受講者には初回の講義などの早い段階でこれらの言葉の意味を整理して伝える必要があります。また、講師も言葉を正しく使用することが重要となります。

③ 教科書の効果的な活用方法と配布資料について

外国人受講者は言葉の情報量が多くなると、重要な言葉に対する注意や理解が不十分になる可能性があります。そのため、講師は講義開始時に講義のポイントを示す、重要なキーワードにアンダーラインを引いて注目させるといった工夫をすることや、外国人受講者にとって身近な具体例を挙げて説明することなどが大切です。また、教科書を補完する目的などで配布する資料についても、使用目的などについて改めて確認することが大切です。講師は、講義の内容を分かりやすく伝えようと教科書以外の資料を多く配布することがあります。しかし、外国人受講者は、教科書以外の資料が多くあると逆にどの資料を見たらよいのかわからずかえって混乱してしまうことがあります。基本的には教科書を中心に講義を実施し、配布資料などは必要最低限にするなどの工夫が大切です。

④ 主体的な講義参加

講義では、外国人受講者が受け身にならないよう「注目する」「書く」「調べる」「発言する」「考える」といった教授方法を組み合わせる工夫が大切となります。例えば、抽象的な思考過程などを説明するときなどは、図やイラストなどを活用し可視化し説明したり、「→」などの記号を活用し情報の関連性や思考の流れをイメージしやすくするといった工夫があります。また、通常はまとめて教えることも細かく分解し、理解しやすいように噛み砕いて説明をしていくとよいでしょう。受講者とやりとりを行いながら理解できたかどうかを一つひとつのステップ毎に確認していくことも重要です。そのほかにも、効果的な学習を進めるための工夫として学生同士が学び合える環境づくりが挙げられます。例えば、多様性のあるグループ編成(日本人と外国人の混合、同国の学生が1つのグループに重ならない等)や、主体的に参加できる人数編成などが挙げられます。グループワークを活用した講義では、個人の考えを他者と共有することや、グループワークの成果を学び目的や学習目標に関連付けるといった講義展開が大切です。このような機会は、既存の枠にとらわれずに多様な考えがあることを認識できる機会となります。

⑤ 演習のポイント

生活支援技術の演習の講義などで介助手順に関する根拠を説明するときは、他科目で学ぶ知識と関連付けて説明するといった工夫が大切です。演習では、動きとのセットで理解するよう、理論と実践を紐づけて説明するようにします。生活支援技術の演習では、日本の習慣や価値観を利用者との関わりのなかでどのように表現していくべきかを指導することが大切です。例えば、身だしなみの整え方や物品の扱い方など求められる関わりを示し、利用者に対して「ていねい」な関わりとなるように具体的に指導します。また、「理念価値」や「実践価値」を介護の実践のなかでどのように行っていくか基本的な介助手順を示しつつ、本人にも考えさせることが大切です。この指導では、受講者としての価値観と専門職としての理念とのすり合わせが重要となります。受講者が行った演習内容が不適切なものであっても、悪気があって行っているわけではない場合があります。指導のポイントは、その場、その時に、指摘すること、ただ間違いを指摘するのではなく、「この場合は、このようにしてください。」「あなたのふるまいは、このような印象を与えてしまいます」「このようにすることで、利用者はこのように感じると思いますよ」と、根拠と合わせて伝えることが大切です。

3. 領域:こころとからだのしくみ

以下、それぞれの領域における「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を記載していますので、参考になさってください。

(1) 該当科目の種類

「こころとからだのしくみⅠ～Ⅱ」、「発達と老化の理解Ⅰ～Ⅱ」、「認知症の理解Ⅰ～Ⅱ」、「障害の理解Ⅰ～Ⅱ」

(2) 指導のポイント

領域「こころとからだのしくみ」は、人体の構造と機能、人間の発達段階とそれに伴う機能変化や各器官のしくみや役割を知り、それらがどのように機能・連携し、あるいは障害や不全(異常)が起きた時にどのような問題(疾患や症状)が起こるのかを医科学的に一つずつ理解するような内容が望ましいでしょう。母国語で理解してから日本語に変換すると理解度が高くなります。

★ポイント★

- ① 解剖生理：体の成り立ち、各器官、脳の機能および神経系の種類と役割
- ② 各疾患と各種症状
- ③ 発達段階の理解：エビデンスや各理論に基づいた介護支援の基礎となる知識
- ④ 日本語の理解度を深くする

工夫する点として、声に出す、手書きでの小テストをこまめに実施する等、憶える機会を数多く提供しましょう。

また、母国語で理解をすることがポイントとなってきますので、そのための手段(アプリやウェブサイト等)をあらかじめ準備することが大切です。

① 解剖生理：体の成り立ち、各器官、脳の機能および神経系の種類と役割

日本人でも、初学者にとって解剖生理は難しく、知識の定着が困難なものです。外国人にとっては日本語に加え、難しい漢字と難しい医学用語の理解という何段階もの壁があります。そのため、できる限り、まずは母国語で理解をしてもらうことが大事です。解剖生理・各器官の位置や機能については母国語で理解し、その後日本語で憶えてもらう方法が効果的です。その際にはその国の看護教育(介護教育のない国からの受講者が多いため)で使用しているアプリやウェブサイトや学生自身にみつけてもらい、内容が良いか確認してから学習に役立てる等しましょう。また、手書きで人体図を描いたり、小テストをこまめに実施して単語を何度も書くことで憶えてもらうような機会を多く提供することが重要です。

② 各疾患と各種症状

解剖生理と同様、まずは母国語で理解してもらうことが大切です。疾患と各種症状がどのように関連しているのか、日本語でフォローするとより理解度が深まるでしょう。特に一般的な疾患と症状はしっかりと理解しないと、アセスメントができないことになり、理解度のフォローが重要となります。疾患と関連した症状の表を作成する等、まとまりのある知識作りがポイントとなります。

③ 発達段階の理解：エビデンスや各理論に基づいた介護支援の基礎となる知識

発達段階については、発達段階の名称そのものと各種理論が混在し、憶えることが難しい内容です。各発達段階を自身や両親祖父母等にあてはめたり、祖父母の各発達段階のインタビューをしてまとめ発表する、自身の両親や祖父母が将来どのような健康課題があるか考える等、自身のこととして真剣に考えられる対象への内容を提示するようなアクティブラーニングをすることで記憶の定着を図るような機会を提供することが望ましいでしょう。教科書内容がしっかりと理解でき、記憶できるような学習計画がポイントとなります。

④ 日本語の理解度を深くする

領域「こころとからだのしくみ」については、日本人でも学習が難しいため、日本語での理解度が浅くなることが課題でしょう。ただ単語だけを記憶するだけでは、関連性が理解できず必ずその先でつまづいてしまうため、大前提として「母国語で理解すること」がポイントとなってきます。そして、母国語で理解できた後に日本語へ変換し、日本語でフォローしていくことが理解度を深める鍵となるでしょう。その際は、声に出したり、こまめに小テストをする、発表をする等、憶える単語等を使用する機会を数多くすることが大切です。また、生活の中で使用する単語と一緒に組み合わせる、ロールプレイングといったアクティブラーニングの活用と、インターネットでの調べや動画の活用をし、日本語での理解度を深くすることがポイントです。

聞くことが恥ずかしいと考えてしまう受講者が多いため、分からないと思われる場合はこちらから声をかけて確認しましょう。

4. 領域：医療的ケア

以下、それぞれの領域における「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を記載していますので、参考になさってください。

(1) 該当科目の種類

「医療的ケア」

(2) 指導のポイント

医療的ケア演習は、他の科目と異なり、実時間 50 時間の講義と2回の試験そして実技試験と、実施することが多々あります。また、医学知識のほとんどない時点での学習者がほとんどということで、知識の定着が難しい科目です。外国人受講者だけでなく、医療用語は日本人学生も苦手としていますので、繰り返し手書きで書くという作業をしてもらうことが効果的です。

★ポイント★

- ① 呼吸器系と消化器系の知識
- ② 医療的ケアへの理解
- ③ 演習(実技試験)の練習
- ④ 科目合格までの学習意識
- ⑤ その他(実技試験の留意事項)

工夫する点として、声に出す、手書きでの小テストをこまめに実施する等、憶える機会を数多く提供しましょう。

① 呼吸器系と消化器系の知識

この部分については、科目「こころとからだのしくみ」でも学習をする範囲となっています。しかし、履修から時間が経過している場合や、理解が不十分なままであることが予想されます。特に外国人受講者は、医療的な言葉は普段生活上使用しないため、知識は定着していないと考え医療的ケアの講義を開始した方が良いでしょう。そのため、小テスト等を網羅的にしっかり丁寧にして確認していく必要があります。

② 医療的ケアへの理解

医行為とは何かということをしかりと理解する講義をすることが大切です。医行為をする背景、対象者の状態の理解をすることで、医学的知識が必要であり、自身の知識不足や技術不足で医療ミスとなり、生命を危険にさらすこととなることを学べるような意識を持つことができることがポイントです。また、実技試験は特に、確実に正確に実施することが求められることを繰り返し伝えることが大切です。

③ 演習(実技試験)の練習

実技内容の知識については、少人数グループあるいは 2 人組となって喀痰吸引・経管栄養法の手技の手順をひとつずつ(試験の一連の流れと手技)確認してもらう方法が効果的でしょう。その方法として、受講者に教科書を見ながら文章化してもらったり、声を出して繰り返して憶えてもらうようなアクティブラーニング的内容が良いでしょう。動画等活用しながら(教員がデモンストレーション動画を撮ってみる等)の視覚的教材が昨今の学生には効率的で効果的です。

④ 科目合格までの学習意識

医療的ケアは、講義と試験、実技試験の構成で、正確な実施と高い得点を取ることで合格できる科目です。他の科目と同様に 6 割で合格と考えていると合格できない科目であることを最初に理解してもらいましょう。理解してもらうことで医療的ケアへの学習意識を高めることが大切です。

⑤ その他(実技試験の留意事項)

実技試験については、実技試験の一連の流れを当日伝えるのではなく、その前の段階から伝えたり、準備をするようにしてください。前段階の講義部分で、実技試験までにしっかりと理解できるようにしておくことが大切です。

受講者が試験の待ち時間中に練習する場合は、別室か仕切りのある試験場にし、大きな声を出さないよう注意する必要があります。(受験者の声が聞こえなくなり不利益となるため)待機中は静かにするという常識は国によって異なります。その都度言葉にしていくことで受講者の試験への意識やルールが培われます。

また、試験時には受講者の台詞に頷いたり、反応しないように心がけてください。受講者は緊張していますので、評価者の言動でパニックになったり、それにより忘れてしまうことがあります。試験前に、評価者は頷いたり反応はしないため、淡々と実技試験を進めることを受講者に話しておきましょう。

参考資料

参考：別表 5(法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係)

科目	到達目標
人間の尊厳と自立 (5時間)	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ (5時間)	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ (30 時間)	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○ 障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ (10 時間)	○ 介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。 ○ 個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ (20 時間)	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。
コミュニケーション技術 (20 時間)	○ 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメント(組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォローアップ等)に関する知識を理解し、活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ (20 時間)	○ 生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を習得している。
生活支援技術Ⅱ (30 時間)	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ➢ 「環境整備」、「移動・移乗」、「食事」、「入浴・清潔保持」、「排泄」、「着脱、整容、口腔清潔」、「休息・睡眠」、「人生の最終段階における介護」、「福祉用具等の活用」

科目	到達目標
介護過程Ⅰ (20 時間)	○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ (25 時間)	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)	○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。 ○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
こころからだのしくみⅠ (20 時間)	○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。
こころからだのしくみⅡ (60 時間)	○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)	○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)	○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解Ⅰ (10 時間)	○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ (20 時間)	○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ (10 時間)	○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ (20 時間)	○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○ 障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
医療的ケア (50 時間以上)	○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。

参考:介護の勉強についての情報(2025 年 3 月現在)

介護や日本語の勉強のために参考になるインターネットサイト

にほんごをまなぼう(日本介護福祉士会)

無料で、N2・N3 レベルの日本語の勉強、介護の言葉の勉強ができます。

また、介護の勉強のための複数の言語で書かれた各種資料も、

無料でダウンロードできます。

使用するには、ユーザー登録が必要です。

<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/> →QR コードからアクセスできます→



● 「にほんごをまなぼう」のサイトで学習できる内容

● 日本語の学習

- ・ N2、N3 の言語知識(文字・語彙・文法)・読解・聴解の問題が載っています。
インターネット上で学ぶことができます。

● 外国人に向けた介護の学習

- ・ 介護福祉士国家試験(一問一答)や介護の専門用語の問題が載っています。
インターネット上で学ぶことができます。
また、テキストもダウンロードできます。



● 「にほんごをまなぼう」のサイトでダウンロードできる教材

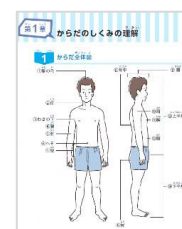
※ダウンロード以外にも、インターネット上でデジタルブックとしても確認可能です

● 介護の日本語テキスト

- ・ 介護現場で使用することばを学ぶことのできるテキストをダウンロードできます。

テキストの内容は、以下の 14 言語で確認できます。

- ・ 日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語、ネパール語、ウズベク語、ベンガル語、ヒンディ語、タガログ語



● 介護の特定技能評価試験学習テキスト

- ・ 介護の特定技能評価試験学習テキストをダウンロードできます。

以下の 15 言語のテキストがダウンロードできます(改訂版に限る)。

- ・ 日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語、ネパール語、ウズベク語、ベンガル語、ヒンディ語、タガログ語、ウルドゥー語



【研修実施者向け】

外国人受講者に向けた 介護福祉士実務者研修運営の手引き

令和 7 年 3 月発行

厚生労働省補助事業

実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業 検討委員会

**VII.【外国人受講者向け】
介護福祉士実務者研修を
もっとよく理解するために読む本**

(がいこくじんじゅこうしゃむけ)

【外国人受講者向け】

かいごふくししじつむしゃけんしゅう

介護福祉士実務者研修を

もっとよく理解するために読む本

れいわ ねん がつ
令和7年3月

こうせいろうどうしょうほじょじぎょう
厚生労働省補助事業

じつむしゃけんしゅう がいこくじんじゅこうしゃ うけいれかんきょうせいび かん ちょうさけんきゅうじぎょう けんとういんかい
実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業 検討委員会

内 容

はじめに	126
かいごふくししじつむしゃけんしゅう I. 介護福祉士実務者研修とは	127
じつむしゃけんしゅう けんしゅう りかい 1. 実務者研修がどのような研修か、理解しましょう	127
じつむしゃけんしゅう う 2. 実務者研修を受けて、できるようになること	128
けんしゅうしゅうりようご べんきょう じゅうようせい 3. 研修修了後も勉強することの重要性	128
けんしゅう う ぼいんと II. 研修を受けるときのポイント	129
かりきゅうらむ りかい 1. カリキュラムを理解しましょう	129
きょうかしょ なんと よ 2. 教科書を何度も読みましょう	129
けいかくてき べんきょう 3. 計画的に勉強しましょう	129
けんしゅう まな ひ ぎょうむ い 4. 研修の学びを、日ごろの業務に活かしましょう	129
にほんご まな いしき 5. 日本語で学ぶことを意識しましょう	129
けんしゅう かくりょういき かん がくしゅう ぼいんと IV. 研修の各領域に関する学習のポイント	130
かくりょういき まな ぜんてい 0. 各領域を学ぶための前提	130
かいごふくしし (1) 「介護福祉士」とは	130
じりつしえん りようしゃしゅたい かんが がた (2) 自立支援、利用者主体の考え方	131
りよういき にんげん しゃかい 1. 領域：人間と社会	133
がいどうか もく しゅるい (1) 該当科目の種類	133
がくしゅう ぼいんと (2) 学習のポイント	133
りよういき かいご 2. 領域：介護	135
がいどうか もく しゅるい (1) 該当科目の種類	135
がくしゅう ぼいんと (2) 学習のポイント	135
りよういき 3. 領域：こころとからだのしくみ	137
がいどうか もく しゅるい (1) 該当科目の種類	137
がくしゅう ぼいんと (2) 学習のポイント	137
りよういき いりようてき け あ 4. 領域：医療的ケア	138
がいどうか もく しゅるい (1) 該当科目の種類	138
がくしゅう ぼいんと (2) 学習のポイント	138
かんまつ せんもんようごしゅう 巻末. 専門用語集	139
ぜんてい ぼくごく げんご せんもんちしき がくしゅう 前提. 母国語でない言語での専門知識の学習	139
かいご べんきょう ひつよう にほんごりよく かんじ かんじ ことば どっかいりよく (1) 介護の勉強に必要な日本語力は、「漢字」「漢字の言葉」「読解力」	139

(2) 音読をしましょう	140
(3) 「長い漢字の言葉」の考え方	140
(4) 仕事で介護の日本語を覚えましょう	141
1. 領域：人間と社会	142
2. 領域：介護	144
3. 領域：こころとからだのしくみ	146
4. 領域：医療的ケア	147
さんこうしりょう 参考資料	149
さんこう べつびょう ほうだい じょうだい こうだい ごう かいご ふく し しょうせい せつ かんけい 参考：別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)	149
さんこう かいご べんきょう じょうほう ねん がつげんざい 参考：介護の勉強についての情報(2025年3月現在)	152

はじめに

みな
「皆さんは、なぜ、介護福祉士実務者研修を受講するのでしょうか？」

いま みな かいごせつ じぎょうしょ いっしょうけんめい かいご しごと おも しごと なか
今、皆さんは、介護施設や事業所で、一生懸命に介護の仕事をしています。仕事をする中で、
りようしゃ ひつよう かいご なん
「利用者さんに必要な介護は何だろう？」、「なぜ、そのような介護をするのだろうか？」、「利用者さんが
おこ からだ ぐあい わる りゆう なん
怒ったり、体の具合が悪くなった理由は何だろう？」と、わからないことがたくさんあると思います。
かいごふくししじつむしゃけんしゅう かいご こんぎょ りゆう じっさい かいご ほうほう まな けんしゅう
介護福祉士実務者研修は、介護をするときの根拠(理由)や、実際の介護の方法を学ぶ研修です。

かいごふくししじつむしゃけんしゅう かいごふくしし こっかしけん う ひつよう こんご みなさん
また、介護福祉士実務者研修は、「介護福祉士」の国家試験を受けるために必要です。今後、皆さんが
かいご せんもんしやく はたら かいごふくしし しかく しゅとく たいせつ いっぱ
介護の専門職として働いていくためには、「介護福祉士」の資格を取得することは、大切な一歩となり
ます。

みな かいご しごと かいごふくししじつむしゃけんしゅう じゅこう しごと けんしゅう じゅこう
皆さんは、介護の仕事をしながら介護福祉士実務者研修を受講します。仕事をしながら研修を受講
することはたいへんです。

ほん みな かいごふくししじつむしゃけんしゅう う さんこう じょうほう か
この本は、皆さんが介護福祉士実務者研修を受けるときに参考になる情報がたくさん書いてあり
ます。じつむしゃけんしゅう う まえ う う あと なんと よ べんきょう やく
実務者研修を受ける前、受けているとき、受けた後、何度も読んでください。勉強のために役に
た
立つでしょう。

かいごふくしし め ざ みな こころ おうえん ほじょきょうざい みな やく た
介護福祉士を目指す皆さんを、心から応援しています。この補助教材が皆さんの役に立つことを、
こころ ねが
心から願っています。

こうせいろどうしやうほ じょじぎょう じつむしゃけんしゅう がいこくじんじゅこうしゃ うけいれかんきょうせいび かん ちょうさけんきゅうじぎょう けんどういんかい
厚生労働省補助事業「実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業」検討委員会



I. 介護福祉士実務者研修とは

1. 実務者研修がどのような研修か、理解しましょう

介護福祉士になる方法は3つあります¹¹。介護職として働きながら資格取得を目指す皆さんは、「介護の仕事の実務経験が3年あること」と、「介護福祉士実務者研修(以下、「実務者研修」といいます。)を修了し、介護福祉士国家試験に合格することの2つを満たせば、国家資格を取得できます。実務者研修は、国家資格を取得する要件となっています。まずは、実務者研修がどのような研修か、理解してください。

表：介護福祉士実務者研修の内容

科目	到達目標																								
修業年限 ¹²	6か月以上(他の研修を修了している場合、短くなる場合があります)																								
受講時間	合計450時間(他の研修を修了している場合、短くなる場合があります)																								
受講内容 (科目等)	<table><thead><tr><th colspan="2">科目名(時間数)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 人間の尊厳と自立(5時間)</td><td>・ ころとからだのしくみⅠ(20時間)</td></tr><tr><td>・ 社会の理解Ⅰ(5時間)</td><td>・ ころとからだのしくみⅡ(60時間)</td></tr><tr><td>・ 社会の理解Ⅱ(30時間)</td><td>・ 発達と老化の理解Ⅰ(10時間)</td></tr><tr><td>・ 介護の基本Ⅰ(10時間)</td><td>・ 発達と老化の理解Ⅱ(20時間)</td></tr><tr><td>・ 介護の基本Ⅱ(20時間)</td><td>・ 認知症の理解Ⅰ(10時間)</td></tr><tr><td>・ コミュニケーション技術(20時間)</td><td>・ 認知症の理解Ⅱ(20時間)</td></tr><tr><td>・ 生活支援技術Ⅰ(20時間)</td><td>・ 障害の理解Ⅰ(10時間)</td></tr><tr><td>・ 生活支援技術Ⅱ(30時間)</td><td>・ 障害の理解Ⅱ(20時間)</td></tr><tr><td>・ 介護過程Ⅰ(20時間)</td><td>・ 医療的ケア(50時間)</td></tr><tr><td>・ 介護過程Ⅱ(25時間)</td><td></td></tr><tr><td>・ 介護過程Ⅲ(45時間)</td><td></td></tr></tbody></table>	科目名(時間数)		・ 人間の尊厳と自立(5時間)	・ ころとからだのしくみⅠ(20時間)	・ 社会の理解Ⅰ(5時間)	・ ころとからだのしくみⅡ(60時間)	・ 社会の理解Ⅱ(30時間)	・ 発達と老化の理解Ⅰ(10時間)	・ 介護の基本Ⅰ(10時間)	・ 発達と老化の理解Ⅱ(20時間)	・ 介護の基本Ⅱ(20時間)	・ 認知症の理解Ⅰ(10時間)	・ コミュニケーション技術(20時間)	・ 認知症の理解Ⅱ(20時間)	・ 生活支援技術Ⅰ(20時間)	・ 障害の理解Ⅰ(10時間)	・ 生活支援技術Ⅱ(30時間)	・ 障害の理解Ⅱ(20時間)	・ 介護過程Ⅰ(20時間)	・ 医療的ケア(50時間)	・ 介護過程Ⅱ(25時間)		・ 介護過程Ⅲ(45時間)	
科目名(時間数)																									
・ 人間の尊厳と自立(5時間)	・ ころとからだのしくみⅠ(20時間)																								
・ 社会の理解Ⅰ(5時間)	・ ころとからだのしくみⅡ(60時間)																								
・ 社会の理解Ⅱ(30時間)	・ 発達と老化の理解Ⅰ(10時間)																								
・ 介護の基本Ⅰ(10時間)	・ 発達と老化の理解Ⅱ(20時間)																								
・ 介護の基本Ⅱ(20時間)	・ 認知症の理解Ⅰ(10時間)																								
・ コミュニケーション技術(20時間)	・ 認知症の理解Ⅱ(20時間)																								
・ 生活支援技術Ⅰ(20時間)	・ 障害の理解Ⅰ(10時間)																								
・ 生活支援技術Ⅱ(30時間)	・ 障害の理解Ⅱ(20時間)																								
・ 介護過程Ⅰ(20時間)	・ 医療的ケア(50時間)																								
・ 介護過程Ⅱ(25時間)																									
・ 介護過程Ⅲ(45時間)																									

実務者研修は、受講時間が合計450時間、受講する科目は20科目あります。各科目には、それぞれ受講後の「到達目標」が、厚生労働省の指針¹³(参考資料<P149~151>)で決められています。

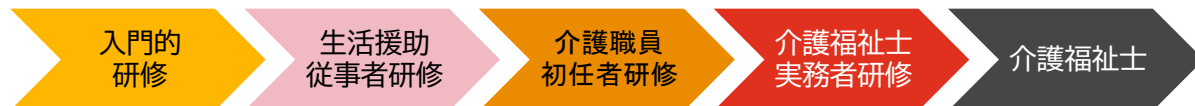
11 介護福祉士になる方法として、以下の3つがあります。

- 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の習得を終了後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
- 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
- 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

12 標準的な教育の期間のことをいいます。

13 厚生労働省(2023), 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について一別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係), 社発第1130第41号, 令和5年11月30日

介護福祉士実務者研修を受ける前に、「介護職員初任者研修」を受講しておく、実務者研修の内容がもっと分かりやすくなります。「介護職員初任者研修」の目的は、介護業務を遂行する上で最低限の知識・技術と倫理を学習し、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした研修です。



2. 実務者研修を受けて、できるようになること

介護福祉士実務者研修(以下、「実務者研修」といいます。)は、その名前にある通り、介護の「実務」=仕事をする、「もの」=ひと、が受ける研修です。専門的な介護の知識・技術について学習し、より質の高い介護サービスの提供ができるようになるためのものです。皆さんが実務者研修を受講した後は、利用者に質の高いサービス提供ができるようになっていくことが目標です。これは、みなさんが職場で利用者と接する際、利用者の状態を見ながら、「根拠のある介護」ができるようになっていくということです。

このために、みなさんが実務者研修を受ける際には、教科書を熟読したり、講師の講義を聞きながら、どのような介護ができるようになる必要があるか、考えながら学んでいく必要があります。

3. 研修修了後も勉強することの重要性

実務者研修を受け、介護福祉士の資格を取得した後のみなさんは、介護の専門職として、仕事をします。

みなさんは、どのような介護福祉士になりたいでしょうか。介護施設などでリーダーとして活躍する、認知症や看取りといった専門的な介護の実践ができるなど、介護福祉士としてどのように活躍していきたいか、ぜひ考えてみてください。



Ⅱ. 研修を受けるときのポイント

1. カリキュラムを理解しましょう

皆さんが実務者研修で何を学ぶのかを知ってから、研修を受けましょう。研修で何を学ぶかは、「カリキュラム」に書いてあります。また、学習を始める順番と方法も書いてあります。

2. 教科書を何度も読みましょう

実務者研修では、皆さんが講義を受ける前に“自分で教科書を読んでいる”と考えて講義が行われます。そのため、自分で教科書を読んでもおかないと、講義でわからない言葉がたくさん出てきます。わからない言葉は、講義の前に自分で調べるか、職場の先輩や研修実施者の講師に聞いてください。また、教科書を読むことは、国家試験の勉強にもなりますから、何度も教科書を読んでください。

3. 計画的に勉強しましょう

実務者研修では、レポートなどの課題に取り組みます。課題は教科書を読んでいるとできません。また、課題には「締め切り」があります。どの教科書を、いつまでに、どこまで読むかを自分で考えて、計画的に勉強しましょう。勉強の方法がわからなかったり、勉強の計画を立てるのが難しいときは、職場の先輩や研修実施者の講師に聞いてください。

4. 研修の学びを、日ごろの業務に活かしましょう

実務者研修では、皆さんが介護の仕事をするときに役立つことを学習することができます。講義で学んだことを、皆さんの職場でどのように活かせるかを考えながら、学習しましょう。また、どのように活かせるかわからないときは、職場の先輩や研修実施者の講師に聞いてください。

5. 日本語で学ぶことを意識しましょう

学習するときにわからないことがあったら、すぐに母語で調べるのではなく、まず日本語で調べて、日本語で理解するようにしましょう。日本語で覚える習慣をつけると、言葉の意味を日本語で考える力が身につきます。日本語で介護専門の学習をするときの注意点は、「前提。母国語でない言語での専門知識の学習」(参考資料<P139~141>)に書いてありますので、読んでください。

IV. 研修の各領域に関する学習のポイント

0. 各領域を学ぶための前提

(1) 「介護福祉士」とは

① 「介護福祉士」資格ができた理由

1970年(昭和45年)、日本は「高齢化社会」¹⁴になり、その頃から子どもの数も減少し始めました。以前は祖父母や親子が同じ家に住んで、介護や子育てを助け合いながら生活する三世帯同居が多くみられました。しかし、核家族が増えて、家族だけで介護をすることが難しくなってきました。

介護の問題が老後の不安と言われるようになりました。そして、介護の専門的な知識や技術を持つ人材を育てることや、集めることが重要だと考えられるようになりました。

そこで、1987年(昭和62年)に、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、国家資格を持つ福祉の専門職である「介護福祉士」が誕生しました。

② 介護福祉士の専門性とは

介護福祉士はどのようなことをする専門職なのでしょうか。「社会福祉士及び介護福祉士法」の中では、「入浴、排せつ、食事その他の介護」を行い、「その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されました。介護が必要な人に介護をするだけでなく、介護者に指導をすることも介護福祉士の仕事です。その後、「入浴、排せつ、食事その他の介護」という言葉が「心身の状況に応じた介護」に変わりました。それまでの身体介護だけでなく、心理的・社会的な支援が重要となってきました。そして、現在では「喀痰吸引等」も加わりました。

また、介護福祉士は、「信用失墜行為の禁止」、「秘密保持義務」、「連携」が義務となっています。2007年(平成19年)の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正で、「誠実義務」と「資質向上の責務」も新たに加わりました。

介護福祉士は、「名称独占」の資格で、介護福祉士でない者がその名称(名前)を使ってはならないと決められています。

介護を必要としているのは、高齢者だけでなく、障害者もいます。介護の現場には、介護福祉士だけでなく、介護の経験がない人もいて、チームで働いています。今後、介護のニーズが複雑になり、難しいことを求められていく中で、専門的な知識と技術があり、一定のキャリアがある介護福祉士がチームのリーダーとしての役割を担うことが求められています。

¹⁴ 「高齢化社会」とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が7%(高齢化率が7%)を超えた社会のことをいいます。

(2) 自立支援、利用者主体の考え方

① 事例で考えてみよう

自立支援、利用者主体の考え方を理解することが重要です。以下の例で、考えてみましょう。

いつもは自分で車いすを操作できる利用者のAさんに、

「お願いだから、ちょっと部屋まで車いすを押してもらえませんか？」と声をかけられました。

……あなたはどうしますか？



(ア) 「もちろん、いいですよ」と言って、すぐに車いすを押す。

(イ) 「今日はどうしたのですか。」と言って、Aさんにどうして車いすを押してほしいのか理由を聞く。

(ウ) 「私も隣にいますので、一緒に部屋に行きましょう」と言って、Aさんの操作を隣で見守る。

(エ) 「いつもできているのだから自分でやってください」と、自分で操作するように言う。

② 事例の解説

(イ)が正解です。Aさんは、いつもは自分でできるのに、どうして車いすを押してほしいと思ったのかという理由を考えたり、Aさんに直接確認してみるから利用者のケアが始まります。いつもと違う発言があった時は、ちょっと立ち止まってAさんに理由を確認してみましょう。

(ア)は誤りです。高齢者に優しくしたい、大変そうだから手伝いたいと思って、毎回、Aさんに言われたとおりに車いすを押してあげることを行ったら、半年後、1年後に、Aさんは今まで自分で出来ていた車いすの操作が、出来なくなるかもしれません。援助者の優しい気持ちで行ったことが、Aさんの能力をなくしてしまうかもしれません。介護福祉士は介護の専門職です。何も考えないで援助するのではありません。

(ウ)は誤りです。Aさんの隣で見守って声をかけることで、Aさんが自分で車いすを操作できる場合もあります。しかし、いつもは自分でできるのですから、Aさんが頼んだのは理由があるはずです。まずはAさんに理由を確認します。

(エ)は誤りです。Aさんがどうして頼んだのか理由を聞かずに、自分だけできるように言うてはいけません。

重要なのは、皆さんがケアをするか、しないかを判断するときは、必ず専門的な知識や技術を使って、利用者を中心に考える必要があるということです。皆さんがケアをしたことで、利用者の持っている能力(残存能力といいます)をなくしてしまうことをしてはいけません。

③ 自立支援、利用者主体の考え方とは

皆さんは、心身の機能が低下し、物事を自分の力だけで行うことが難しい利用者に関わる場合も多いです。利用者の自立支援を考えると、利用者が持っている能力を最大限に活用しながら、利用者が自分であることが困難な部分だけを支援するという視点を持ちましょう。人は、個人として尊重され、人間らしく生活を送る権利を持ち、自分らしく幸福を追求する権利が守られています。いつも利用者が中心です。

利用者がどのような生活をしたいか、したくないのかを、自分で選んで(自己選択)、自分で決める(自己決定)ことができるように、利用者の意思を尊重しましょう。

この考え方は、介護をするときにとても重要です。実務者研修の講義と演習でも、この考え方を大切にしています。皆さんも、実務者研修中は、いつもこの考え方を意識しながら受講しましょう。そして、介護福祉士としてできるようにしっかりと身につけましょう。

1. 領域：人間と社会

それぞれの領域について「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を書きました。これを読んで、皆さんが受ける実務者研修で学ぶ各科目の内容を理解しましょう。

(1) 該当科目の種類

「人間と尊厳の自立」、「社会の理解Ⅰ～Ⅱ」

(2) 学習のポイント

領域「人間と社会」では、介護福祉士として利用者の「尊厳」を守り、自立を支援するために必要な知識や考え方を学びます。また、介護を実践するために必要な色々な制度についても学びます。領域「介護」の『コミュニケーション技術』や、『介護の基本』などとも関係している基礎となる部分です。しっかりと理解しましょう。

① 利用者の自立を支援するとは何かを考える

人間の「尊厳」は、別の言い方をすると、一人ひとりの人間が人として大切にされるということです。介護福祉士は、利用者一人ひとりの存在や価値を大切に、その人らしさを大切に、利用者が自分らしく生きられるように支援します。

介護福祉士は、利用者の「自立」を支援します。前のページにも書きましたが、利用者は、心身機能が低下し、物事を自分の力だけで行うことが難しい場合も多いです。年をとったり障害があることなどにより、自由に体を動かすことができない人や、自分で判断したり意思を表わしたりすることが難しい人もいます。利用者の「自立支援」を考えるときは、利用者が持っている能力を最大限に活用しながら、利用者が自分であることが困難な部分だけを支援するという視点を持ちましょう。「自立」については、いろいろな見方や考え方があります。「身体的自立」・「経済的自立」・「精神的自立」・「社会的自立」などに分けて考えることもありますので、それぞれどのような意味があるのか、実務者研修の中で学びましょう。

「自立」と同じ読み方の日本語に、「自律」という言葉もあります。「自ら律する」という意味です。「自ら律する」とは、自分で決めた規則の通りに行動するということです。もちろん、自分でやらないと決めることも同じです。利用者の判断にもとづく行動である「自律」を考えながら、「自立」を支援していくことが大切です。

② 日本にはどのような制度があるかを理解する

私たちが生活する社会は、家族という集団によって形成されています。家族の機能や形が変わってきたことで、どのような社会問題が見られるようになってきたのかを学びましょう。少子高齢化や地域社会の変化などと一緒に考えるとよいでしょう。

社会保障は、さまざまな困難にあっている人たちを支える機能があります。日本における社会保障制度と社会福祉がどのように発展したのかを学びましょう。介護保険制度や障害者保健福祉制度については、どのように始まって、どのように変わってきたのかを、過去のものから順番に並べて理解していくとよいでしょう。サービスの開始から利用までの手順も理解してください。権利擁護や人権尊重の理念(考え)にもとにして、個人の権利を守る制度もありますので、それぞれの特徴を整理して理解しましょう。

2. 領域：介護

それぞれの領域について「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を書きました。これを読んで、皆さんが受ける実務者研修で学ぶ各科目の内容を理解しましょう。

(1) 該当科目の種類

「介護の基本Ⅰ～Ⅱ」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術Ⅰ～Ⅱ」、「介護過程Ⅰ～Ⅲ」

(2) 学習のポイント

① 他の領域で学習した内容を活用する

介護の知識は、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」の領域で学ぶ内容もあります。介護の領域を勉強して復習をするときに、他の領域で同じ言葉や考え方が出ていないか確認すると、介護の領域が理解できるようになります。介護の学習では、講義で勉強した介護と、皆さんの職場で見たり、聞いたりしたことに違いがあるかもしれません。実務者研修では介護の基本を勉強します。講師に「なぜ違うのですか？」と質問してみましょう。また、介護をするときは、その根拠(理由)を意識して考えるようにし、「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」のすべての領域で学んだ知識や技術を活用してみましょう。

② 実践のなかで学びを深める

利用者が生活の中で困っていることがあるとき、どのような支援をするか考えながら勉強しましょう。講義で勉強したことで、皆さんの職場にいる利用者の様子を見て、よいケアは何か考えてみましょう。そして、考えたことを講師や職場の先輩と話し合うとよいです。

人間関係は、コミュニケーションを通じて作られます。お互いに理解を深めていくことで、ラポール＝信頼関係が形成されます。介護福祉士は信頼関係を形成するために、自分自身を深く理解すること(自己覚知)と、利用者を理解しようとする姿勢(他者理解)が必要です。そのためには、コミュニケーションの基礎を学ぶことが大切です。コミュニケーションがとりやすい座席の配置はどうしたらよいのかなど、研修の中でしっかりと理解しましょう。そして、実務者研修で学んだ知識を、所属先の利用者とのコミュニケーションで、ぜひ活用してください。また、介護福祉士はチームで利用者を支援します。介護福祉士はチームのリーダーとしての役割を期待されています。後輩の介護職をどのように育てていくのか、チームをどのように運営していくのかも、実務者研修や職場で学びましょう。

③ 国や文化の違いについて考える

この領域に関する国や文化の違いについて考えましょう。日本人と外国人では生活習慣や価値観などが違うことがあります。自分自身が大切にしていることは、講師や職場の先輩と話しましょう。文化の違いを意識して、利用者の生活習慣や大切にしていることを考えることが重要です。

④ 講義を通して学習したこと考えたことを言葉にする

介護の実践では、考えたことを文章にすることが大切です。しかし、考えたことは目に見えないので、すぐに文章にするのは難しいことがあります。そのようなときは、図やイラストを使って、自分の考えをわかりやすくするのが良いです。情報がどうつながっているか、どういう順番で考えるかを「→」などの記号を使ってイメージしやすくします。また、文章の書き方を学ぶのも良いでしょう。例えば、教科書にある例を参考にします。参考にするときは、考えたことがどうやって文章になっているかを意識します。一行でも良いので、まずは書いてみるのが大切です。書いた内容を講師や職場の先輩に聞いたり、アドバイスをもらいながら学びましょう。

⑤ 演習では根拠と実践を結びつけ学習する

介護過程Ⅲ(スクーリング)で行う演習では、介護の方法を学びます。演習では、介護の技術だけでなく、なぜその方法を使うのか理解することが大切です。ポイントは、介護過程でのアセスメントの結果と介護計画がつながっていることを意識することです。これが、根拠に基づく実践につながります。また、演習で行う介護の手順は、介護の目標を達成するための具体的な支援内容や方法であることを理解することが大切です。

3. 領域：こころとからだのしくみ

それぞれの領域について「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を書きました。これを読んで、皆さんが受ける実務者研修で学ぶ各科目の内容を理解しましょう。

(1) 該当科目の種類

「こころとからだのしくみⅠ～Ⅱ」、「発達と老化の理解Ⅰ～Ⅱ」、「認知症の理解Ⅰ～Ⅱ」、「障害の理解Ⅰ～Ⅱ」

(2) 学習のポイント

領域「こころとからだ」のしくみで大切なことは、人体の構造と機能をおぼえ、理解することが最も重要です。人間の発達段階と機能変化、各器官のしくみや役割を知り、それらがどのように関連しているか、障害や不全(異常)が起きた時にどのような問題(疾患や症状)が起こるのかを一つずつ理解しましょう。

このために、まず自身の母国語で、体のつくりや病気について正しく理解しましょう。

自分の国では介護教育を実施していない場合、医学・看護教育の該当する内容を探して勉強しましょう。自信がない場合は、教員にこれで良いか確認しましょう。

各単語を覚えることはもちろん、関連している器官や機能をきちんと理解することで、疾患における症状を理解することにつながります。

具体的には、以下3点がポイントとなっています。

- ・解剖生理：体のつくり、各内臓や器官、脳の機能と神経系の種類と役割
- ・各疾患と各種症状
- ・発達段階の理解：エビデンスや各理論に基づいた介護支援の基礎となる知識

そして、日本語ではどう書くか、どう発音するかを何度も繰り返して憶えようと、この領域を理解できるようになります。医学用語は漢字が難しいので、日本人もとても苦労します。漢字は何度も練習して書けるようにしてください。体のつくり(解剖生理)がどうなっているか絵を描いたり、絵や図がある本を使って勉強することも、よい方法です。

4. 領域：医療的ケア

それぞれの領域について「(1)科目の種類」、「(2)学習のポイント」を書きました。これを読んで、皆さんが受ける実務者研修で学ぶ各科目の内容を理解しましょう。

(1) 該当科目の種類

「医療的ケア」

(2) 学習のポイント

医療的ケアでは、喀痰吸引、経管栄養法、救急蘇生法、感染防止策等の清潔操作に関して学びます。領域「ころとからだのしくみ」と同じく、体のつくりの理解が重要です。ころとからだのしくみ領域と同じく、医学的知識を学ぶため、主に出てくる単語は医学用語となります。これらは、医療的ケアを実施する介護福祉士のために作られた言葉ではなく、医師・看護師をはじめとする医学領域での共通言語となっています。そのため、意味をしっかりと理解していなければなりません。また、医療的ケアでのミスは医療事故となり、一瞬の間違いで対象者の生命を危険にさらしてしまう可能性が高いものです。それを回避するためには、用語の理解はもちろん、手技についても厳格な方法を身に付ける必要があります。生命に直接的に危険を及ぼす可能性のある「医行為」を介護福祉士が実施することを意識して学ぶ必要があります。

ポイントは以下4点です。

- ・ 介護福祉士が実施することのできる範囲の理解(歴史的経緯、対象者の状態等含む)
- ・ 呼吸器系と消化器系の医学的理解(※科目「ころとからだのしくみ」と重複する内容)
- ・ 各種疾患と症状の理解(※科目「ころとからだのしくみ」と重複する内容)
- ・ 滅菌と殺菌、消毒の理解(実技含む)

呼吸器系と消化器系のしくみをおぼえることは、科目「ころとからだのしくみ」と重複しており、わからない点は「ころとからだのしくみ」の教科書を確認するのも良いでしょう。また、滅菌をはじめとした感染予防策については、実技試験でもその知識の理解と手技が求められるため、しっかりと理解しておきましょう。医療的ケアが必要な人とは、どのような身体的状態であるかを考えていくとともに「医療的ケア」の知識と技術の大切さが理解できるでしょう。

ぜんてい ほ くに ことば げんご せんもんちしき がくしゅう
前提. 母国語でない言語での専門知識の学習

みな さんは、これから日本語で「介護の知識」を勉強します。実務者研修の教科書には「介護の言葉」
がたくさん出てきます。むずかしい言葉もあると思います。「介護専門の知識」を勉強するとき、日本語
をどうやって理解したらいいか、日本語の考え方について書きました。皆さんが教科書や講義で勉強
する言葉を理解するために役に立つと思います。実務者研修で勉強する「介護の知識」は、国家試験
の勉強にもつながっています。

かいご べんきょう ひつよう にほんごりよく かんじ かんじ ことば どっかいりよく
(1) 介護の勉強に必要な日本語力は、「漢字」「漢字の言葉」「読解力」

みな さんは日本語の勉強で、漢字をたくさん勉強しましたね。漢字の勉強は大変だったと思います。
教科書に「ふりがな」が付いていれば、漢字を読むことができます。でも、漢字が読めても漢字の意味が
わからなければ、どんなことが書いてあるか理解することができません。そんなとき、どうすればいい
でしょうか。漢字の意味から言葉の意味を 考えてみましょう。

かんじひと い み し ことば かんじ い み ことば い み ぶん
漢字一つひとつには、意味があります。知らない言葉があっても、漢字の意味から言葉の意味、文の
意味を 考えることができます。次の例を見てください。

(例)

継続(けいぞく) → 続(つづ)けること

発言(はつげん) → 言(い)うこと

悲嘆(ひたん) → 悲(かな)しむこと

扶助(ふじょ) → 助(たす)けること

みな さんは教科書を読んで、意味がわからないとき、すぐに辞書で調べる人が多いと思います。もちろ
ん、辞書で意味を調べることも必要です。でも、調べる前に、例のように「この言葉はどんな意味か」、
漢字の意味から言葉の意味を 考えてみてください。そうすると、文の意味をだいたい理解することが
できます。

(2) 音読をしましょう

自分で教科書を勉強するとき、目だけで文を読んでいませんか。声に出して文を読んでください。そうすると、自分が何を理解していないかがわかります。講義で講師が大切だといったことは、覚えるまで何度も声に出して読んでください。教科書の文を覚えると、介護の専門用語を覚えることができます。そして、話す力や文を書く力にもなります。毎日続けると、大きな日本語の力になります。

(3) 「長い漢字の言葉」の考え方

法律、制度、病気の名前には「長い漢字の言葉」が多くあります。漢字が多い言葉はとても難しいとおも思うかもしれません。でも、簡単に意味を理解する考え方があります。

- ① 長い漢字の言葉を、2文字ずつに分けて考えます。
- ② 分けた後、一つひとつの言葉の意味を考えます。
- ③ 形容詞や一文字で意味がわかる漢字は、一文字で分けます。

(例) 一文字で意味がわかる漢字

- ・者 → 人
- ・員 → メンバー
- ・所 → 場所
- ・病・症・疾患・炎 → 病気の名前
- ・剤 → 薬
- ・法 → 法律の名前・方法
- ・型 → タイプ・種類
- ・性 → (状態)で ... など

では、次の「長い漢字の言葉」の意味を考えてみましょう。

(例-1) 外傷性脊髄損傷

- ① 「外傷 / 性 / 脊髄 / 損傷」
- ② 「外から受けた傷 / (状態)で / 脊髄が / 傷つく」

→ 外から受けた傷によって、脊髄が傷つくこと

(例-2) 認知症対応型共同生活介護 (介護保険のサービス)

①「 認知 / 症 / 対応 / 型 / 共同 / 生活 / 介護 」

②「 認知の / 病気 / 合わせる / タイプ / いっしょに / 生活する / 介護 」

→ 認知症の病気に合わせたタイプで、(みんなで)いっしょに生活しながら介護を受ける

どうですか。「長い漢字の言葉」を、こうやって分けて考えると、全体の意味がだいたいわかります。

(4) 仕事で介護の日本語を覚えましょう

介護の日本語は、教科書で勉強するだけでなく、介護の仕事の中で覚えることも大切です。自分が見たこと、自分がしたこと、利用者さんの動作などを見て、「日本語で何なのか」を考えてみましょう。わからない日本語があったら、いっしょに働いている日本人の職員にどんどん聞いて教えてもらいましょう。仕事をしながら、介護の日本語をたくさん覚えることができます。

1. 領域：人間と社会

「領域：人間と社会」で特徴的な言葉について解説します。

ことば 言葉	かいせつ 解説
あどほかしー アドボカシー	利用者を代弁することをいう。利用者の意思表示の支援や、利用者の権利を擁護する(守る)意味で使われる。利用者が自分の気持ちや考えを表明することが難しい場合に、援助者が利用者に代わって言う役割がある。
のーまらいぜーしょん ノーマライゼーション	障害のある人も地域社会の一員として、障害のない人と同様にふつうの生活が送れるよう、環境条件を整えるべきであるという理念(考え)。デンマークのバンク・ミケルセンが提唱した。障害によって差別されない、全ての人の個性が尊重されることをいう。
えんぱわめんと エンパワメント	利用者やその家族は、権利を侵害されていることを認識していない場合や、権利を侵害されているのにあきらめてしまう場合がある。権利を侵害されたり抑圧された状況の利用者が、自分の力でその状況を乗り越えようとする力を身につけることができるようにしていくこと、またはその支援のことをいう。
じじょ・ごじょ・きょうじょ・こうじょ 自助・互助・共助・公助	自助は、自分で働いて収入を得たり、年金などの収入によって自分の生活を支え、自分の健康を守ることをいう。互助は、近隣の助けあいやボランティアなど、インフォーマルな相互扶助(助け合い)のことをいう。共助は、社会保険のような制度に基づいた相互扶助のことをいう。公助とは、自助・互助・公助で対応できない困った状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などを基に条件が決められ、生活に必要な保障(社会福祉など)の公的な支援が行われることをいう。
ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会	地域共生社会とは、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、地域で一緒に生活し、生きがいをつくり、高め合うことが出来る社会のことをいう。支える人と支えられる人に分かれるのではなく、すべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを作ることを目指すものである。
そーしゃるいんくるーじょん ソーシャルインクルージョン	社会的包摂ともいう。全ての人々を孤独や排除から守り、健康で文化的な生活が実現できるよう、社会の一員として包み支え合うことをいう。 ⇨ そーしゃるえくすくろーじょん(社会的排除)と反対の意味のことば。

言葉	解説
しゃかいほけん 社会保険	しゃかいほけんとは、こうてききかんほけんしゃとなり、ほけんりようざいげんきゆうふ 社会保険とは、公的機関が保険者となり、保険料を財源として給付 を行う仕組みのことである。日本では、「ねんきんほけん」「いりようほけん」、 おこなしくにほんねんきんほけんに 「介護保険」、「雇用保険」、「ろうどうしゃさいがいほしやうほけん」がある。「ねんきん かいごほけんこようほけんろうどうしゃさいがいほしやうほけん 保険」は、ろうれいはたらはたらしょうがいはたら 保険は、老齢で働けないとき、障害があつて働けないとき、 はいぐうしやうなしきゆういりようほけんびようき 配偶者が亡くなったときなどに支給される。「医療保険」は、病気や けが、ちりようしやうびようきゆうぎようしゅつさんたいしきゆう ケガの治療や傷病による休業、出産などに対して支給される。 かいごほけんようしやんようかいごじやうたいたいしきゆうこよう 「介護保険」は、要支援や要介護状態に対して支給される。「雇用 ほけんはたらはたらしつぎようたいしきゆう 保険」は、働きたいのに働けない失業に対して支給される。 ろうどうしゃさいがいほしやうほけんしごとちゆうつうきんどこちゆうけがびようき 「労働者災害補償保険」は、仕事や通勤の途中でケガをしたり病気 になったときに支給される。日本ではこくみんかいほけんこくみんかいねんきんせいど 国民皆保険、国民皆年金制度がある。

2. 領域：介護

「領域：介護」で特徴的な言葉について解説します。

言葉	解説
介護福祉士の機能と役割	介護福祉士は、専門的な知識と技術を使って、身体上または精神上の障害がある人に対して、日常生活に必要な介護を行う。これには、喀痰吸引など医師の指示の下で行われる行為も含まれる。また、介護福祉士は、その人やその介護者に対して介護に関する指導も行う。介護福祉士には、介護現場で専門的な知識を使って、チームケアを進めるときのリーダーとしての役割も期待されている。
ICF	ICFは、「International Classification of Functioning, Disability and Health(国際生活機能分類)」のことをいう。2001年に世界保健機関(WHO)がすべての人を理解するときの共通言語として提唱したものである。ICFは、心身機能、身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子の各構成要素でできている。
職業倫理	介護福祉の専門職として守らなければならない行動規範のことをいう。その行動規範を定めているのが倫理綱領である。日本介護福祉士会は、1995年に資格をもつすべての介護福祉士が目指すべき専門性と職業倫理を明らかにし、日本介護福祉士会倫理綱領を宣言した。
チームアプローチ	チームでケアを行うことをチームアプローチという。チームとは、ある目的のために協力するグループのことである。チームアプローチの形態はさまざまであるが、同じ職種によるチームアプローチ、多職種連携によるチームアプローチがある。
意思決定支援	意思決定の支援とは、利用者との信頼関係を作り利用者本人の自己決定を支援することである。意思決定を支援するために大切なことは、利用者の権利を守ること、アドボカシーやエンパワメントを通して支援することである。
コミュニケーション障害	コミュニケーション障害とは、情報を交換したり、お互いに理解をすることが、何らかの問題によってうまくはたらかず、コミュニケーションができない状態をいう。
ボディメカニクス	ボディメカニクスとは、骨格や筋肉などの相互関係で起こる身体の動きのメカニズムである。ボディメカニクスを正しく使うことで利用者と介助者両方の負担を少なくすることができる。

言葉	解説
利用者の状態像	利用者の状態像とは、利用者がどのような人であるか、どのように生活しているか、どのような願い・思いをもって生活しているかなど、利用者の生活の全体を表したものである。
ケアマネジメント	ケアマネジメントとは、利用者の生活全体を考え、利用者が心身の状況に合った適切なサービスが受けられるよう、ケアプランの作成や、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを行っていくプロセスと仕組みのことをいう。
多職種連携	多職種連携とは、利用者の尊厳のある生活の保持や自立支援を達成するために、保健医療・福祉専門職や関係者がそれぞれの能力を活用し、効果的なサービスを提供するために連携することを行う。
介護過程の展開	介護過程には、アセスメント、介護計画、実施、評価の4つのプロセスがある。介護過程の展開とは、この4つのプロセスを順に進み、その中で考えながら行う過程のことをいう。介護過程は利用者の目標が達成されるまで繰り返される。
自己覚知	自分の価値観や思想、感情などについて、客観的に理解することを行う。特に自分の内面を深く知るということをいう。援助者が利用者に関わるときに、自身の感情や考えに影響されると、問題の状況を間違えて判断してしまうこともあるため、自己覚知が必要である。
ラポール	利用者と援助者がお互いに信頼し合い、心理的距離が近くなり、お互いの感情を伝え合うことが出来る状態のことをいう。そのためには、相手の感情に関心を持ち、受容と共感の態度で関わり、相手の感情に共感することが大切である。ラポールがある状態を継続することが、良い人間関係を作るために大切である。
OJT、OFF-JT	OJT、OFF-JTは、人材育成や自分の知識を高めるための方法である。 OJT(on-the-job training)は、現場で実際の仕事を通して行う訓練や学びであり、介護現場の業務を通して、先輩が後輩に知識や技術を伝える指導教育のことをいう。OFF-JT(off-the-job training)は、研修会など仕事の現場を離れて行う訓練や学びであり、知識や技術を集合研修や、通信教育などで伝える/行う指導教育のことをいう。

3. 領域:こころとからだのしくみ

「領域:こころとからだのしくみ」で特徴的な言葉について解説します。

ことば 言葉	かいせつ 解説
こうかんしんけい 交感神経	こうかんしんけい からだ おお そうき きのう せいぎょ こうかんしんけい 交感神経は体の多くの臓器の機能を制御している。交感神経と ふくこうかんしんけい じりつしんけい たと こうかんしんけいけい 副交感神経があり、それを自律神経という。例えば、交感神経系は けつあつ じょうしやう ふくこうかんしんけいけい けつあつ ていか きのう 血圧を上昇、副交感神経系は血圧を低下させるという機能がある。
まずろー やつきゅうかいそうせつ マズローの欲求階層説	べいこく しんりがくしゃ まずろー はつびやう がくせつ せいりてきよつきゅう あんぜん 米国の心理学者A・マズローが発表した学説。生理的欲求、安全の よつきゅう しゃかいてきよつきゅう しょうにんよつきゅう じ こじつげんよつきゅう かいそう 欲求、社会的欲求、承認欲求、自己実現欲求の5つの階層がある。
さるこぺニアあ(sarcopenia)	かれい きんにくりやう げんしょう きんりよく ていか さるこぺニアあ 加齢による筋肉量の減少および筋力の低下のこと。サルコペニア になると、歩く、立ち上がるなどの日常生活の基本的動作に影響 が生じ、介護が必要になったり、転倒しやすくなる。
のうけっかんしやうがい 脳血管障害(cerebrovascular disorder)	のう けっかん つ のうこうそく のう けっかん やぶ のうしゅけつ 脳の血管が詰まる脳梗塞と脳の血管が破れる脳出血、 くもまくかしゅけつ いずれも高血圧が最大の原因であることが多 い。またこれにより身体的機能低下や麻痺、認知機能に障害が起 こることが多い。
けんとうしきしやうがい 見当識障害	じかん ばしょ じんぶつ にんしき りかい のうりよく ていか じやうたい 時間や場所、人物を認識・理解する能力が低下した状態のこと。こ うした状態になると、日常生活を営む上でさまざまな支障が生じ る。
こうどう しんりしやうじやう 行動・心理症状(BPSD)	にんちしやう こうどう しんりしやうじやう ぐたいてき しょうそう こうふん 認知症にともなう行動・心理症状のこと。具体的には、焦燥・興奮、 いじようこうどう もうそう げんかく かんあん やかんこうどういじよう しょうこうどういじよう 異常行動、妄想、幻覚、うつ、不安、夜間行動異常、食行動異常など が含まれる。
CDR(Clinical Dementia Rating)	にんちしやう じゅうしやうど ひやうか すけーるひと にんちきのう 認知症の重症度を評価するためのスケールの一つ。認知機能や せいかつじやうきやう かん こうもく しんさつ かぞく じやうほう 生活状況などに関する6つの項目を診察や家族などからの情報 に基づいて評価する「観察法」で5つの段階に分類されている。
にんちきのうしやうがい 認知機能障害	にんちきのうていか おも しょうじやう きおくしやうがい しつご しつごう しつにん 認知機能低下の主な症状として「記憶障害」「失語」「失行」「失認」 すいこうきのうしやうがい 「遂行機能障害」の5つがある。
まひ 麻痺	のう せきすい ちゅうすうしんけい ちゅうすうしんけい からだ かくきかん むす まつしやう 脳・脊髄からなる中枢神経、中枢神経と体の各器官を結ぶ末梢 しんけい しんけい きんにく せつごうぶ きんにく いじよう げんいん お 神経、神経と筋肉の接合部や筋肉の異常などが原因で起こり、 しょうじやう おも てあし がんめん 症状は主に手足や顔面などにあらわれる。
すとれんぐす(strength)	つよ つよ のうりよく いみ かくし しえん ひつよう ひと もつ 「強さ・強み」「能力」を意味し、福祉では「支援を必要とする人の持つ のうりよく いよく つよ 能力や意欲、強み」のこと。

4. 領域：医療的ケア

「領域：医療的ケア」で特徴的な言葉について解説します。

ことば 言葉	かいせつ 解説
医行為	医行為とは「侵襲性(人体に危害を及ぼす)のある行為」で、原則的に医師でなければ行うことができない行為のこと。
胃ろう	胃内と体外を結ぶ管状の瘻孔のこと。胃に穴をあけて専用のチューブを挿入し、栄養補給をする方法で、経腸栄養という目的があり、自発的に食事摂取ができない対象者への栄養管理に用いられる。
喀痰吸引	痰や唾液などの分泌液が溜まり、自分で排出できない場合に、吸引器を使用して吸引すること。基本的には医行為にあたるため、医師・看護師が実施する。介護福祉士は指定された研修を実施したのち、咽頭の手前までと範囲に制限がある。
気管カニューレ	外科的に気管切開し気管切開術を行った患者の気管に、気管切開孔を介して留置する「管(≡カニューレ)」のこと。気管カニューレ設置患者はここから呼吸を行う。
経管栄養	自分の口から食事を取れなくなった場合、鼻や口から胃までチューブを挿入し、または胃ろうを通じて、栄養剤を胃まで送る方法。 ・経鼻栄養法：鼻からチューブを挿入し栄養剤を投与 ・経口栄養法：口からチューブを挿入し栄養剤を投与 ・胃ろう・腸ろうによる経管栄養法：胃ろう・腸ろうを通じて栄養剤を投与
消毒・滅菌	・滅菌：微生物の生存する確率が100万分の1以下になること ・消毒：病原微生物を死滅または除去させ、害のない程度まで減らしたり、あるいは感染力を失わせるなどして、毒性を無力化させること
心肺蘇生法	心肺機能が停止した状態にある傷病者の自発的な血液循環および呼吸を回復させる試み、あるいは手技を心肺蘇生法(CPR)という。
腸ろう	小腸内と腹壁に穴をあけ外部とのカテーテルを通し、小腸に直接栄養剤を注入すること
動脈血酸素飽和度	心臓から全身に血液を送り出す動脈の中を流れている赤血球に含まれるヘモグロビンの何%に酸素が結合しているか(酸素飽和度)、皮膚を通して(経皮的に)調べた数値
バイタルサイン	「生命徴候」とも訳され「脈拍」「呼吸」「体温」「血圧」「意識レベル」の5つが基本となる。

言葉	解説
標準予防策(スタンダード・プリコーション)	感染症の有無に関わらず、すべての人に対して、血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、損傷した皮膚、粘膜等の湿性生体物質は、感染の可能性があるとみなして対応する方法。手指衛生、手袋、マスク、エプロンなど個人用感染防護具(PPE)の装着やケアに使用した器具の洗浄・消毒、環境対策などが実施に含まれる。

参考：別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)

※以下、「到達目標」の文章は、短くなるよう修正しています。

科目	到達目標
人間の尊厳と自立 (5時間)	○ 利用者の尊厳の保持、自立の支援、といった介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ (5時間)	○ 介護保険制度の仕組みを理解できる。 ○ 介護サービスを利用するときの専門職の役割がわかる。
社会の理解Ⅱ (30時間)	○ 家族、地域、社会とのつながりを理解ができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の基本的な知識を習得している。 ○ 障害者サービスの種類と内容を知る。 ○ 障害者サービスを利用するときの専門職の役割がわかる。 ○ 介護実践に関連する社会のさまざまな制度の概要を理解できる。
介護の基本Ⅰ (10時間)	○ 社会福祉士及び介護福祉士法における、介護福祉士の法定義や義務を理解する。 ○ 介護予防や看取り、災害時における介護福祉士の役割を理解している。 ○ 介護の理念をふまえて介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理を理解し、実践できる。
介護の基本Ⅱ (20時間)	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、必要な支援を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる基本的知識を習得している。 ○ 事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理と働く上での安全対策に関する知識を習得している。
コミュニケーション技術 (20時間)	○ 本人・家族との支援関係を構築することができる。 ○ 利用者の状態に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメントできる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。

科目	到達目標
生活支援技術Ⅰ (20 時間)	○ 生活支援とICFの関係を理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を習得している。 ○ 居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の生活環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ (30 時間)	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ➢ 「環境整備」、「移動・移乗」、「食事」、「入浴・清潔保持」、「排泄」、「着脱、整容、口腔清潔」、「休息・睡眠」、「人生の最終段階における介護」、「福祉用具等の活用」
介護過程Ⅰ (20 時間)	○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○ チームで介護過程を展開する意義と方法を理解できる。
介護過程Ⅱ (25 時間)	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)	○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者に合わせた介護を提供できる。 ○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、関係者との連携を行うことができる。
こころから学びⅠ (20 時間)	○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。
こころから学びⅡ (60 時間)	○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○ 人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)	○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)	○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。

科目	到達目標
認知症の理解Ⅰ (10 時間)	○ 認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ (20 時間)	○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の本人・本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○ 地域のサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ (10 時間)	○ 障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ (20 時間)	○ 様々な障害についての医学的知識を習得している。 ○ 障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域のサポート体制を理解し、支援に活用できる。
医療的ケア (50 時間以上)	○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。

参考:介護の勉強についての情報(2025年3月現在)

介護や日本語の勉強のために参考になるインターネットサイト

にほんごをまなぼう(日本介護福祉士会)

無料で、N2・N3レベルの日本語の勉強、介護の言葉の勉強ができます。

また、介護の勉強のための複数の言語で書かれた各種資料も、
無料でダウンロードできます。

使用するには、ユーザー登録が必要です。

<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/> →QRコードからアクセスできます→



●「にほんごをまなぼう」のサイトで学習できる内容

● 日本語の学習

- ・ N2、N3 の言語知識(文字・語彙・文法)・
読解・聴解の問題が載っています。
インターネット上で学ぶことができます。

● 外国人に向けた介護の学習

- ・ 介護福祉士国家試験(一問一答)や
介護の専門用語の問題が載っています。
インターネット上で学ぶことができます。
また、テキストもダウンロードできます。



●「にほんごをまなぼう」のサイトでダウンロードできる教材

※ダウンロード以外にも、インターネット上でデジタルブックとしても確認可能です

● 介護の日本語テキスト

- ・ 介護現場で使用することばを学ぶことのできる
テキストをダウンロードできます。

テキストの内容は、以下の14言語で確認できます。

- ・ 日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、
クメール語、ビルマ語、モンゴル語、ネパール語、ウズベク語、
ベンガル語、ヒンディー語、タガログ語



がいこくじんじゅこうしゃむ
【外国人受講者向け】

かいごふくししじつむしゃけんしゅう りかい よほん
介護福祉士実務者研修をもっとよく理解するために読む本

れいわ ねん がつはっこう
令和7年3月発行

こうせいろうどうしょうほじょじぎょう
厚生労働省補助事業

じつむしゃけんしゅう がいこくじんじゅこうしゃ うけいれかんきょうせいび かん ちょうさけんきゅうじぎょう けんとういいんかい
実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業 検討委員会

付属資料

社 援 発 第 0328001 号
平 成 20 年 3 月 28 日

(最終改正)
社 援 発 1130 第 41 号
令 和 5 年 11 月 30 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 長
中 核 市 市 長
関 係 団 体 の 長 } 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消した

ときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。

なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 26 号社会局長通知）及び「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 27 号社会局長・児童家庭局長通知）は平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的助言である。

II 法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する養成施設

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、法人格を取得している者であること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

設置者が所有することを原則とせず、実務者研修を適切に実施することができれば、賃借等であっても差し支えないこと。また、教育上必要な際に使用できる状態であればよいこと。

3 設置計画書等に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の 9 か月前まで（当該養成施設が法第 40 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の 8 か月前まで）の提出でよいこと。

4 指定申請書等に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の 3 か月前までの提出でよいこと。

5 学則に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

6 生徒に関する事項

- (1) 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。
- (2) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (3) 新養成施設指定規則別表第 5 に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。
- (4) 看護師又は准看護師の資格を有する生徒については、生徒からの申請に基づき、養

成施設指定規則別表第5に示す医療的ケアの科目の履修について、免許証原本を確認の上、免除して差し支えないこと。

なお、医療的ケアの科目の履修を免除された者が資格取得後、看護師又は准看護師としてではなく、介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事する場合は、介護福祉士の場合は実施手順が細かく定められていること等に鑑み、喀痰吸引等研修（基本研修のうち講義を除く。）を受講するなど、所要の対応をとることが望ましいこと。

（5）入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

7 教員に関する事項

（1）教員の数、新養成施設指定規則別表第5に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。

（2）原則として、教員は、一の実務者養成施設（一の実務者養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程）に限り、専任教員となるものであること。なお、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、次のとおりの取扱いとすること。

ア 教務に関する主任者

実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第7条の2第1号ホ（1）から（5）（同条第2号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとする。

イ 専任教員

新養成施設指定規則第7条の2第1号ハ（同条第2号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めたものであること。

ウ 介護過程Ⅲ

介護福祉士実習指導者講習会修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第7条の2第1号ホ（1）から（5）（同条第2号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ヘ（同条第2号イにおいて準用する場合を含む。）の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、

介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとする。

エ 医療的ケア

新養成施設指定規則第7条の2第1号ト（同条第2号イにおいて準用する場合を含む。）の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Ⅰの7の（4）と同様であること。

8 教育に関する事項

（1）新養成施設指定規則別表第5に定める教育内容は、別表5の内容以上であること。

（2）新養成施設指定規則別表第5に定める科目には、別表5に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。

（3）教育方法は、専ら通学による方法（以下「通学課程」という。）と、通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせる方法（以下「通信主体の課程という。）の両方を認めていること。

なお、通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。

通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業には、新養成施設指定規則第7条の2第2号に定める通信課程に係る基準を適用すること。

（4）教育の質が担保される場合には、一部の教育について他の養成施設等（別添2-Ⅱにおいては、他の法第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号の規定に基づく学校又は養成施設等をいう。以下同じ。）に実施させることが可能であること。

ただし、実務者研修の実施に係る最終的な責任はあくまでも実務者養成施設が負うものであり、また、少なくとも実務者研修の一部については実務者養成施設が自ら研修を行う必要があるものとし、研修の全てを他の養成施設等に実施させることは認められないこと。

なお、面接授業によらなければならない「介護過程Ⅲ」の教育を他の養成施設等を実施させる場合においては、その実施先は、他の養成施設等又は介護実習Ⅱを行う介護実習施設のいずれかによるものとする。

この場合において、実施先における教育の質を担保するため、教育を担当する教員については、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てるとともに、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの教育を他の養成施設等に実施させる場合には、7の(2)の要件を満たす必要があること。

(5) 他研修等の修了認定に係る養成施設の留意事項については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号）のとおりであること。

(6) 各科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど適切な方法により行うこと。

また、各科目について、評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。

9 医療的ケアに関する事項

新養成施設指定規則別表第5備考2に規定する講義の時間数及び演習並びに同表備考3に規定する実地研修の回数及び条件については、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(1) 実地研修は、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者との連携なども考えられること。

(2) 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式5による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

10 情報開示に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、生徒の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

11 運営に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

12 経過措置に関する事項

平成33年12月31日以前に修了する実務者研修を行う法第40条第2項第5号に規定する養成施設において、平成34年1月1日以降に修了する実務者研修に係る入所者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、平成30年改正通知の適用日である当該実務者研修の開始日の3か月前までに行うこと。

別表 5（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（5 時間）	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（5 時間）	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30 時間）	①社会と生活のしくみ ②地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③社会保障制度 ④障害者総合支援法 ⑤介護実践に関連する諸制度	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○ 障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ（10 時間）	①介護福祉士の役割と機能 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○ 介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。

		○ 個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ（20 時間）	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護従事者の安全	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。
コミュニケーション技術（20 時間）	①介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ②介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション	○ 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメント（組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォロワーシップ等）に関する知識を理解し、活用できる。

		○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ (20 時間)	①生活支援と I C F ②ボディメカニクスの活用 ③生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○ 生活支援における I C F の意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を習得している。 ○ 居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の生活環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ (30 時間)	①利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用
介護過程Ⅰ (20 時間)	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。

		○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ (25 時間)	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)	①介護過程の展開の実際 ・ 多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・ 介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を実践に習得し、活用できる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
こころとからだのしくみⅠ (20 時間)	介護に関係した身体の仕事の基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、	○ 介護に関係した身体の仕事の基礎的な知識を習得している。

	排泄、着脱、整容、口腔清潔等)	
こころとからだのしくみⅡ (60 時間)	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階のケア	○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。

認知症の理解Ⅰ (10 時間)	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本	○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ (20 時間)	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人への支援の実際	○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ (10 時間)	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本	○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ (20 時間)	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害の特性に応じた支援の実際	○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○ 障害の特性、家族・社会関係、居住

		環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
医療的ケア (50 時間以上)	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。

（注１）各科目について、Ⅰとされているものは基本的事項を学習するものであり、Ⅱとされているものは応用的事項を学習するものである。従って、Ⅱとされているものについては、知識・技術の効果的な定着を促す観点から、一定の実務経験を経た後に学習することが望ましい。介護過程Ⅲを他の養成施設等を実施させる場合においては、介護過程Ⅱにおける学習内容及び演習課題等との一貫性及び統一性が確保されるよう実施先との十分な連携の下行うこと。

（注２）「医療的ケア」の科目に関しては、別表１の留意事項と同様に取り扱うこと。

（様式６）

介護福祉士実務者養成施設設置計画書

1 名 称										
2 位 置										
3 設置者 (名称・所在地)	名 称									
	住 所									
4 設置年月日										
5 種類等	種 類			1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限			
	第 5 号養成施設 (養成施設指定規則第 7 条の 2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)									
6 開講期間										
7 養成施設の 長の氏名					8 事務職員 の氏名					
9 専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号				
10 介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員										
11 医療的ケア を担当する教員										
12 その他の教員										
13	指定規則上の科目名 (時間数)		時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等 実施させる場合にあっては実施先の名称						
	人間の尊厳と自立 (5)									
	社会の理解Ⅰ (5)									
開 講	社会の理解Ⅱ									

科目	(3 0)		
	介護の基本Ⅰ		
	(1 0)		
	介護の基本Ⅱ		
	(2 0)		
	コミュニケーション技術		
	(2 0)		
	生活支援技術Ⅰ		
	(2 0)		
	生活支援技術Ⅱ		
	(3 0)		
	介護過程Ⅰ		
	(2 0)		
	介護過程Ⅱ		
	(2 5)		
	介護過程Ⅲ		
	(4 5)		
	こころとからだのしくみⅠ		
	(2 0)		
	こころとからだのしくみⅡ		
	(6 0)		
	発達と老化の理解Ⅰ		
	(1 0)		
	発達と老化の理解Ⅱ		
	(2 0)		
	認知症の理解Ⅰ		
	(1 0)		
	認知症の理解Ⅱ		
	(2 0)		

	障害の理解Ⅰ						
	(1 0)						
	障害の理解Ⅱ						
	(2 0)						
	医療的ケア						
	(5 0)						
	合計						
	(4 5 0)						
14	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
	建物延面積		m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
	15 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型		器 台 式 式 式 台 体 体 体
		施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員
		区分	整備方法				金額
		土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）				千円
		建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）				千円
		設備					千円
		合計					千円

18 資金計画	区分	金額
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

（注２）６の開講期間には、授業開始年月日及び授業修了年月日を記載すること。なお、１年間に複数回実施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

（注３）７の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。

（注４）９の教務に関する主任者、１０の面接授業を担当する教員及び１１の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

（注５）９の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第７条の２第１項ホ（１）、（２）、（３）、（４）、（５）のうち該当する条項を記入すること。（例（１））

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

（１） 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後５年以上の実務経験を有する者

（２） 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後５年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

（注６）１０の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調査を作成すること。

また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調査を作成すること。ただし、９の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあっては、教務に関する主任者に係る教員調査のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。

No.

教務に関する主任者に関する調査書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 （学部、学科、専攻）			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会		１．修了 （修了年月： 年 月） ２．未修了	
介護教員講習会		１．修了 （修了年月： 年 月） ２．未修了	
実務者研修教員講習会の講師		講習会実施主体名	
医療的ケア教員講習会		１．修了 （修了年月： 年 月） ２．未修了	
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会		１．修了 （ 年 月 日 ～ 年 月 日） ２．未修了	
介護過程Ⅲにおける修了講習会		１．実習指導者講習会 （修了年月： 年 月） ２．介護教員講習会 （修了年月： 年 月） ３．実務者研修教員講習会（修了年月： 年 月） ４．主任指導者養成講習会（修了年月： 年 月） ５．指導者養成講習会 （修了年月： 年 月） ６．未修了	
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資格・ 免許・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日

- （注１） 教務に関する主任者ごと作成すること。
- （注２） 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
- （注３） 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。
- （注４） 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号）を参照のこと。

No.

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調査書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 （学部、学科、専攻）			
担当予定科目			
該当番号			
修了講習会		1. 実習指導者講習会 （修了年月： 年 月） 2. 介護教員講習会 （修了年月： 年 月） 3. 実務者研修教員講習会（修了年月： 年 月） 4. 主任指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 5. 指導者養成講習会 （修了年月： 年 月） 6. 未修了	
教育 歴・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号）を参照のこと。

(注5) 他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

No.

医療的ケアを担当する教員に関する調査書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 （学部、学科、専攻）			
該当番号			
医療的ケア教員講習会		1. 修了 （修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業（不特定多 数の者を対象としたものに限る。） における指導者講習会		1. 修了 （ 年 月 日 ～ 年 月 日） 2. 未修了	
教育 歴・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書

エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

オ 実務者養成施設の長の履歴、就任承諾書

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 学則

6 入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)

7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

8 教育用機械器具及び模型の目録

9 時間割及び授業概要(別表5の教育に含まれる事項に該当する箇所に下線を引くこと。)

10 実務者養成施設に係る収支予算及び向う2年間の財政計画

11 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。

※ 通信課程を設ける場合には1から11に加え以下の書類を添付すること。

12 通信養成を行う地域

13 添削その他の指導の方法(各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもらう)

14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

15 課程修了の認定方法

16 通信養成に使用する教材の目録

(様式 7)

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

都道府県知事 殿

申 請 者 印

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条の規定に基づき申請します。

1 名 称							
2 位 置							
3 設置者 (名称・所在地)		名 称					
		住 所					
4 設置年月日							
5 種類等	種 類			1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限
	第 5 号養成施設 (養成施設指定規則第 7 条の 2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)						
6 開講期間							
7 養成施設の 長の氏名				8 事務職員 の氏名			
9 専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号	
10 介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員							
11 医療的ケア を担当する教 員							
12 その他の教 員							
13 開 講	指定規則上の科目名 (時間数)		時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立 (5)						
	社会の理解 I (5)						

科目	社会の理解Ⅱ (30)		
	介護の基本Ⅰ (10)		
	介護の基本Ⅱ (20)		
	コミュニケーション技術 (20)		
	生活支援技術Ⅰ (20)		
	生活支援技術Ⅱ (30)		
	介護過程Ⅰ (20)		
	介護過程Ⅱ (25)		
	介護過程Ⅲ (45)		
	こころとからだのしくみⅠ (20)		
	こころとからだのしくみⅡ (60)		
	発達と老化の理解Ⅰ (10)		
	発達と老化の理解Ⅱ (20)		
	認知症の理解Ⅰ (10)		
	認知症の理解Ⅱ (20)		

	障害の理解Ⅰ (10)						
	障害の理解Ⅱ (20)						
	医療的ケア (50)						
	合計 (450)						
14 建 物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
	建物延面積		m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
15 教育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型			器 台 式 式 式 台 体 体 式 体
16 面 接 授 業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設 置 年月日	位 置		入所 定員	担当 教員

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実

施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。

(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後５年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。
また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあつては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。

No.

教務に関する主任者に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢（ 歳）		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会	1. 修了 (修了年月： 年 月) 2. 未修了		
介護教員講習会	1. 修了 (修了年月： 年 月) 2. 未修了		
実務者研修教員講習会の講師	講習会実施主体名		
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月： 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ～ 年 月 日) 2. 未修了		
介護過程Ⅲにおける修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月： 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月： 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月： 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 6. 未修了		
教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 教務に関する主任者ごと作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと

No.

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調査書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
修了講習会		1. 実習指導者講習会（修了年月： 年 月） 2. 介護教員講習会（修了年月： 年 月） 3. 実務者研修教員講習会（修了年月： 年 月） 4. 主任指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 5. 指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 6. 未修了	
教育 歴・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

- (注1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。
- (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
- (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。
- (注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。
- (注5) 他の養成施設に実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

No.

医療的ケアを担当する教員に関する調査書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業（不特定多 数の者を対象としたものに限る。） における指導者講習会		1. 修了（ 年 月 日 ～ 年 月 日） 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

- (注1) 各教員ごとに作成する。
- (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
- (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書

エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

オ 実務者養成施設の長の履歴、就任承諾書

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 学則

6 入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)

7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

8 教育用機械器具及び模型の目録

9 時間割及び授業概要(別表5の教育に含まれる事項に該当する箇所に下線を引くこと。)

10 実務者養成施設に係る収支予算及び向う2年間の財政計画

11 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。

※ 通信課程を設ける場合には1から11に加え以下の書類を添付すること。

12 通信養成を行う地域

13 添削その他の指導の方法(各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもらう)

14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

15 課程修了の認定方法

16 通信養成に使用する教材の目録

令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業
報告書

令和7年3月

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1

Otemachi One タワー

TEL : 03-6257-0700(代表)

〔JOB コード:Y255〕

